

会計情報

Vol. 565
2023.9

Accounting, Tax & Consulting

会計制度委員会研究報告「環境価値取引の会計処理に関する研究報告－気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応－」（公開草案）の概要（第1回）

2023年上期IPO市場の動向

iGAAP in Focus サステナビリティ報告 ISSBが、最初のIFRSサステナビリティ開示基準を公表



Contents

	ページ	
会計・監査	2	会計制度委員会研究報告「環境価値取引の会計処理に関する研究報告—気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応—」(公開草案)の概要(第1回) 公認会計士 豊岳 光晴
	7	2023年上期IPO市場の動向 IPO監査専門チーム 公認会計士 宮本 浩明 公認会計士 長尾 翼
IFRS	14	iGAAP in Focus 財務報告 IASB、IFRS第15号の適用後レビューについて意見を募集する トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス
	19	iGAAP in Focus サステナビリティ報告 ISSBが、最初のIFRSサステナビリティ開示基準を公表 トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス
	27	iGAAP in Focus 財務報告 Closing Out—報告の重点領域(2023年6月30日更新版) トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス
パブリック	40	国の会計と関連制度(4回目) ～国における事業別フルコスト情報開示の状況～ 公認会計士 長村 彌角
会計基準等開発動向	61	会計基準等開発動向 『会計情報』編集部

会計制度委員会研究報告「環境価値取引の会計処理に関する研究報告—気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応—」（公開草案）の概要（第1回）

公認会計士 ほうがく みつはる 豊岳 光晴

1. はじめに

日本公認会計士協会（会計制度委員会）は、2023年6月26日に、会計制度委員会研究報告「環境価値取引の会計処理に関する研究報告—気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応—」（公開草案）（以下、「本公開草案」という。）を公表した。

本稿では、本公開草案の概要を2回に分けて紹介する。

第1回	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の会計基準における排出量取引の取扱い クレジットを用いた近年の環境価値取引
第2回	<ul style="list-style-type: none"> 非化石証書を用いた環境価値取引 研究内容を踏まえた提言

本公開草案は、5つのパートから構成されている。

「Ⅰ. はじめに」では、検討の経緯として種々の環境関連取引が近年行われていることを挙げており、本公開草案の検討の対象として環境価値を直接取引対象とする環境関連取引に限定していることが記載されている。

「Ⅱ. 我が国の会計基準における排出量取引の取扱い」では、排出量取引に関する会計処理の会計基準における取扱いとして実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第15号」という。）の概要を紹介したうえで、どのような取引が実務対応報告第15号の適用対象となるのかの判断ポイントについて考察が行われている。

「Ⅲ. クレジットを用いた近年の環境価値取引」では、J-クレジット制度、二国間クレジット制度、ボランタリークレジット制度の概要等が紹介されている。また、環境価値が組み込まれた財又はサービスが提供される取引の例として、カーボンニュートラルガスを取り上げ、検討が行われている。

「Ⅳ. 非化石証書を用いた環境価値取引」では、非化石証書の制度の概要を紹介したうえで、非化石証書を用いた取引としてコーポレートPPA（Power Purchase Agreement（電力購入契約））に関する会計上の論点について分析が行われている。

「Ⅴ. 全体のまとめ」では、これまでの検討を踏まえ、非化石証書の会計処理、バーチャルPPAの会計処理についての提言が行われている。

第1回の本稿では、上記のうち「Ⅰ. はじめに」、「Ⅱ. 我が国の会計基準における排出量取引の取扱い」及び「Ⅲ. クレジットを用いた近年の環境価値取引」の内容について紹介する。

第2回では、「Ⅳ. 非化石証書を用いた環境価値取引」、及び、「Ⅴ. 全体のまとめ」について紹介することを予定している。

(1) 検討の経緯

企業のESG課題に対する取り組みの重要性が高まるなか、世界的な脱炭素、低炭素化によるサステナブルな社会の実現に向けた動きを踏まえて、種々の環境関連取引が行われるようになってきている。我が国では、環境関連取引については、2004年に企業会計基準委員会（ASBJ）より公表された実務対応報告第15号において、環境関連取引のうち、京都議定書で定められた京都メカニズムにおけるクレジット等の会計上の取扱いが定められているものの、昨今、幅広い企業に広がりを見せる非化石証書といった新たな環境関連取引に関し、会計処理が明らかにされていないものがある。

このような状況を踏まえ、日本公認会計士協会は、環境関連取引に関する会計処理の考え方を整理し、本公開草案を公表することとした。

(2) 検討の対象及び検討の概要

環境関連取引には、例えば温室効果ガス排出削減・吸収という環境の保全に関する付加価値（以下、「環境価値」という。）を直接取引対象とするもののほか、サステナビリティ・リンク・ボンド等、サステナビリティ関連指標が取引条件に組み込まれた資金調達取引も含まれると考えられる。全ての環境関連取引を本公開草案で取り扱うことは困難であると判断し、環境価値を直接取引対象とする環境関連取引（以下、「環境価値取引」という。）を本公開草案の検討の対象とすることとしたとされている。

本公開草案では、クレジットと、非化石証書の性格の相違に着目し、両者を区分して検討が行われている。本公開草案で行われている検討の概要は以下の通りであ

る。

- ・実務対応報告第15号の公表又は改正時に適用対象とすることが想定されていた従来のクレジットと、その後に応じたクレジット又は非化石証書の性質の類似性
- ・新たなクレジット又は非化石証書に実務対応報告第15号を適用することの可否
- ・新たなクレジット又は非化石証書に実務対応報告第15号が適用されない場合、当該クレジット又は非化石証書の資産性の有無

また、クレジットを用いた環境価値取引としてカーボンニュートラルガス、非化石証書を用いた環境価値取引として再生可能エネルギー由来の電力を調達するコーポレートPPAの会計上の論点について、検討が行われている。

(3) 本公開草案の位置付け

本公開草案の対象とされている環境価値取引に係る会計上の取扱い等について、これまでの日本公認会計士協会における調査・研究の結果及びこれを踏まえた現時点における考えを取りまとめたものである。

なお、本公開草案で示されている考察は、現時点における調査・研究の成果を踏まえた考察であり、あくまで

も現時点における一つの考え方を示したにすぎないことから、実務上の指針として位置付けられるものではなく、また、実務を拘束するものでもないとされている。

2. 我が国の会計基準における排出量取引の取扱い

(1) 実務対応報告第15号の概要

我が国の会計基準における排出量取引の取扱いについては、2004年にASBJから実務対応報告第15号が公表されている。

実務対応報告第15号は、京都メカニズムにおけるクレジットを対象とし、京都メカニズム以外のクレジットについても、会計上、その性格が類似しているものについては、実務対応報告第15号を参考に会計処理を行うものとされている。

実務対応報告第15号では、京都メカニズムにおけるクレジットを専ら第三者に販売する目的で取得する場合と、将来の自社使用を見込んで取得する場合に分けて会計処理が定められている。

本公開草案で主に想定している、クレジット等を自社で利用する場合の会計処理は【図表1】の通りである。

【図表1】 将来の自社使用を見込んで排出クレジットを取得する場合の会計処理の考え方

	会計処理の概要
他者から購入する場合	「無形固定資産」又は「投資その他の資産」の購入として会計処理を行う。減価償却は行わず、自社の排出量削減に充てられたときに、費用計上する。
出資を通じて取得する場合	個別財務諸表上、出資を企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って会計処理し、京都メカニズムにおけるクレジットが分配された場合は、株主が現金以外の財産の分配（現物の分配）を受けた場合と同様に会計処理を行う。出資先が子会社又は関連会社に該当する場合には、連結財務諸表上、連結又は持分法により会計処理する。
無償で取得する場合	排出枠の取得時には会計上取引を認識しない。排出枠を第三者へ売却した場合、売却の対価は仮受金その他の未決算勘定として計上し、当該スキームに参加する複数年度を通算して目標達成が確実に見込まれた時点で利益に振り替える。

(2) 京都メカニズムにおけるクレジットとの類似性の評価に関する考察

本公開草案では、実務対応報告第15号が公表されて以降に見られる新たな環境価値取引について、実務対応報告第15号の適用可否の判断のポイントを整理するこ

とを目的として、実務対応報告第15号で排出クレジットの性格として挙げられている特徴の整理を行っている。

本公開草案で示されている整理は、【図表2】のとおりである。

【図表2】 実務対応報告第15号で排出クレジットの性格として挙げられている特徴の考察

(1) 京都議定書における国際的な約束を各締約国が履行するために用いられる数値であること	環境関連の取組に関連して、定量的な数値（二酸化炭素換算量等）で示されるものであるということが特徴の一つとして挙げられると考えられる。必ずしも「京都議定書における国際的な約束を各締約国が履行するため」のものである必要はないと考えられるものの、排出削減に関する一定の削減目標又は義務を達成するために用いられるものであるかどうかは考慮する必要があるとも考えられる。
--	---

(2) 国別登録簿においてのみ存在すること	類似性の検討に当たっては「国別登録簿」そのものによる管理である必要はないものと考えられる。 クレジットの信頼性が確保されている必要はあると考えられることから、クレジットの発行が適切に行われていること、発行後のクレジットの帰属主体が明確となるように保有、移転、取得、取消、償却等の管理が適切に行われていることは重要なことと考えられる。
(3) 所有権の対象となる有体物ではなく、法定された無体財産権ではないということ	有体物である場合には会計上も有形の資産としての会計処理の検討が、法定された無体財産権である場合には無形資産としての会計処理の検討が、まず行われるものと考えられることから、それらのいずれにも該当しないことが特徴の一つとして挙げられる。
(4) 取得及び売却した場合には有償で取引され、財産的価値を有していること	保有するクレジットについて資産計上を行うことから、類似性の検討に当たっては、有償で取引され、財産的価値を有している必要があるものと考えられる。 「第三者への売却可能性に基づく財産的価値を有していることに着目して資産計上」され、「第三者へ売却する可能性がないと見込まれる場合には費用とすることが適当である。」とされていることから、第三者への売却可能性も考慮すべきポイントになるものと考えられる。

3. クレジットを用いた近年の環境価値取引

(1) J-クレジット制度

J-クレジット制度¹とは、省エネルギー設備導入及び再生可能エネルギー利用によるCO2等の排出削減量並びに、森林管理によるCO2等の吸収量をクレジットとして国が認証する制度であり、国（経済産業省、環境省、農林水産省）が制度管理者となって運営されている。

J-クレジットは、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）やエネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下、「省エネ法」という。）といった国内の法制度への報告及び国際イニシアチブへの報告（CDP²、RE100³等）並びに企業の自主的な取組など様々な用途への活用が可能である。

本公開草案で示されたJ-クレジットと京都メカニズムにおけるクレジットの特徴を踏まえた類似性に関する検討は【図表3】のとおりである。

【図表3】 京都メカニズムにおけるクレジットの特徴に照らした類似性の検討（J-クレジット）

(1) 京都議定書における国際的な約束を各締約国が履行するために用いられる数値であること	省エネルギー設備導入及び再生可能エネルギー利用によるCO2等の排出削減量、並びに森林管理によるCO2等の吸収量が「クレジット」として認証されたものであり、環境の取組に関連して定量的な数値で示されるものであると言える。 J-クレジットはNDC（国が決定する貢献、Nationally Determined Contributions）達成に資する可能性のあるカーボン・クレジットと考えられており、国内の法制度への報告（温対法や省エネ法）にも活用されている。
(2) 国別登録簿においてのみ存在すること	制度管理者（経済産業省・環境省・農林水産省）によって「J-クレジット登録簿システム」において認証発行されたクレジットの保有、移転、無効化等が電子的に記録されている。
(3) 所有権の対象となる有体物ではなく、法定された無体財産権ではないということ	所有権の対象となる有体物ではなく、また、法律上の取扱いは明確ではないため、法定された無体財産権にも該当しないと考えられる。
(4) 取得及び売却した場合には有償で取引され、財産的価値を有していること	J-クレジットは相対取引及び入札販売により有償で売買される。このため、J-クレジットは、取得及び売却した場合には有償で取引され、財産的価値を有していると考えられる。

1 J-クレジット制度の詳細については、J-クレジット制度ホームページ（<https://japancredit.go.jp/>）及び「J-クレジット制度について」（2023年7月J-クレジット制度事務局）（https://japancredit.go.jp/data/pdf/credit_001.pdf）を参照のこと

2 CDPは、2000年に発足した英国の慈善団体が管理する非政府組織（NGO）であり、投資家、企業、国家、地域、都市が自らの環境影響を管理するためのグローバルな情報開示システムを運営している。CDPジャパンホームページ「CDPについて」（<https://japan.cdp.net/>）

3 RE100とは、企業が自らの事業の使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアチブである。環境省ホームページ「RE100の取組」（<https://www.env.go.jp/earth/re100.html>）

本公開草案では、J-クレジットは京都メカニズムにおけるクレジットとの類似性を一定程度有していると考えられるため、実務対応報告第15号の考え方を斟酌して会計処理を行う対象として取り扱うことも考えられるとされている。

しかしながら、実務対応報告第15号では排出クレジットとの類似性の判断基準が示されていないため、実務上、実務対応報告第15号の適用可否の判断についてばらつきが生じている可能性があると考えられるとの課題が示されている。

また、J-クレジット制度については、2022年6月公表の「カーボン・クレジット・レポート」においても記載されているとおり、「カーボン・クレジット市場」の創設等、J-クレジットを取り巻く環境の整備が検討されているところである。このため、今後更にJ-クレジットの性格について変化が生じる可能性があり、会計処理の検討に影響を及ぼす可能性があるとの課題が示されている。

(2) 二国間クレジット制度

二国間クレジット制度 (Joint Crediting Mechanism: JCM)⁴は、日本が途上国と協力して温室効果ガスの削減に取り組み、削減の成果を両国で分け合う制度である。

具体的には、日本政府が支援する事業の下、日本企業による投資を通じてパートナー国において優れた脱炭素技術やインフラ等の普及を促進することにより、パートナー国の温室効果ガス (GHG) 排出削減・吸収や持続可能な発展に貢献し、その日本の貢献を定量的に評価してクレジットを獲得するという仕組みである。

JCMクレジットは国家間の取り組みにより発行されるクレジットであるが、プロジェクト参加者に限らず、法人 (内国法人・外国法人) はJCM登録簿に口座を開設し、JCM登録簿に開設された各法人保有口座間でJCMクレジットの移転を行うことが可能であるため、実質的にJCMクレジットの売買取引を行うことができる。

本公開草案で示されたJCMクレジットと京都メカニズムにおけるクレジットの特徴を踏まえた類似性に関する検討は【図表4】のとおりである。

【図表4】 京都メカニズムにおけるクレジットの特徴に照らした類似性の検討 (JCMクレジット)

(1) 京都議定書における国際的な約束を各締約国が履行するために用いられる数値であること	JCMクレジットは、JCMプロジェクトにおける温室効果ガス排出削減・吸収量をクレジット化したものであり、環境の取組に関連して定量的な数値で示されるものであると言える。 二国間クレジット制度はNDCの達成に活用できる制度であることが明記されている。
(2) 国別登録簿においてのみ存在すること	JCM登録簿担当省 (環境省、経済産業省) が作成及び運用するJCM登録簿システムにおいて、発行されたクレジットの保有、移転、無効化等が電子的に記録されている。
(3) 所有権の対象となる有体物ではなく、法定された無体財産権ではないということ	所有権の対象となる有体物ではなく、また、法律上の取扱いは明確ではないため、法定された無体財産権にも該当しないと考えられる。
(4) 取得及び売却した場合には有償で取引され、財産的価値を有していること	JCMクレジットは相対取引及び入札販売により有償で売買される。このため、JCMクレジットは、取得及び売却した場合には有償で取引され、財産的価値を有していると考えられる。

本公開草案では、JCMクレジットは京都メカニズムにおけるクレジットとの類似性を一定程度有していると考えられるため、実務対応報告第15号の考え方を斟酌して会計処理を行う対象として取り扱うことも考えられるとされている。

しかしながら、実務対応報告第15号では排出クレジットとの類似性の判断基準が示されていないため、実務上、実務対応報告第15号の適用可否の判断についてばらつきが生じている可能性があると考えられるとの課題が示されている。

また、以下のような論点について、どのように実務対応報告第15号を適用すべきか明確な定めはないものと考えられるとの課題が示されている。

- ・ 出資に付随して取得するJCMクレジットの取引は、実務対応報告第15号で想定される「出資を通じて取得する場合」に該当するか。
- ・ JCMクレジットの全部又は一部を日本政府に引き渡す約束がある場合に、企業はJCMクレジットの全部を取得したと考えるべきか。
- ・ 日本政府からJCM制度に関して補助金を受ける場合に、当該補助金はJCMクレジットの会計処理に影響を及ぼすこととなるのか。
- ・ 出資のうち「これまで保有していた出資の帳簿価額のうち実質的に引き換えられたものとみなされる額」の算定について、どのような方法が合理的であると想定されているのか。

4 環境省HP JCM (二国間クレジット制度) について (<https://www.env.go.jp/earth/jcm/>) 及び「カーボン・クレジット・レポート」(2022年6月経済産業省) (https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_credit/pdf/20220627_1.pdf) 13ページ及び25ページ参照

(3) ボランタリークレジット制度

政府が主導するクレジットであるJ-クレジット及びJCMクレジットのほか、民間セクターが運営するボランタリークレジットが国内外に存在しており、今後もこのような環境関連のクレジットの取引の増加が見込まれている。実務上の対応としては、実務対応報告第15号を参照して会計処理を検討している状況であると思われるが、様々なボランタリークレジット制度に京都メカニズムにおけるクレジットの特徴を当てはめて検討することは難しい可能性があるとの課題が示されている。

また、ボランタリークレジット制度は、政府主導の制度と比較すると規制や法的な拘束力がない場合や、取引価格や取引量が不透明である場合も考えられるため、制度自体の信頼性の程度が低い可能性がある。実務対応報告第15号を適用した場合は、「第三者への売却可能性に基づく財産的価値」を根拠に資産計上される可能性があるが、資産性の有無の判断にばらつきが生じる可能性もあるとの課題が示されている。

(4) 環境価値が組み込まれた財又はサービスが提供される取引

実務対応報告第15号では、排出クレジットについて、専ら第三者に売却することを目的として取得するか、将来の自社使用を見込んで取得する場合を想定していた。近年では、電気やガスの供給事業者において、自社の排出量削減に加えて、環境価値を自社の商品の価値に組み込んで顧客に通常よりも高い価格で売却することを目的として排出クレジットを使用する取引が見受けられ、その際、環境価値の取引手段としてボランタリークレジットが用いられることがある。

本公開草案では、ボランタリークレジットを使用した取引の事例として、カーボンニュートラルガスを取り上げ、ガス製造会社の会計処理の検討が示されている。

カーボンニュートラルLNG（液化天然ガス）、カーボンニュートラルLPG（液化石油ガス）とは、ガスの採掘から燃焼に至るまでの工程で発生する温室効果ガスを、ボランタリークレジット⁵により相殺し、排出量を実質ゼロとしたガスであり、バリューチェーン全体での温室効果ガス削減を行ったものである。

ボランタリークレジットの活用には、産ガス国においてボランタリークレジットの償却によるカーボンオフセット済みの原料を輸入するという方法のほか、国内のガス製造会社自身がクレジットを取得し、顧客への販売前の製造段階でクレジットの償却を行う、又は、顧客への販売後に事後的にクレジットの償却を行うことでカーボンオフセットが行われることがある。

産ガス国においてカーボンオフセットが行われる場合、国内の事業者は直接クレジット取引に関与しないことから、通常よりも高い単価の原料を仕入れているに過

ぎず、会計処理の論点は特に生じないと考えられる。一方、国内のガス製造会社がボランタリークレジットを取得し、償却する場合、実務対応報告第15号の適用可否や、具体的な会計処理が明確でないとして、ボランタリークレジットについて実務対応報告第15号の適用対象となる場合とならない場合に分けて、検討が行われている。本公開草案で示された検討、及び、示された課題は次の通りである。

① 実務対応報告第15号の適用対象となる場合

取得したボランタリークレジットを資産に計上した上で、ボランタリークレジットを償却したときに費用処理することとなる。

実務対応報告第15号では、売上高に対応する商品等の仕入又は製造に要する原価については、売上原価又は製造原価になると考えられるとされていることから、排出クレジットの使用により環境価値を自社の商品に組み込んで顧客に通常よりも高い価格で売却することが期待できる場合、原価として処理を行い顧客に販売するまでは棚卸資産として計上することも考えられるとの検討が示されている。

また、顧客への販売後に事後的にカーボンオフセットを行った場合、特にクレジットを費用化するタイミングが問題となるが、実務対応報告第15号では、クレジットの償却が確実に見込まれる場合や第三者へ売却する可能性がないと見込まれる場合には費用とすることが適当であるとされていることから、各企業においてクレジットの使用見込み等を判断した上で、クレジットの実際の償却よりも早いタイミングで費用処理を行うことが適切な場合もあるものと考えられるとの検討が示されている。

② 実務対応報告第15号の適用対象とならない場合

取得したボランタリークレジットの資産計上の可否について検討を行ったうえで、クレジットを資産計上することが適切であると判断される場合には、その後の会計処理については実務対応報告第15号を参考に会計処理を行うことが考えられる。

一方で、資産計上することが適切でない判断される場合には、クレジットの取得時に費用処理を行うこととなると考えられるが、その際の費用処理の方法として原価として処理を行い、顧客への販売までの期間について棚卸資産の原価に含める余地があるのか、検討を行う必要があるとの課題が示されている。

これらの検討を行う際の判断基準が明確でないことから、会計処理や開示にばらつきが生じている可能性があるとの課題が示されている。

以上

⁵ カーボンニュートラルガスについては、ボランタリークレジットを活用した事例のほか、J-クレジットを活用した事例も認められるが、本公開草案ではボランタリークレジットを活用した事例を前提に検討が行われている。

2023年上期IPO市場の動向

IPO監査専門チーム 公認会計士 **宮本 浩明** みやもと ひろあき
 公認会計士 **長尾 翼** ながお つばさ

1. はじめに

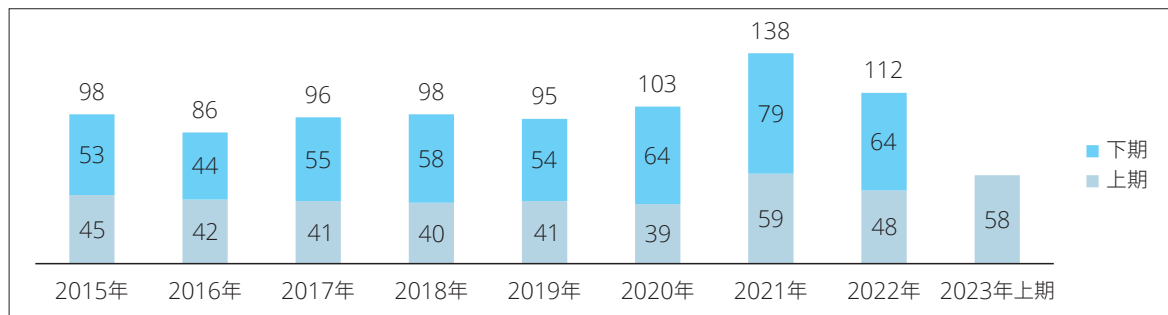
2023年上期の株式市場は、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や資源価格の高騰など不安定な状況が続いたものの、日経平均株価がバブル崩壊後の最高値を更新するなど好調な推移を見せた。

このようななか、国内IPO企業数は58社（TOKYO PRO Marketへの上場14社及びTOKYO PRO Market

を經由した上場2社を含む）と、2022年上期の48社（TOKYO PRO Marketへの上場11社を含む）から10社増加した。長期トレンドで見ても、図表1のとおり、2021年上期（59社）に迫る水準であり、国内IPO市場は引き続き堅調といえる。

以下、2023年上期の国内IPO市場の動向と特徴を整理してみることにする。

【図表1】国内IPO企業数の推移（単位：社）



（注）TOKYO PRO Marketへの上場、TOKYO PRO Marketを經由した上場を含む。

2. 2023年上期のIPOの特徴

2023年上期のIPOの主な特徴を要約すると、以下のとおりである。各項目の詳細については後述する。

- ① 市場別…グロース市場へのIPOの割合は高く、全体の72%を占めている。
- ② 業種別…情報通信業が全体の45%、サービス業が全体の22%を占めた。
- ③ 発行総額…発行総額100億円を超えるIPO企業は5社と前年同期0社から大きく増加し、10億円未満の小型IPOは減少した。また、海外での募集・売出しを実施したIPOも13社（前年同期7社）と増加した。
- ④ IPOのタイミング…期越え上場数は20社となり、全体の45%を占める結果となった。
- ⑤ IFRS（国際財務報告基準）適用によるIPO…IFRS

適用IPO企業は5社となり、前年同期0社から増加した。

- ⑥ 時価総額…初値時価総額1,000億円以上の企業は4社となり、前年同期1社から増加した。
- ⑦ 赤字上場…上場直前期の当期純損失企業は10社であり、前年同期8社から増加した。

① 市場別

直近の市場別のIPO企業数は、図表2のとおりである。2023年上期のプライムへのIPO企業数は1社、スタンダードへのIPO企業数は10社となっている。グロースへのIPO企業数は29社、東京証券取引所（以下、「東証」という）の新市場区分におけるIPO企業数に占める割合は72%と高い水準となっている。なお、TOKYO PRO Market では14社の上場があり、前年同期の11社から増加している。

【図表2】市場別IPO企業数の推移（単位：社）

	2019年上期	2020年上期	2021年上期	2022年上期	2023年上期
新市場区分					
プライム				0	1
スタンダード				4	10
グロース				17	29
旧市場区分					
東証一部	1	2	3	1	
東証二部	5	4	2	3	
JASDAQ	3	5	11	1	
マザーズ	27	22	37	10	
TOKYO PRO Market	3	5	6	11	14
その他	2	1	0	1	4
合計	41	39	59	48	58

	2019年上期	2020年上期	2021年上期	2022年上期	2023年上期
グロース市場IPO企業数割合				80%	72%

(注1) 2022年4月の東証市場区分の変更に伴い、「2022年上期IPO市場の動向」から表の記載を変更している。

(注2) グロース市場IPO企業数割合は、東証の新市場区分のIPO企業数に基づき算出している。

(注3) 重複上場した会社については、東証側でカウントしている。

(注4) 2023年上期「その他」は、札幌証券取引所本則市場1社、名古屋証券取引所メイン市場2社、同ネクスト市場1社である。

(注5) TOKYO PRO Marketを経由した上場を含む。

② 業種別

2023年上期にIPOした企業の業種別の内訳（TOKYO PRO Market を除く）は図表3のとおりである。2023年上期では情報通信業20社、サービス業10社となり、2業種合計では30社と全体の68%（前年同期は64%）を占めている。

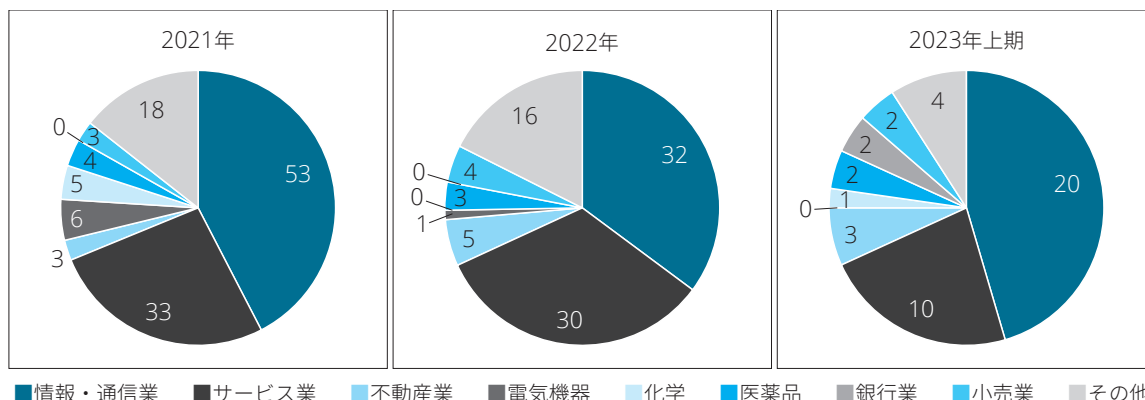
代表的な情報通信業では、VTuberプロダクションである「ホロライブプロダクション」を運営するカバー(株)があり、代表的なサービス業では、医療機関支援等の事

業を展開する(株)シーユーシーがある。

また、2023年上期は、銀行業である住信SBIネット銀行(株)、楽天銀行(株)が立て続けにIPOしている点も特徴的である。住信SBIネット銀行(株)は、2022年2月に上場承認を受けたがロシア・ウクライナ情勢や株式市場の低迷によりIPOを延期しており、今回改めてIPOを果たした。

これらは、後述する初値時価総額ではいずれも1,000億円を超えるIPOとなった。

【図表3】業種別IPO企業数（単位：社）



(注) TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

初値と公開価格の倍率が高かったIPO企業は図表4のとおりである。いずれも革新的な技術やサービスの提供により将来の成長が期待される企業であり、将来の成長が期待できるビジネス等に対する投資家の期待が高い傾向にあった。このうち、(株) i s p a c e は、月への物資輸送サービスをはじめとした月面開発事業を手掛けており、先端的な領域において新技術を活用して新たな市場

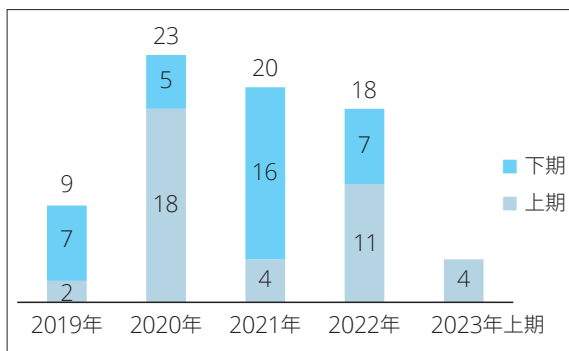
の開拓を目指す研究開発型企業、いわゆる「ディープテック企業」である。

一方で、初値が公開価格を下回った公開価格割れのIPO企業数の推移が図表5のとおりである。2023年上期においては、前述のとおり株式市場の好調もあり、初値が公開価格を下回った公開価格割れのIPO企業数は4社と、2022年上期の11社から減少している。

【図表4】 2023年上期において公開価格比（初値と公開価格の比）が高かった企業

上場日	会社名	市場	業種	公開価格比	主な業務内容
4月12日	(株) i s p a c e	グロース	サービス業	3.9倍	月への物資輸送サービスをはじめとした月面開発事業
4月18日	(株) ジェノバ	グロース	情報通信業	4.4倍	GNSS 補正情報配信サービス等
6月22日	(株) アイデミー	グロース	情報通信業	5.2倍	AI/DX に関するプロダクト・ソリューション事業

【図表5】 初値が公開価格を下回ったIPO企業数の推移（単位：社）



(注) TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

③ 発行総額

公募金額及び売出し金額を合計した発行総額レンジ別のIPO企業数は、図表6のとおりである。2023年上期の特徴として、2022年上期より発行総額が上昇傾向にある。発行総額100億円以上のIPO企業数は5社であり、2021年上期の10社には届かないものの、22年上期の0社より増加となった。また、発行総額10億円未満のIPO企業数は14社であり、22年上期の25社より大幅減少となった。これらは、後述のように初値時価総額が1,000億円以上の大型IPOが複数あったこと、好調な株式市場を背景に公募価格が高つくやすかったことが要因であると考えられる。

【図表6】 発行総額レンジ別のIPO企業数の推移（単位：社）

	2019年上期	2020年上期	2021年上期	2022年上期	2023年上期
500億円以上	1	0	1	0	2
100億円以上500億円未満	0	1	9	0	3
50億円以上100億円未満	2	3	6	2	2
10億円以上50億円未満	22	17	24	10	23
10億円未満	13	13	13	25	14
合計	38	34	53	37	44

	2019年上期	2020年上期	2021年上期	2022年上期	2023年上期
100億円以上の社数割合	2%	2%	18%	- %	11%
10億円未満の社数割合	34%	38%	24%	67%	31%

(注) TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

また、海外オファリングは増加傾向となった。2023年上期に海外での募集・売出しを実施したIPOはグローバル・オファリング4社、臨時報告書方式9社（前年同期 グローバル・オファリング0社、臨時報告書方式7社）となった。

グローバル・オファリングは、4社中2社が発行総額

500億円以上の大型のIPO、残り2社はいずれも発行総額100億円以下のIPOとなった。臨時報告書方式は、9社全てが発行総額200億円未満と、中型のIPOにおいて株式の一部を海外投資家へ販売する方法が中心となっている。

【図表7】 グローバル・オファリング及び臨時報告書方式によるIPO企業数の推移（単位：社）

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年上期
グローバル・オファリング	1	3	5	3	4
臨時報告書方式	11	13	25	15	9
合計	12	16	30	18	13

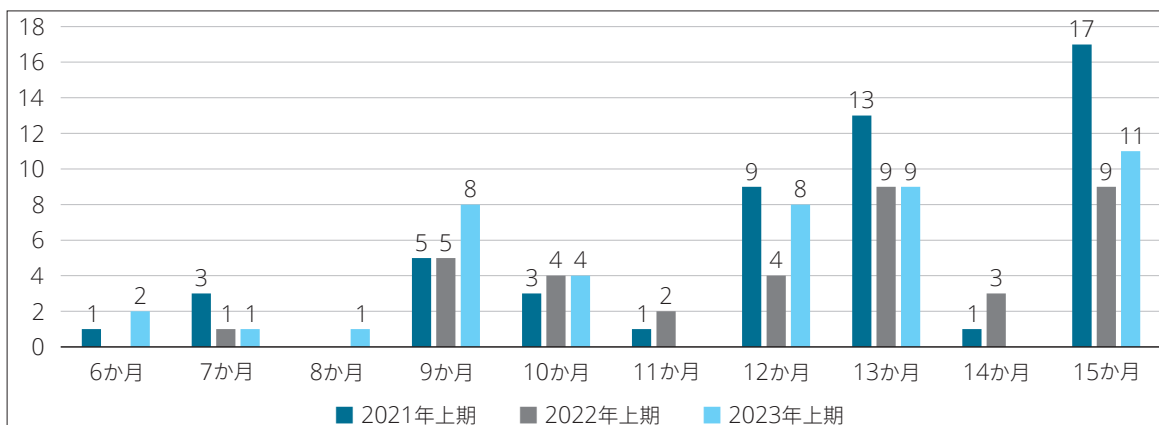
(注) TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

④ IPOのタイミング

最近ではIPOのタイミングが上場申請期の期初から長い企業が多い傾向にあるが、2023年上期も同様の傾向にある。図表8では、2021年上期、2022年上期及び2023

年上期の上場申請期の期初からIPOするまでの月数別の企業数を示している。

【図表8】 上場直前期末からIPOするまでの月数別企業数（単位：社）



(注) TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

2021年から2023年にかけての上期の傾向を見ると、上場申請期の第4四半期期末月（＝上場申請期の期初から数えて12か月目）の上場と上場申請期の期初から数えて13か月目から15か月目での上場、いわゆる「期越え上場」が、他の月と比較して多い傾向が認められる。特に、「期越え上場」については、図表9で示すとおり、2023年上期は20社と全体の45%を占めている。これは、業績予想の達成状況を慎重に見極めてから上場する会社が多いことに起因していると考えられる。

【図表9】 期越え上場の件数と割合

	件数	割合
2021年	49社 (31社)	39% (58%)
2022年	39社 (21社)	42% (56%)
2023年上期	20社	45%

(注) 括弧書きは上期の件数と割合を示している。
また、TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

⑤ IFRS適用によるIPO

最近のIFRSを適用して上場した企業は図表10のとおりであり、投資ファンドが主要株主となっているかもしくは資本上位会社がIFRSを適用している会社となっている。IPOマーケットにおいては、投資ファンドが多くを出資するケースでは上場する際にIFRSを適用する傾向が見受けられる。

2023年上期にIFRSを適用して上場した企業は5社（前年同期0社）となった。2023年上期の上場5社のうち2社は初値時価総額500億円を超える比較的規模の大きい企業である。

【図表10】 IFRSを適用したIPO企業

2019年 (1社)	(株)MDC
2020年 (4社)	(株)きずなホールディングス (株)雪国まいたけ (株)ダイレクトマーケティングミックス (株)バリオセキュア(株)
2021年 (10社)	ウイングアーク1st(株) Appier Group (株) (株)デコルテ・ホールディングス (株)パイロール (株)アシロ シンプレクス・ホールディングス(株) PHCホールディングス(株) (株)AB&Company (株)ネットプロテクションズホールディングス (株)ハイブリッドテクノロジーズ
2022年 (0社)	—
2023年上期 (5社)	(株)ハルメクホールディングス (株)モンスターラボホールディングス AnyMind Group(株) (株)シーユーシー (株)ノバレーゼ

(注) TOKYO PRO Marketは除いている。

⑥ 時価総額

初値時価総額1,000億円を超えるIPOは、2022年上期はAN Y C O L O R(株) 1社であった。2023年上期においては、カバー(株)、住信SBIネット銀行(株)、楽天銀行(株)、(株)シーユーシーの4社が初値時価総額1,000億円以上のIPOとなった。

カバー(株)は、VTuberのキャラクターIP (Intellectual Property：知的財産) 開発、VTuberプロダクション「ホロライブプロダクション」の運営等をしており、上場初値は1,750円（公募価格750円）をつけ、初値時価総額1,070億円となった。同社の上場前2事業年度と申請期の業績をみると、図表11のとおり、売上高、利益共に増収増益となっている。販売費及び一般管理費の主な内訳は給料手当であり、こちらも増加傾向であり、業容が大きく拡大していることを見て取ることができる。上場時の調達資金は、新スタジオに設置する配信用機材

の設備資金及びIPのユース展開促進のための運転資金に充当することを目的としている。

このほか、楽天銀行(株)、住信SBIネット銀行(株)は、いずれもインターネット専業銀行であり、それぞれ2023年上期IPO企業の初値時価総額第一位と第二位であつた。

た。2023年上期の特徴として、インターネット専業銀行による大型のIPOが続いたことが挙げられる。これらに(株)シーユーシーを加えた3社は、いずれも上場企業グループの傘下にある企業であり、親子上場又はそれに準ずる上場である。

【図表11】カバ(株)の業績推移(単位:百万円)

	2021年3月期(直前々期)	2022年3月期(直前期)	2023年3月期(申請期)
売上高	5,724	13,663	20,451
売上総利益	2,777	5,274	9,396
販売費及び一般管理費	1,078	3,419	5,978
(上記のうち、給料手当)	(369)	(837)	(1,323)
営業利益	1,698	1,855	3,417
当期純利益	1,220	1,244	2,508

(注) 2021年3月期及び2022年3月期は2023年2月17日に提出された有価証券届出書に基づき記載している。2023年3月期は2023年6月30日に提出された有価証券報告書に基づき記載している。

また、初値時価総額レンジ別のIPO企業数は、図表12のとおりであり、初値時価総額500億円を超えるIPOは、7社(前述の4社のほか、AnyMind Group(株)、(株)トランザクション・メディア・ネットワークス、(株)ispace)となった。2023年上期の初値時価総額500

億円以上の企業の割合は全体の15%、100億円以上は全体の59%となっており、過去の水準と比較して初値時価総額500億円以上のIPOの割合が高い結果となった。

【図表12】初値時価総額レンジ別のIPO企業数の推移(単位:社)

	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年上期
1,000億円以上	3	1	6	3	4
500億円以上1,000億円未満	3	10	8	1	3
200億円以上500億円未満	21	21	21	12	7
100億円以上200億円未満	25	26	38	24	12
50億円以上100億円未満	19	25	41	30	11
50億円未満	15	10	11	21	7
合計	86	93	125	91	44

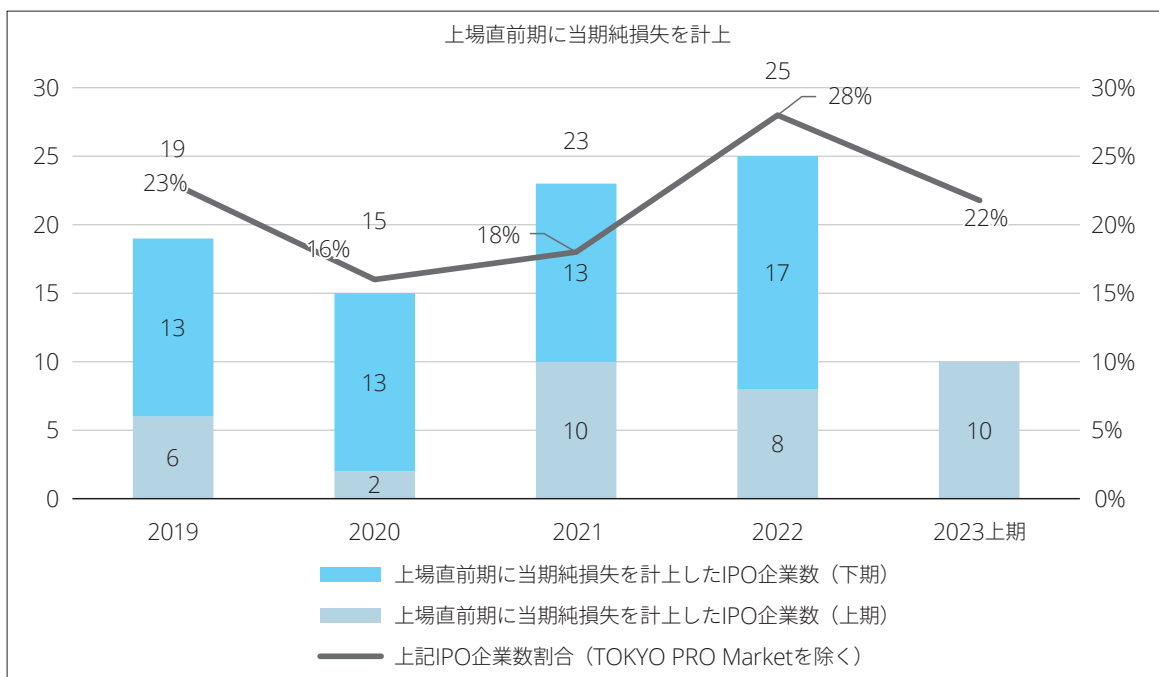
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年上期
100億円以上の社数割合	60%	62%	58%	44%	59%
500億円以上の社数割合	7%	11%	11%	4%	15%

(注) TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

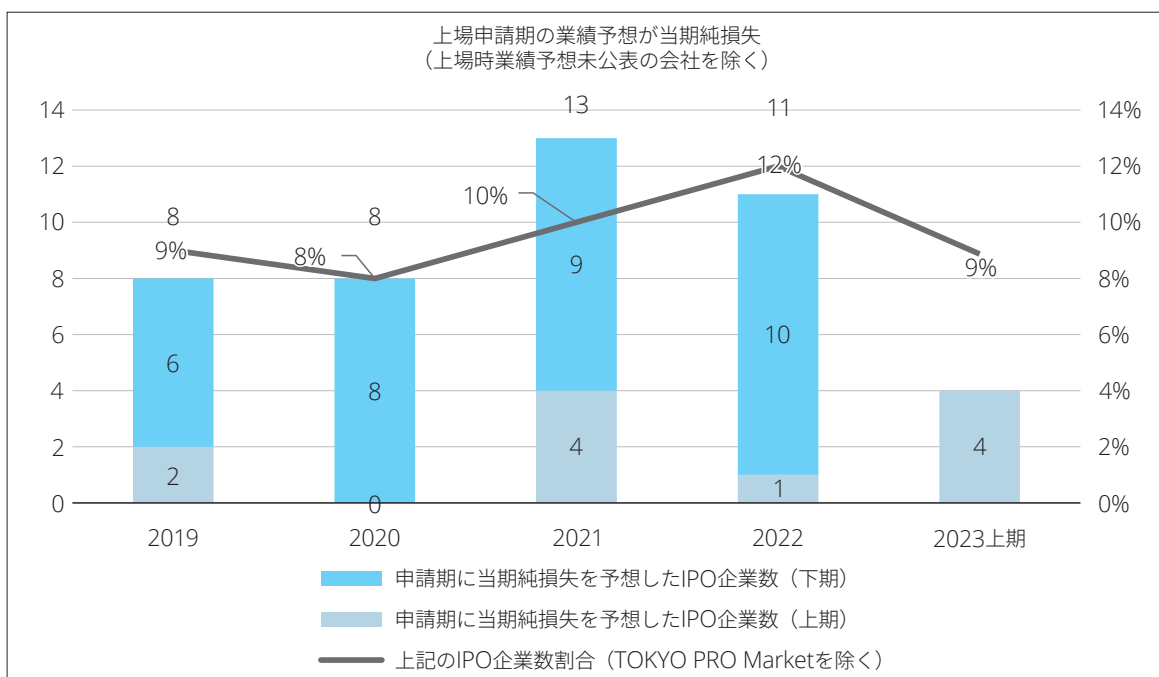
⑦ 赤字上場

2023年上期においては、上場直前期の当期純損失を計上した企業10社、上場申請期においても当期純損失の業績予想をしている企業は4社と、図表13のとおり、過去2年と同程度で推移している。

【図表13】 当期純損失を上場直前期に計上、申請期に予想したIPO企業数の推移（単位：社）



（注） TOKYO PRO Marketは社数から除いている。



（注） TOKYO PRO Marketは社数から除いている。

3. おわりに

2023年上期は、一時的にIPO企業数が減少した前年同期から回復に転じ、58社（TOKYO PRO Marketへの上場及びTOKYO PRO Marketを経由した上場を含む）がIPOを果たした。これは、リーマンショック直前の2007年以来14年ぶりに120社を超えた2021年（上期59社）に迫る水準である。また、発行総額100億円を超えるIPOや初値時価総額1,000億円を超えるIPOも、

上期の時点で2022年通期の実績を上回っており、規模の面でも国内IPO市場の好調ぶりがうかがわれる。円安の進行による輸出関連企業の好業績や海外投資家による日本株買い、インバウンド需要の回復などを背景として、株式市場が好調に推移したことが追い風となったものと推察される。

政府においては、2022年をスタートアップ創出元年として「スタートアップ育成5か年計画」を策定し、将来のユニコーン創出100社及びスタートアップ創出10

万社を目指して、日本にスタートアップを生み育てるエコシステムを創出することが明記された。先ごろ公表された「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（骨太の方針2023）においても、スタートアップの推進と新たな産業構造への転換が謳われており、引き続き国を挙げてスタートアップを支援し、新規産業の創出を目指す方向が示されている。

また、東証においては、市場区分の再編に続いて、新規上場手段の多様化を図る観点から、2023年3月に有価証券上場規程等の改正が行われた。申請時における監査報告書の提出不要や申請日から1年間の上場審査の継続など、IPOプロセスを円滑化するための施策が図られたほか、新規上場に際して公募を行わないダイレクトリ

スティングがグロース市場においても可能となった。

このように、スタートアップの成長を支援するためのさまざまな打ち手が政府や市場が一丸となって展開されつつある。こうした諸施策は、持続的に成長するための手段のひとつとしてIPOを目指すスタートアップにとっては追い風となり、また、それらのスタートアップを支える証券会社やVC、監査法人等のIPO関係者にとっても大きな機会となりうる。スタートアップ・エコシステムを構成する関係者それぞれがこの機会を活かし、持続的な成長を実現する仕組みを考えていくことが重要であると考えられる。

以上

IASB、IFRS第15号の適用後レビューについて意見を募集する

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

本iGAAP in Focusは、2023年6月に国際会計基準審議会（IASB）によって公表された情報要請（RFI）「IFRS第15号顧客との契約から生じる収益の適用後レビュー」について解説するものである。

IASBは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用後レビューに関する利害関係者のフィードバックの募集を開始した。

特に、IASBは、次の分野について質問している。

- IFRS第15号の全体評価
- 契約における履行義務の識別
- 取引価格の算定
- 収益の認識時点の決定
- 本人なのか代理人なのかの検討
- ライセンス供与
- 開示の要求事項
- 経過措置
- IFRS第15号と他のIFRS会計基準の適用
- トピック606「顧客との契約から生じる収益」とのコンバージェンス
- その他の事項
- RFIは2023年10月27日までコメントを募集している

背景

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」は、2018年1月1日以後開始する事業年度に発効した。IFRS第15号は、米国財務会計基準審議会（FASB）と共同で開発され、顧客との契約から生じる収益の認識、測定及び開示のための包括的かつ堅牢なフレームワークを作成した。

2022年9月、IASBはIFRS第15号の適用後レビュー（PIR）を開始した。IASBは、PIRの第1フェーズで識別された事項に関する情報及びPIRに関連するその他の情

報を求めるRFIを公表した。

回答者への質問

IFRS第15号の全体評価

IFRS第15号は、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に関する有用な情報を財務諸表利用者に報告するために企業が適用する原則を定める。この目標を達成するために、IFRS第15号は、

- 収益認識のコア原則を定める。これは、企業が収益の認識を、約束した財又はサービスの顧客への移転を、当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で描写するように行うものである。
- コア原則を裏付けるために5ステップモデルに依拠している。企業が収益を認識する際に適用する5つのステップは次のとおりである。
 - ステップ1-顧客との契約を識別する
 - ステップ2-契約における履行義務を識別する
 - ステップ3-取引価格を算定する
 - ステップ4-取引価格を契約における履行義務に配分する
 - ステップ5-企業が履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

見解

利害関係者のフィードバックは、一部の利害関係者は依然として要求事項の側面を適用することが難しいと感じているが、IFRS第15号はその目的を達成し、うまく機能していることを示した。利害関係者は一般に、5ステップの収益認識モデルを、特に複雑な取引を分析するための堅牢な基礎として役立つと考えている。

少数の利害関係者は、本基準は、小規模な企業や新興経済国の企業に適用するには複雑すぎる場合が

あることを示した。さらに、一部の利害関係者は、IFRS第15号の要求事項を複雑な事実パターンに適用する際には、企業が重大な判断を下す必要があり、その結果、企業間で一貫性のない結果をもたらす可能性があるとして述べた。一方、利害関係者はまた、IASBがIFRS第15号に根本的な変更を加え、混乱を招く結果をもたらすことに懸念を示した。

RFIIは、IFRS第15号がその目的を達成したかどうかを質問している。回答者は、コア原則とそれを裏付ける5ステップの収益認識モデルが、企業の顧客との契約から生じる収益について有用な情報をもたらす結果となる、収益の会計上の決定に明確かつ適切な基礎を提供するかどうかを説明するよう求められる。そうでない場合、回答者は、コア原則又は5ステップの収益認識モデルの明確性と適切性について根本的な問題（致命的な欠陥）を説明するよう求められる。

RFIIはまた、IASBが将来IFRS会計基準を開発する際に、又はIASBがIFRS第15号の要求事項を変更することなく、又は本基準をすでに適用している企業に重大なコストと混乱を引き起こすことなく、IFRS第15号の理解可能性を向上させることができるかどうか、もしそうであればどのように改善できるか（例えば、要求事項間の関連性を説明する教育的資料又はフローチャートを提供することによって）を評価する際に検討する可能性のあるIFRS第15号の理解可能性及びアクセシビリティについてフィードバックを求めている。

IASBは、IFRS第15号の要求事項を適用することの継続的コスト及び便益ならびにそれらがどれほど重大であるかを知りたいと考えている。IFRS第15号を適用するための継続的コストが予想よりも著しく大きい場合、又は財務諸表利用者にとって得られる情報の便益が予想よりも著しく低い場合、回答者はこの見解を保持する理由を説明するよう求められる。

IASBは、RFIで分析された多くの分野に関して、本基準の適用に多様性があるかどうかに関心がある。これらの分野について、回答者は、多様性がどのぐらい広がりがあるか、そして何がそれを引き起こしているかについての説明と裏付けとなる証拠を提供するよう求められる。回答者はまた、多様性が財務諸表にどのように影響するか、及び財務諸表利用者にとって得られる情報の有用性を説明しなければならない。

さらに、RFIは、回答者が識別している問題を解決するための提案を求めている。

契約における履行義務の識別

IFRS第15号は、企業が顧客との契約における履行義務を識別することを要求している。履行義務とは、顧客に別個の財又はサービス（あるいは財又はサービスの束）、もしくはほぼ同一で顧客への移転のパターンが同じである一連の別個の財又はサービスのいずれかを移転するという当該顧客との契約における約束として定義さ

れている。

見解

利害関係者のフィードバックは、契約で約束された財又はサービスを識別し、それらの財又はサービスが別個のものであるかどうかを判断することが困難な場合があることを示した。特に、次の場合が該当する。

- 社内で開発された製品又はWebベースのソフトウェア・アプリケーションなどのデジタル製品を含む契約
- 契約変更
- ライセンス供与契約
- 企業が代理人又は本人として行動しているかどうかを決定するために判断を用いる契約

RFIは、IFRS第15号が契約における履行義務を識別するための明確かつ十分な基礎を提供しているかを質問している。回答者は、要求事項が次のような事実パターンを説明するよう求められる。

- 不明確又は一貫しない方法で適用されている。
- 契約の基礎となる経済的実質を反映しない結果をもたらす。
- 多額の継続的コストをもたらす。

取引価格の算定

IFRS第15号は、取引価格を、約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込んでいる対価の金額（第三者のために回収する金額（例えば、一部の売上税）を除く）と定義している。また、本基準は、対価に変動性のある金額、重大な金融要素、又は顧客に支払われる対価が含まれる場合、取引価格の算定のための特定の要求事項も提供している。

見解

一部の利害関係者は、代理人として行動する当事者が最終顧客にマーケティング・インセンティブを支払う場合、例えば、デジタル・プラットフォーム企業がプラットフォームを通じてフード・デリバリーやタクシー・サービスなどの財又はサービスを購入する最終顧客にインセンティブを提供する場合、三者間契約の中で提供されるインセンティブをどのように説明するかについて不明確であることを示した。フィードバックは、一部の企業がこれらのインセンティブを顧客への支払いとして、すなわち収益の減額として扱うことを示している。他の企業はこれらのインセンティブをマーケティング費用として扱っている。この適用上の多様性により、財務諸表利用者にとっての収益情報の有用性が低下する可能性がある。

一部の利害関係者はまた、例えば、競争の非常に激しい市場への参入を希望する企業が顧客を引き付

けるために多額のインセンティブを提供する場合など、顧客に支払われる対価が顧客から受け取ると予想される対価の金額を超えた場合に顧客に支払われる対価をどのように会計処理するかについて明確ではないと示した。最初のフィードバックでは、一部の企業は、受け取る対価を超える対価の支払額を「マイナス」の収益として表示することを示した。他の企業は、当該超過額を費用として分類変更している。

RFIは、IFRS第15号は、特に顧客に支払われる対価の会計処理に関して、契約における取引価格を決定するための明確かつ十分な基礎を提供しているかを質問している。回答者は、代理人が最終顧客に支払うインセンティブ、又は純額でマイナスとなる契約からの対価をどのように説明するかについての要求事項が、不明確又は一貫しない方法で適用されている事実パターンを説明するよう求められている。

収益の認識時点の決定

IFRS第15号は、企業が顧客に財又はサービスを移転したとき（又は移転するにつれて）、つまり顧客がその財又はサービスの支配を獲得したとき（又は獲得するにつれて）に収益を認識することを企業に要求している。

IFRS第15号には、支配が移転されたか否か、したがって収益が一定の期間にわたり認識されるか否かを決定するための要件が含まれている。

見解

利害関係者のフィードバックは、多くの企業は、一定の期間にわたり収益を認識するか、一時点で収益を認識するかを決定することに関連する初期の課題の大部分は克服したことを示唆している。ただし、ソフトウェア開発、ゲーム、建設業界など、場合によってはいくつかの課題が残っている。一部の利害関係者は、3つ目の要件（企業の履行が、企業が他に転用できる資産を創出せず、かつ、企業が現在までに完了した履行に対する支払いを受ける強制可能な権利を有している場合に、一定の期間にわたり収益が認識される）に基づく評価は、特に企業の支払いを受ける強制可能な権利に関連して、特に困難になる可能性があるとして述べた。

RFIは、IFRS第15号が収益を認識する時点を決するための明確かつ十分な基礎を提供しているかどうかを質問している。回答者は、特に一定の期間にわたって収益を認識するための要件に関連して、要求事項が不明確であるか、又は一貫しない方法で適用されている事実パターンについて説明するよう求められている。

本人なのか代理人なのかの検討

IFRS第15号は、他の当事者が顧客への財又はサービ

スの提供に関与している場合、その約束の性質に基づいて、また顧客に移転される前に財又はサービスを支配しているかどうかに基づいて、本人であるか代理人であるかを判断することを企業に要求している。IFRS第15号は、企業が顧客に移転される前に特定された財又はサービスを支配しているかどうかを評価できるように、支配の指標の網羅的ではないリストを提供している。

見解

利害関係者のフィードバックは、企業が関連する指標とともに支配の概念を適用することが難しい場合があることを示唆した。一部の利害関係者は、特にサービスに関して、支配の概念がよく理解されていないことを示唆した。IASBはまた、一部の企業が指標のみに基づいて本人であるか代理人であるかを評価し、支配の概念を見落としているということ聞いた。一部の利害関係者はまた、これらの指標が異なる結論を示している場合、又は取り決めに3者以上の当事者が関与している場合、企業は指標を適用するのが難しい場合があると述べた。

RFIは、IFRS第15号が、企業が本人であるか代理人であるかを判断するための明確かつ十分な根拠を提供しているかどうかを質問している。回答者は、特に支配の概念及び関連する指標に関連して、要求事項が不明確である、又は一貫しない方法で適用されている事実パターンについて説明するよう求められている。

ライセンス供与

顧客に知的財産（IP）のライセンスを供与する契約の場合、IFRS第15号は企業に以下を要求している。

- ライセンスを供与するという約束が、契約で約束された他の財又はサービスと別個かどうかを判断する
- ライセンスが一時点又は一定の期間にわたり顧客に移転されるかどうかを判断するためライセンスの性質を考慮する

見解

利害関係者のフィードバックは、企業がライセンス契約の会計処理の要求事項を不明確又は一貫しない方法で適用する場合があることを示唆した。例えば、利害関係者は、IASBに対し、以下を明確にするよう求めた。

- 契約がライセンス供与に言及しているが、実質的にIPの販売又はサービス提供に類似している場合、契約がライセンス契約であるかどうかを判断する方法
- ライセンスとともに財又はサービスを提供する義務を含む契約における履行義務を識別する方法
- ライセンスの更新を会計処理する方法。利害関係者は、更新期間の開始時に収益を認識する企業もあれば、更新が合意されたときに収益を認識する

企業もあるとコメントした。一部の利害関係者は、FASBは企業が更新期間の開始までライセンス更新からの収益を認識することは認められていないことを明確にするため、トピック606「顧客との契約による収益」を修正したと指摘した。

RFIIは、IFRS第15号がライセンスを含む契約の会計処理のための明確かつ十分な基礎を提供するかどうかを質問している。回答者は、特に利害関係者によって提起された問題に関連して、要求事項が不明確であるか、又は一貫しない方法で適用されている事実パターンについて説明するよう求められている。

開示の要求事項

IFRS第15号を開発するにあたり、IASBは、収益の性質、金額、時期及び不確実性について、より有用な情報を企業が提供できるよう、以前の基準における開示の要求事項の改善を目指した。

IFRS第15号は、企業が以下に関する情報を開示することを要求している。

- 顧客との契約から認識される収益
- 顧客との契約から生じる債権又は契約資産に認識された減損損失
- 契約残高
- 履行義務
- 要求事項を適用する際に行われた重要な判断及び判断の変更
- 顧客との契約を獲得又は履行するためのコストから認識される資産
- 使用した実務上の便法

見解

開示の要求事項に関する利害関係者のフィードバックは、概ね肯定的であった。財務諸表の利用者、規制当局及び会計事務所の一部は、IFRS第15号が適用された後、企業が収益について開示した情報の有用性にいくらかの改善が見られたと述べた。

利害関係者の開示の要求事項に関する主な懸念事項は、いくつかの開示の要求事項を満たすためのコストがその結果の情報の財務諸表の利用者にとっての有用性を潜在的に超える点と、企業がIFRS第15号で要求される情報を省略する場合があることに関連する。一部の利害関係者は、この問題は開示の要求事項の具体性の欠如によって引き起こされる場合があると示唆した。

RFIIは、IFRS第15号の開示の要求事項により、企業が財務諸表の利用者に有用な情報を提供するかどうかを質問している。回答者は、財務諸表の利用者にとって特に有用な開示を特定し、その理由を説明するよう求められる。回答者はまた、有用な情報を提供しない開示を特定し、その情報が有用ではない理由を説明しなければならない。

ない。

RFIIはまた、IFRS第15号の開示の要求事項が多額の継続的コストを引き起こすかどうかを質問している。回答者は、要求事項を満たすのにコストがかかる理由と、コストが長期的に高いままである可能性があるかどうかを説明しなければならない。

さらに、回答者は、開示された収益の情報の質に著しい不統一が見られたかどうかを質問される。もしそうであれば、彼らは、そのような不統一の原因と、提供される情報の質を改善するためにIASBがとることができる措置（もしあれば）を説明しなければならない。

経過措置

IASBは、IFRS第15号を初めて適用する企業に対し、次の2つの移行方法からの選択を認めた。

- IFRS第15号で許容されている実務上の便法を条件として、当該基準を表示する過去の各報告期間に遡及的に適用する（遡及方式）
- 当該基準を遡及適用し、IFRS第15号を最初に適用することによる累積的影響を適用開始日に認識する（修正遡及方式）

さらに、IASBは、財務諸表作成者の移行のコストと負担を軽減するための実務上の便法を導入した。

RFIIは、経過措置がIASBの意図したとおりに機能しているかどうかを質問している。回答者は、企業が修正遡及方式又は実務上の便法を適用したかどうか、その理由、及びIFRS第15号の経過措置が、財務諸表の作成者のコスト削減と財務諸表利用者への有用な情報の提供との間の適切なバランスを達成したかどうかを説明するよう求められる。

IFRS第15号と他のIFRS会計基準の適用

IFRS第15号は、以下を除き、すべての顧客との契約に基準の要求事項を適用することを企業に要求している。

- IFRS第16号「リース」の範囲に含まれるリース契約
- IFRS第17号「保険契約」の範囲に含まれる契約（一部例外あり）
- IFRS第9号「金融商品」、IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」、IAS第27号「個別財務諸表」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の範囲に含まれる金融商品及び他の契約上の権利又は義務
- 顧客又は潜在的顧客への販売を容易にするための、同業他社との非貨幣性の交換

見解

利害関係者は、IFRS第15号を他のIFRS会計基準とともに適用することに関して、以下の懸念を提起した。

- IFRS第3号「企業結合」（公正価値に基づく）とIFRS第15号（取引価格に基づく）との間の測定

原則の違いは、企業結合の一部として取得した契約資産及び契約負債を測定する際に企業にとって困難をもたらす可能性がある。

- 一部の利害関係者にとって、IFRS第15号の要求事項を適用するか、IFRS第9号の要求事項を適用するか、特に次の場合に確信が持てない。
 - 企業が関係の中で、財政状態が悪化した顧客からより低い対価を許容する場合
 - IFRS第15号は負債を生じさせるが、その会計処理方法に関するガイダンスが含まれていない
- 一部の企業は、IFRS第15号とIFRS第16号の要求事項の違いにより、サービス要素とリース要素を含む契約の会計処理が困難であると考えている。
- 企業が通常の活動の一環として、子会社である単一の資産を有する企業の資本持分を売却することによって資産を売却する取引（いわゆる「コーポレート・ラッパー」）をどのように会計処理するかが不明確である。

RFIは、IFRS第15号の要求事項を他のIFRS会計基準の要求事項とともに適用する方法が明確であるかどうかを質問している。回答者は、これが当てはまらない事実パターン、事実パターンがどれほど広がりがあるか、曖昧さの原因とその曖昧さが企業の財務諸表にどのように影響するか、及び財務諸表の利用者にとってのその結果の情報の有用性について説明し、その裏付ける証拠を提供するよう求められている。IASBは、特に利害関係者から提起された懸念に関する回答者の経験に関心がある。

トピック606「顧客との契約から生じる収益」とのコンバージェンス

IFRS第15号はFASBと共同で開発された。2014年5月、IASBはIFRS第15号を、FASBはトピック606を公表した。公表時、IFRS第15号及びトピック606の要求事項は、若干の違いを除いて、実質的に同一となった。

IASBは、PIRの発見事項に対処を行うかどうかを決定するにあたり、何らかの対応がIFRS第15号とトピ

ック606との間のコンバージェンスに影響するかを検討する必要がある。この検討の一環として、IASBは、IFRS第15号とトピック606との間の現在の水準のコンバージェンスを維持することがどのくらい重要であるかについて、回答者の意見を求めている。

その他の事項

回答者は、PIRに関連する他の事項（以下など）に関するフィードバックを共有するよう求められる。

- IFRS第15号のコアとなる目的又はコア原則の明確さと適切性について、根本的な問題（致命的な欠陥）があるか。
- IFRS第15号の要求事項の適用から生じる情報の財務諸表の利用者にとっての便益が、予想よりも著しく少ないかどうか。
- IFRS第15号の要求事項を適用し、その適用を監査及びエンフォースするためのコストが予想よりも著しく多いかどうか。

RFIは、PIRの文脈でこれらの問題を検討する必要がある理由と、提起された問題の広がりの説明を求められている。回答者は、例示と裏付けとなる証拠を提供するよう求められている。

コメント期間及び次のステップ

RFIは2023年10月27日までコメントを受け付けている。

コメント期間終了後、IASBは、公開協議からのコメントを、追加の分析及びその他の協議活動から収集された情報とともに検討する。その後、IASBは、その発見事項及び次のステップ（もしあれば）を要約した報告書及びフィードバック・ステートメントを公表する。次のステップには、教育的文書の提供や基準設定の可能性の検討が含まれる。

以上

iGAAP in Focus サステナビリティ報告

ISSBが、最初のIFRSサステナビリティ開 示基準を公表

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

本iGAAP in Focusは、2023年6月に国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）によって公表されたIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」とIFRS S2号「気候関連開示」について解説するものである。

に準拠)。

背景

ISSBは、投資者の情報ニーズを満たす高品質のサステナビリティ開示基準を開発するために2021年11月に設立され、サステナビリティ関連の開示の包括的なグローバル・ベースラインを作成することを目的としている。IFRS S1号及びIFRS S2号は、最初のIFRSサステナビリティ開示基準であり、2022年3月に開始された審議プロセスの結果である。

- ISSBは、最初の2つのIFRSサステナビリティ開示基準を公表した。
 - IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」
 - IFRS S2号「気候関連開示」
- IFRS S1号は、一般目的財務報告の主要な利用者が企業に資源を提供することに関する意思決定に有用な、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示を企業に要求することを目的として、サステナビリティ関連財務開示に関する全般的な要求事項を定めている。
- IFRS S2号は、一般目的財務報告の主要な利用者が企業に資源を提供することに関する意思決定に有用な、気候関連のリスク及び機会に関する情報を識別、測定、開示するための要求事項を定めている。
- 両方の基準とも、2024年1月1日以後開始する年次期間に発効し、作成者がサステナビリティ関連財務開示と財務諸表の報告を整合するためにより多くの時間を利用できるように大幅な移行上の救済措置がある。
- IFRS S1号を適用する最初の年次報告期間において、企業は気候関連のリスク及び機会に関する情報のみを開示することが容認される（IFRS S2号

サステナビリティ報告要求に向けた法域の取組み

最初のIFRSサステナビリティ開示基準は、重大な政策及び規制の進展の時期に発行される。ISSBの基準は、法域の要求によって補完可能な（したがって相互運用可能な）グローバル・ベースラインを作成するために使用されることを目的としている。法域での進展には以下が含まれる。

EUでは、欧州委員会（EC）は、2022年12月に企業サステナビリティ報告指令（CSRD）を公表し¹、これには強制適用の欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の規定が含まれる。2023年6月に、ECはCSRDで規定されている、2024年1月1日から企業に強制適用となるESRSの条文を規定する規制案の市中協議を開始した²。

米国では、証券取引委員会（SEC）は、2022年3月21日に「投資家向け気候関連開示の強化及び標準化（The Enhancement and Standardization

1 詳細は、デロイトトーマツのWebサイト、iGAAP in Focus 欧州サステナビリティ報告「企業サステナビリティ報告指令（CSRD）の世界的な適用 - 官報に掲載された最終条文」（<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/audit/articles/crd/igaapinfocus-20230223.html>）を参照いただきたい。

2 詳細は、デロイトトーマツのWebサイト、iGAAP in Focus 欧州サステナビリティ報告「欧州委員会による欧州サステナビリティ報告基準の委任規則に関する市中協議」（<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/audit/articles/crd/igaapinfocus-20230609.html>）を参照いただきたい。

of Climate-related Disclosures for Investors)」
と題するルール案を発行した。

IFRS S1号「サステナビリティ関連財務 情報の開示に関する全般的な要求事項」

目的

IFRS S1号の目的は、一般目的財務報告書の主要な利用者が企業に資源を提供することに関する意思決定に有用な、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示を企業に要求することである。

サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報は、主要な利用者にとって有用である。なぜなら、短期、中期、長期にわたりキャッシュ・フローを生み出す企業の能力は、企業とその利害関係者、社会、経済、及び企業のバリュー・チェーン全体の自然環境との相互作用と密接に結びついているためである。企業とそのバリュー・チェーン全体にわたる資源及び関係が一緒になって、企業が運営する相互依存システムを形成する。これらの資源及び関係に対する企業の依存関係と、それらの資源と関係に与える影響は、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会を創出する。

バリュー・チェーン

バリュー・チェーンには、製品又はサービスの構想から提供、消費、及び終了まで、企業が製品又はサービスを生み出すために使用し依存する活動、資源及び関係が含まれる。これには、企業のオペレーション（人的資源など）、企業の供給、マーケティング及び流通チャネルにおける活動、資源及び関係が含まれる。また、企業がオペレーションを行う財務的環境、地理的環境、地政学的環境及び規制環境などが含まれる。

IFRS S1号は、短期、中期、又は長期にわたり企業のキャッシュ・フロー、資金調達へのアクセス、又は資本コストに影響を与えると合理的に予想されるすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示することを企業に要求している。IFRS S1号では、これらのリスク及び機会を「企業の見通しに影響を与えると合理的に予想されるサステナビリティ関連のリスク及び機会」と称している。

見解

IFRS S1号は、報告に関する全般的な原則を定めているが、企業がその見通しに影響を与えることが合理的に予想される、気候関連のリスク及び機会だけでなく、**すべての**サステナビリティに関連するリスク及び機会に関する重要性がある情報を識別して開示する要求事項も含まれている（移行上の救済措置を条件として、以下の**発効日と経過措置**参照）。

完全な開示を促すために、IFRS S1号は、直接適用されるIFRSサステナビリティ開示基準がないトピックの開示をどのように策定するかに関するガイダンスを提供する。

IFRS S1号は、企業がサステナビリティ関連財務開示をどのように作成し、報告するかを規定している。開示された情報が企業に資源を提供する意思決定を行う際に主要な利用者にとって有用であるように、IFRS S1号は、開示の内容及び表示に関する全般的な要求事項を定めている。

範囲

企業は、IFRSサステナビリティ開示基準に従ってサステナビリティ関連財務開示を作成及び報告する際に、IFRS S1号を適用する。企業は、関連する一般目的財務諸表がIFRS会計基準又は他の一般に公正妥当と認められた会計原則又は会計慣行（GAAP）に従って作成されているかどうかにかかわらず、IFRSサステナビリティ開示基準を適用することができる。

サステナビリティ関連財務開示が、IFRSサステナビリティ開示基準のすべての要求事項に準拠する企業は、その準拠の旨の明示的かつ無限定の記述を行うことが要求される。企業は、IFRSサステナビリティ開示基準のすべての要求事項に準拠していない限り、サステナビリティ関連財務開示がIFRSサステナビリティ開示基準に準拠していると記述することはできない。

概念的な基礎

サステナビリティ関連財務情報が有用であるためには、関連性があり、表現しようとしている内容を忠実に表現していなければならない。これらは、有用なサステナビリティ関連財務情報の基本的な質的特性である。サステナビリティ関連財務情報の有用性は、情報に比較可能性があり、検証可能性があり、適時性があり、かつ理解可能性がある場合に補強される。これらは、有用なサステナビリティ関連財務情報の補強的質的特性である。

見解

ISSBのアプローチは、IASBの「概念フレームワーク」の重要な概念に根ざしている。報告された情報の期待される属性とIASBのアプローチとの一貫性は、サステナビリティ開示及び財務諸表との間のつながりのある報告及び一貫性を高めることを意図している。

適正な表示

完全な1組のサステナビリティ関連財務情報の開示は、企業の見通しに影響を与えると合理的に予想し得るすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示する。適正な表示には、企業の見通しに影響を与

えると合理的に予想されるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する関連性がある（relevant）情報の開示、及びIFRS S1号に定められた原則に従ったそれらの忠実な表現が要求される。忠実な表現を達成するために、企業はこれらのサステナビリティ関連のリスク及び機会の完全で、中立でかつ正確な描写を提供することが要求される。

IFRSサステナビリティ開示基準を適用し、必要に応じて追加情報を開示することで、サステナビリティ関連財務情報の開示が適正に表示されることが推定される。

重要性（materiality）

企業は、企業の見通しに影響を与えることが合理的に予想される、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報を開示することが要求される。

サステナビリティ関連財務開示の文脈において、その情報を省略したり、誤表示したり又は覆い隠したときに、一般目的財務報告書の主要な利用者による財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示を含む財務報告書に基づく意思決定に影響を与えることが合理的に予想される場合、情報に重要性がある。

IFRSサステナビリティ開示基準で要求される情報に重要性がない場合、企業は情報を開示することは求められない。これは、IFRSサステナビリティ開示基準に特定の要求事項のリストが含まれている場合、又はそれらを最小の要求事項として記載している場合にも当てはまる。

法律又は規制により、企業が一般目的財務報告書においてサステナビリティ関連情報を開示するための要求事項が規定されている場合がある。このような状況では、企業は、たとえその情報に重要性がでなくても、法律又は規制の要求事項を満たすために、サステナビリティ関連財務開示情報に含めることが容認されている。ただし、そのような情報は重要性がある情報を覆い隠してはならない。

企業が、サステナビリティ関連の機会に関する情報が商業上の機密であると判断した場合、その企業は、限られた状況（IFRS S1号で規定）において、サステナビリティ関連財務開示からその情報を除外することが容認されている。このような省略は、IFRSサステナビリティ開示基準で別途情報が要求され、かつ、その情報に重要性がある場合でも容認される。

報告企業とつながりのある情報（connected information）

企業のサステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告企業を対象とすることが要求される。

企業は、一般目的財務報告書の利用者が、次の種類のつながりを理解できる方法で情報提供することが要求さ

れる。

- 情報が関連する項目間のつながり（企業の見通しに影響を与えるると合理的に予想されるさまざまなサステナビリティ関連のリスク及び機会の間のつながりなど）
- 企業が提供する開示間のつながり
 - サステナビリティ関連財務開示の中で一ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標に関する開示間のつながりなど
 - サステナビリティ関連財務開示及び企業が公表した他の一般目的財務報告書にわたって一関連する財務諸表など

企業は、サステナビリティ関連財務開示が関連する財務諸表を識別することが要求される。

サステナビリティ関連財務開示の作成に使用されるデータ及び前提条件は、IFRS会計基準又はその他の適用されるGAAPの要求事項を考慮して、可能な限り、関連する財務諸表の作成に使用される対応するデータ及び前提条件と一貫していることが要求される。

見解

ISSBIは、つながりのある情報に関する要求事項を含めることにより、企業がサイロ化された開示ではなく統合された開示を行うことを意図している。これは、統合された報告と思考の原則を適用した企業にとって周知の概念である。現在、IFRS財団の傘下にある統合報告フレームワーク³の基本的な概念の一部は、IFRS S1号に組み込まれている。

コア・コンテンツ

別のIFRSサステナビリティ開示基準が特定の状況において容認又は要求しない限り、企業は以下に関する開示を提供しなければならない。

- ガバナンス — 企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリングし管理するために使用するガバナンス・プロセス、制御、及び手続
- 戦略 — 企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会を管理するために使用するアプローチ。以下を含む。
 - ビジネスモデルとバリュー・チェーン
 - 戦略及び意思決定
 - 財政状態、財務業績及びキャッシュ・フロー
 - 企業の戦略及びそのビジネスモデルのレジリエンス
- リスク管理 — 企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価、優先順位付け及びモニタリングするために使用するプロセス
- 指標及び目標 — サステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンス（企業が設定した、又は法律や規制により達成しなければならない目

³ 統合報告フレームワークのWebサイトから、日本語訳が入手可能である。（<https://www.integratedreporting.org/resource/international-ir-framework/>）

標に対する進捗状況が含まれる)
IFRS S1号は、これらの各側面の目的、及び当該目的を達成するための開示要求を定めている。

見解

IFRS S1号には、一般目的財務報告の利用者がサステナビリティ関連リスクに対する企業の戦略とそのビジネスモデルのレジリエンスを理解できるように、企業が情報を開示しなければならない要求事項

が含まれている。ISSBは、サステナビリティのトピックごとに、適用されるIFRSサステナビリティ開示基準が、レジリエンスについて企業が開示しなければならない情報の種類、及びそれらの開示をどのように作成するかを明記すべきかどうかを決定する。これには、シナリオ分析が必要かどうかの決定も含まれる。

全般的な要求事項

ガイダンスの情報源

サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別	適用される開示要求の識別
<ul style="list-style-type: none"> ● 企業は、IFRSサステナビリティ開示基準を適用することが要求される。 ● 企業は、SASBスタンダードの開示トピックを参照し、その適用可能性を検討することが要求される。 ● 企業は、以下を参照し、その適用可能性を検討することができる。 <ul style="list-style-type: none"> -水及び生物多様性関連開示のためのCDSBフレームワーク適用ガイダンス -一般目的財務報告書の利用者の情報ニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体による直近の公表文書 -同じ産業又は地理的地域においてオペレーションを行う企業により識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業は、当該サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用されるIFRSサステナビリティ開示基準を適用することが要求される。 ● サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用されるIFRSサステナビリティ開示基準がない場合、企業は、一般目的財務報告の利用者の意思決定に関連性があり、かつサステナビリティに関連するリスク又は機会を忠実に表現する情報を識別するために判断を適用することが要求される。判断を行うにあたり、企業は、 <ul style="list-style-type: none"> -SASBスタンダードに含まれる開示トピックに関連する指標を参照し、その適用可能性を検討することが要求される。 -以下を参照し、適用可能性を検討することができる。 <ul style="list-style-type: none"> »水及び生物多様性関連開示のためのCDSBフレームワーク適用ガイダンス、及びこれらの情報源がIFRSサステナビリティ開示基準と矛盾しない範囲で、一般目的財務報告の利用者の情報ニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体の直近の公表文書 »同じ産業又は地理的地域においてオペレーションを行う企業により開示された情報（指標を含む） »グローバル・レポートング・イニシアティブ（GRI）スタンダード及び欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）（これらの情報源が、IFRS S1号の目的を満たすために企業を支援し、IFRSサステナビリティ開示基準と矛盾しない範囲で）

企業は以下を識別しなければならない。

- 企業がサステナビリティ関連財務開示の作成に適用した特定の基準、公表文書、産業の慣行及びその他のガイダンスの情報源。適用される場合、SASBスタンダードの開示トピックの識別が含まれる。
- 企業がサステナビリティ関連財務開示の作成に企業が適用した、IFRSサステナビリティ開示基準、SASBスタンダード、又は特定の産業又は産業に関連するその他のガイダンスの情報源において特定された産業。（適用される指標の識別が含まれる。）

見解

企業は、一般目的財務報告の利用者の意思決定ニーズに関連性があり、企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会を忠実に表現する情報を提供することが要求される。その情報を識別する際に、企業はSASBスタンダードを検討することが要求される

が、それらを適用することは要求されない。検討したガイダンスの情報源がIFRS S1号の開示の要求事項を満たさないと企業が判断した場合、企業は当該ガイダンスを適用することは要求されない。

情報の記載場所及び報告の頻度

企業は、IFRSサステナビリティ開示基準で要求される開示を、その一般目的財務報告書の一部として提供することが要求される。

企業は、関連する財務諸表と同時にサステナビリティ関連財務開示を報告しなければならない。企業のサステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象とすることが要求される。

比較情報

別のIFRSサステナビリティ開示基準が別途、許容又

は要求しない限り、企業は、報告期間に開示されたすべての金額について、前期に関する比較情報を開示することが要求される。そのような情報が報告期間のサステナビリティ関連財務開示を理解することに有用である場合、企業は説明的及び記述的なサステナビリティ関連財務情報の比較情報も開示することが要求される。

判断、不確実性及び誤謬

企業は、金額の見積りとは別に、サステナビリティ関連財務開示の作成過程で行った判断、及びそれらの開示に含まれる情報に最も重大な影響を与える判断を一般目的財務報告の利用者が理解できるように、情報を開示することが要求される。

さらに、企業は、一般目的財務報告の利用者が、サステナビリティ関連財務開示に報告された金額に影響を与える最も重大な不確実性を理解できるように、情報を開示することが要求される。

企業は次のことが要求される。

- 高水準の測定の不確実性の対象となる開示した金額を識別する。
- 識別された各金額に関連して、以下に関する情報を開示する。
 - 測定の不確実性の発生要因一例えば、将来事象の結果、測定手法、又は企業のバリュー・チェーンからのデータの可用性及び品質に対する金額の依存
 - 企業が金額を測定する際に行った仮定、概算及び判断

さらに企業は、実務上不可能な場合を除き、開示された前期の比較金額を修正再表示することにより、重要性がある前期の誤謬を修正することが要求される。

IFRS S2号「気候関連開示」

目的及び範囲

IFRS S2号の目的は、一般目的財務報告の主要な利用者が企業に資源を提供することに関する意思決定に有用な、気候関連のリスク及び機会に関する情報の開示を企業に要求することである。これらは、企業の見通しに影響を与えると合理的に予想される気候関連のリスク及び機会である。

IFRS S2号は以下に適用される。

- 企業がさらされている気候関連リスク（気候関連の物理的リスク及び気候関連の移行リスク）
- 企業が利用できる気候関連の機会

ガバナンス

ガバナンスに関する気候関連財務開示の目的は、一般目的財務報告書の利用者が、企業が気候関連のリスク及び機会をモニタリングし、管理、監督するために使用するガバナンスのプロセス、統制及び手続を理解できるようにすることである。

この目的を達成するために、企業は、気候関連のリス

ク及び機会の監督の責任を負うガバナンス機関又は個人に関する情報（個人の特定を含む）を開示することが要求される。

戦略

戦略に関する気候関連財務開示の目的は、一般目的財務報告書の利用者が気候関連のリスク及び機会を管理するための企業の戦略を理解できるようにすることである。

具体的には、企業は、一般目的財務報告書の利用者が次のことを理解できるように情報を開示することが要求される。

- 企業の見通しに影響を与えると合理的に予想される気候関連のリスク及び機会
- 気候関連のリスク及び機会が企業のビジネスモデル及びバリュー・チェーンに与える現在及び予想される影響
- 気候関連リスク及び機会が、企業の戦略及び意思決定に与える影響（気候関連の移行計画に関する情報を含む）
- 気候関連のリスク及び機会が報告期間における企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響、ならびに気候関連のリスク及び機会が企業の財務計画にどのように組み込まれているかを考慮して、短期、中期、長期にわたり企業の財政状態、財務業績、キャッシュ・フローに与えることが予想される影響
- 企業が識別した気候関連のリスク及び機会を考慮した、気候関連の変動、進展又は不確実性に対する企業の戦略及びそのビジネスモデルの気候レジリエンス

気候レジリエンス

気候レジリエンスに関する開示の作成について、ISSBは、IFRS S2号がシナリオ分析を要求することを決定した。当該決定は、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言を適用する企業にとって、気候関連シナリオ分析はすでによく知られているという事実裏付けられた。

企業は、企業の状況に応じたシナリオ分析のアプローチを使用することが要求される。定量的情報を提供する際に、企業は単一の金額又は範囲を開示する場合がある。IFRS S2号は、企業が使用したインプットに関する情報（例えば、企業が分析に使用した気候関連シナリオとその情報源、分析に多様な気候関連のシナリオが含まれていたかどうか、そのシナリオの中で、企業が気候変動に関する最新の国際協定（現在はパリ協定）に沿った気候関連シナリオを使用したかどうか）を含む、気候関連のシナリオ分析に関する具体的な開示を要求している。

リスク管理

リスク管理に関する気候関連財務開示の目的は、一般

目的財務報告書の利用者が、企業の総合的なリスク管理システムと統合され情報提供されているかどうか及びどのように統合及び情報提供されているのかを含む、気候関連のリスク及び機会を識別、評価、優先順位付け及びモニタリングする、企業のプロセスを理解できるようにすることである。

この目的を達成するために、企業は以下に関する情報を開示することが要求される。

- 企業が気候関連のリスクを識別、評価、優先順位付け及びモニタリングするために使用するプロセスと関連する方針
- 企業が気候関連の機会を識別、評価、優先順位付け、モニタリングするために使用するプロセス（企業が気候関連のシナリオ分析を使用して気候関連の機会の識別を通知するかどうか、及びその方法に関する情報を含む）
- 気候関連のリスク及び機会を識別、評価、優先順位付け及びモニタリングするプロセスが、企業の総合的なリスク管理プロセスに統合され、情報提供されている程度及びどのように統合及び情報提供されているか

指標及び目標

指標及び目標に関する気候関連財務開示の目的は、一般目的財務報告の利用者が、気候関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを理解できるようにすることである。これらの開示は、企業が設定した気候関連目標、及び法律又は規制により達成が要求されている目標に向けた進捗が含まれる。

この目的を達成するために、企業は以下を開示することが要求される。

- 産業横断的指標カテゴリーに関連する情報
- 特定のビジネスモデル、活動、又はある産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する産業別の指標
- 企業が設定した目標、及び気候関連リスクを軽減又は適応するため又は気候関連の機会を最大化するために法律又は規制により達成が要求されている目標（ガバナンス機関又は経営者がこれらの目標に向けた進捗の測定に使用した指標を含む）

気候関連の指標及び目標

次の表は、産業横断的指標カテゴリー及び関連する要求事項の概要を示している。

産業横断的指標カテゴリー	要求事項
温室効果ガス (Greenhouse gases, GHG)	<ul style="list-style-type: none"> ● 報告期間に発生した企業のGHGの絶対総排出量をCO2換算のメートルトンで表し、スコープ1、スコープ2及びスコープ3のGHG排出に分類して開示する。 ● 「GHGプロトコル：企業算定及び報告基準（2004年版）」に従って企業のGHG排出を測定する。ただし、法域の当局又は企業が上場している取引所から、GHG排出の測定に別の方法を使用することが要求されている場合を除く。 ● 企業がGHG排出の測定に使用するアプローチを開示する。以下が含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> - 企業がGHG排出の測定に使用する測定アプローチ、インプット、及び仮定 - 企業がGHG排出の測定に使用する測定アプローチ、インプット、及び仮定を選択した理由 - 報告期間に企業が測定アプローチ、インプット、仮定に加えた変更、及びそれらの変更の理由 ● スコープ1及びスコープ2のGHG排出については、以下の間で排出を分解する。 <ul style="list-style-type: none"> - 連結会計グループ（例えば、IFRS会計基準適用企業の場合、当該グループは親会社とその連結子会社で構成される） - 連結会計グループから除外されるその他の投資先（例えば、IFRS会計基準適用企業の場合、これらの投資先には関連会社、共同支配企業及び非連結子会社が含まれる） ● スコープ2GHG排出については、企業のロケーション基準のスコープ2GHG排出を開示し、企業のスコープ2GHG排出に関する利用者の理解のために情報を伝える必要がある契約文書に関する情報を提供する。 ● スコープ3GHG排出については、以下を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> - 「GHGプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ3）基準（2011年版）」に記載されたスコープ3カテゴリーに従い、企業のスコープ3GHG排出の測定値に含まれるカテゴリー - 企業の活動に資産運用、商業銀行又は保険が含まれる場合、企業のカテゴリー15のGHG排出又は投資（ファイナンスに係る排出）に関する追加情報
気候関連のリスク	気候関連の移行リスク及び気候関連の物理的リスクの影響を受けやすい（vulnerable）資産又は事業活動の金額及びパーセンテージを開示する。
気候関連の機会	気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の金額及びパーセンテージを開示する。
資本投下	気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の金額を開示する。

内部炭素価格	<ul style="list-style-type: none"> ●企業が意思決定（例えば、投資判断、移転価格及びシナリオ分析）において炭素価格を適用しているかどうか、またどのように適用しているかの説明を開示する。 ●企業がGHG排出のコストを評価するために使用する、GHG排出のメートルトンあたりの価格を開示する。
報酬	<ul style="list-style-type: none"> ●気候関連の考慮事項が役員報酬に組み込まれているかどうか、またどのように考慮されているかの説明を開示する。 ●当期に認識された役員報酬のうち、気候関連の考慮事項と結びついているもののパーセンテージを開示する。

企業は、戦略的目標の達成に向けた進捗状況をモニタリングするために設定した定量的及び定性的な気候関連目標、及びGHG排出目標を含む、法律又は規制によって達成が要求されている目標を開示することが要求される。各目標について、企業はIFRS S2号に定める特定の情報を開示することが要求される。

産業別ガイダンス

「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」は、IFRS S2号の開示要求の一部を適用するための可能性のある方法を提言している。本ガイダンスでは、追加の要求事項は創出されない。IFRS S2号の適用にあたり、企業は、本ガイダンスに定められた情報を参照し、その適用可能性を検討することが要求される。具体的には、このガイダンスは、特定のビジネスモデル、活動又はある産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する気候関連のリスク及び機会に関する情報を識別して開示する方法を提言している。

産業別ガイダンスは、ISSBによってメンテナンスされているサステナビリティ会計基準審議会（SASB）スタンダードから派生している。本ガイダンスは産業別であるため、サブセットのみが企業に適用される可能性が高い。

見解

公開草案では、SASBスタンダードから派生した産業別の指標を開示することを企業に要求することを提案した。この提案に対するフィードバックを検討後、ISSBは、（ファイナンスに係る排出に関する要求事項を除き）特定の産業別開示トピック及び関連する指標を要求される開示として進めず、代わりにIFRS S2号に付属する産業別ガイダンスとしてこれらのマテリアルを提供することを決定した。したがって、IFRS S2号では、企業が産業別の指標を開示することを要求しているが、本ガイダンスに含まれる特定の指標を適用することは要求されない。

ただし、企業は、これらの産業別のマテリアルを参照し、その適用可能性を検討することが要求される。このアプローチは、企業が企業の見通しに影響を与えると合理的に予想されるサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、指標を含むそれらの

リスク及び機会に関する情報を開示する際に、SASBスタンダードを参照しその適用可能性を検討する、IFRS S1号の要求事項と一貫している。

2023年5月、ISSBは、気候関連以外のSASBスタンダードの指標を改訂して、法域固有の参照が含まれている場合に国際的な適用可能性を向上させるための方法論を提案する公開草案を公表した。詳細については、iGAAP in Focus「ISSBは、SASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論を提案する」を参照⁴。

発効日及び経過措置

企業は、2024年1月1日以後開始する年次報告期間に、IFRS S1号及びIFRS S2号を適用することが要求される。早期適用は容認される。企業が1つの基準を早期適用する場合、その事実を開示し、同時に他の基準を適用することが要求される。

企業は、IFRS S1号及びIFRS S2号を最初に適用する年次報告期間の期首より前の期間について、IFRS S1号及びIFRS S2号に定められた開示を提供することは要求されない。したがって、企業は、IFRS S1号及びIFRS S2号を適用する最初の年次報告期間において比較情報を開示することは要求されない。

企業がIFRS S1号を適用する最初の年次報告期間において、企業は関連する財務諸表を公表した後に、サステナビリティ関連財務開示を報告することが容認されている。この移行の救済措置を適用するにあたり、企業はサステナビリティ関連財務開示を以下の通りに報告することが要求される。

- 企業が期中報告書を提供することが要求されている場合、翌年度の第2四半期又は上半期の一般目的財務報告書と同時に報告する。
- 企業が期中報告書を任意で提供している場合、翌年度の第2四半期又は上半期の一般目的財務報告書と同時に、企業が最初にIFRS S1号を適用する年次報告期間の末日から9か月以内に報告する。
- 企業が期中に一般目的財務報告を提供することが要求されず、かつ任意で提供していない場合、企業が最初にIFRS S1号を適用する年次報告期間の末日から9か

4 デロイトトーマツのWebサイト（<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/articles/ifrs/ifrs-igaapinfocus-20230515.html>）を参照いただきたい。

月以内に報告する。

IFRS S1号を適用する最初の年次報告期間において、企業は（IFRS S2号に準拠して）気候関連のリスク及び機会に関する情報のみを開示することが容認されており、結果として、気候関連のリスク及び機会に関する情報の開示に関連する限りにおいてのみ、IFRS S1号の要求事項を適用することが容認されている。企業がこの移行の救済措置を利用する場合、その事実を開示することが要求されるが、IFRS S1号を適用する2回目の年次報告期間において、気候関連のリスク及び機会以外のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する比較情報を開示することは要求されない。

企業がIFRS S2号を適用する最初の年次報告期間において、企業は以下の救済措置の一方又は両方を使用することが容認される。

- IFRS S2号の適用開始日の直前の年次報告期間において、企業が、GHG排出を測定する際に、「GHGプロトコル：企業算定及び報告基準（2004年版）」以外の方法を使用した場合、企業は当該他の方法を継続して使用することが容認される。
- 企業は、資産運用、商業銀行又は保険の活動に参加している場合、ファイナンスに係る排出に関する追加情報を含めたスコープ3GHG排出を開示することは要求されない。

企業がこれらの救済措置のいずれかを使用する場合、企業は、その後の報告期間にその情報を比較情報として表示する目的で、その救済措置を継続して使用することが容認される。

プロポーショナリティ (proportionality)

公開草案の回答者の大半は要求事項案に同意したが、その回答者の多くが、ISSBが当該提案を適用するための世界中の企業の能力及び準備の範囲をより考慮することを提案した。したがって、ISSBは、IFRS S1号に以下のメカニズム（「プロポーショナリティ」として記述）を含めることを決定した。

- 「過大なコストや労力をかけずに…合理的で裏付け可能な情報」の概念（たとえば、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するための要求事項に含まれている）

- スキル、能力及びリソースの考慮（予想される財務的影響に関する要求事項に含まれている）
 - 「できない」という概念（例えば、現在の財務的影響を報告する要求事項に含まれている）
 - ガイダンス、教育マテリアル、及び適用を促進するための他の取組み（例えば、バリュー・チェーンの範囲を決定する要求事項に含まれている）
- さらに、IFRS S1号及びIFRS S2号の移行上の救済措置により、企業に完全な開示情報を提供するための追加の準備時間を提供している。これには、バリュー・チェーンの完全なマッピングと、関連する開示を作成するためのプロセスの導入が含まれる場合がある。

見解

ISSBは、適用を支援するために法域及び企業と協働することを約束している。最初のステップは、本基準を適用する企業を支援するための移行適用グループ（Transition Implementation Group）を創設し、効果的な適用を支援するための能力開発イニシアチブを開始することである。

ISSBはまた、グローバル・ベースラインを超えて段階的な開示を要求することを望む法域と引き続き協働し、IFRS S1号及びIFRS S2号が他の報告基準と組み合わせて適用される場合の、効率的かつ効果的な報告を支援するために、GRIと引き続き協働する。

デロイトのサポート声明

デロイトは、IFRS S1号及びIFRS S2号の公表を歓迎している。当該基準は、資本市場のニーズに対応する、一貫性があり、高品質で、比較可能なサステナビリティ情報のグローバル・ベースラインを達成する上で重要なマイルストーンとなる。真の調和を達成し、規制に対する断片的なアプローチのリスクを回避するために、世界中で本基準を採用する必要がある。

以上

Closing Out—報告の重点領域 (2023年6月30日更新版)

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツIFRSセンター・オブ・エクセレンス

企業は、現在のマクロ経済および地政学的環境によってもたらされる重大な不確実性に引き続き直面している。世界的なサプライチェーンの大幅な混乱、エネルギー価格および労働力不足の結果、多くの製品コストおよび従業員コストが増加している。同時に、世界の中央銀行は、歴史的に高いインフレ率および潜在的な需要の影響を和らげるために金利を引き上げている。

企業は、この困難な状況にどのように対処しているかについて透明化するとともに、整合性があり、比較可能性があり、タイムリーなサステナビリティおよび気候情報に対する投資家の需要の高まりに対応する必要がある。

本iGAAP in Focus財務報告「Closing Out—報告の重点領域（2023年6月30日更新版）」では、現在の経済的および地政学的環境を考慮して、関連性のある可能性のある財務報告の問題を示し、規制上の焦点となる分野および会計基準の最近の変更も強調している。

不確実性と財務報告

相互接続された世界では、たとえばロシアのウクライナ侵攻のより広い経済的影響を、エネルギー価格の上昇、一般的な生活費の上昇、又は無数の各国又は地域の要因から分離することが常に可能であるとは限らない。しかし、同様の経済現象は、幅広い法域で経験している。これらのうちのいくつかは財務報告に及ぼす主な影響を以下に強調する。

全般的なインフレと金利上昇

全般的なインフレ水準の上昇は、信用リスクの高まりに対する貸手の認識を反映した金利の上昇や、インフレ抑制しようとする中央銀行の介入が伴っている。インフ

レ率と市場金利の上昇は、将来のキャッシュ・フローの予測と現在価値の計算に依存する財務報告の複数の側面に影響を与える。

非金融資産の減損に関して、IAS第36号「資産の減損」は、資産が減損している可能性を示し、完全な減損レビューにつながる可能性があるかどうかを判断する際に評価する兆候として、市場金利の上昇を識別している。ただし、市場金利の上昇が重要性のある減損の存在を示していない場合を除く。これは、市場金利の上昇が問題となっている資産の適切な割引率に影響を及ぼさない場合（例えば、短期金利の変動が長期資産に要求される収益率に影響を及ぼさない場合）、又は企業が顧客に請求する価格を通じて、より高い金利を回収することを見込んでいる場合、又は金利の上昇が小さく、資産の回収可能価額が帳簿価額を上回るヘッドルームについて懸念が生じることがない場合である。しかし、減損損失の可能性は見逃してはならず、金利の全般的な上昇は、完全な減損レビューが要求されるかどうかを適切に検討することにつながるはずである。

インフレの将来の経済的資源の流出への影響が、予測キャッシュ・フロー又は長期負債に適用される割引率のいずれかに反映されなければならないため、インフレは、廃棄義務のような長期引当金の測定に影響を与える可能性がある。企業は、引当金の測定に使用するインプットが、インフレの影響を組み込む際に、整合したアプローチに従うことを確保しなければならない。インフレの影響を含む名目キャッシュ・フローは名目レートで割り引くべきであり、インフレの影響を除いた実質キャッシュ・フローは実質レートで割り引くべきである。

インフレとその結果としての生活費の増加は、製品が手頃な価格でなくなる可能性がある（生産コストの増加又は顧客の購買力の低下のいずれかのため）。正味実現可能価額への棚卸資産の評価減、及び利益を得て販売できない棚卸資産の購入コミットメントに関する不利な契約負債の認識が要求される場合がある。インフレ、特に昇給率は、IAS第19号「従業員給付」に基づいて会計処

理される確定給付債務の測定に織り込まれる重要な数値計算上の仮定でもある。インフレが見積りの不確実性の主要な発生要因である場合、企業は、感応度分析のような、IAS第1号「財務諸表の表示」125項から133項で要求される情報を開示する必要性を検討しなければならない。

金利とインフレの両方が、IFRS第16号「リース」に基づくリース負債及び使用権資産の測定に影響を与える可能性がある。また、借手の債務返済能力が低下するため、信用損失への追加のエクスポージャーにつながる可能性があり、その結果、次のようになる。

- 借手の生活費の増加により債務不履行のレベルが増加する可能性があるとする場合、IFRS第9号「金融商品」に基づいて認識されることとなる予想信用損失が増加する。金融機関が使用する予想信用損失モデルの変更、又はそれらのモデルを補完するための「マネジメント・オーバーレイ」には、財務諸表の利用者が将来のキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に対する信用リスクの影響を理解できるようにするための開示を伴わなければならない。
- 金融機関以外の企業が、顧客が未払額の支払いに苦闘し、不良債権の増加が見込まれる場合、予想信用損失はより重大（significant）になる。

割引率とキャッシュ・フローに使用される仮定は、特定の計算内で内部的に整合しており、異なる目的で実行される計算間で整合していなければならない。

エネルギー価格の上昇

エネルギー価格の上昇とガス埋蔵量の枯渇によるエネルギー不足の可能性は、広範な企業及び財務報告のいくつかの側面に重大な影響を与える可能性がある。

これは、とりわけ、生産の混乱、コストの上昇（特にエネルギー集約型産業）、エネルギー生産者の収益の増加及びその他の収益の減少（例えば、エネルギー・コストの上昇が消費者の購買力を制限する可能性のある市場において可処分所得のレベルに影響を受ける業種）につながる可能性がある。

このような影響は、IAS第36号に基づいて実施された減損レビューに明確に関連性がある。それは、報告日時点の事象及び期待を反映するように予測が適切に更新されていることを確認すること、及びその行使に伴う適切な開示を決定することの両方においてである。例えば、将来のエネルギー価格の予測は、初めて開示される重要な仮定となるかもしれない。

直接的ではない影響には、エネルギー・デリバティブの価値の変動（例えば、ガス又は電気の購入又は販売の先渡契約）が含まれ、その結果、ヘッジ会計又はIFRS第7号「金融商品：開示」に基づく市場リスクの開示に影響を与える可能性がある。

政府の介入

現在の経済情勢は、例えば、顧客に請求できる価格を

制限する、又は現在の経済状況によって悪影響を受ける企業に直接経済支援を提供する政府の介入につながっている。

これらの取決めを、IAS第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」の範囲に含まれる政府補助金、IAS第12号「法人所得税」の範囲に含まれる税金便益、IAS第20号10A項の要求事項の対象となる市場金利よりも低利のローン、又は潜在的に（例えば、政府が公益事業の供給者が請求できる料金を制限するように行動する場合）他の場合よりも単に低コストであるとして、正しく特徴づけることが重要である。

より広範には、政府援助は、そのような予測を利用する企業のキャッシュ・フロー予測及び評価に影響を与える可能性がある（例えば、減損レビュー及び継続企業の評価）。スキームの予想期間を含め、キャッシュ・フロー予測に対する政府援助の影響に関する企業の最良の見積りの評価は、慎重に実施しなければならない。評価の結果が重大な場合は開示しなければならない。

多くの法域で、政府は、特定のインダストリーで事業を展開し、特にエネルギー・セクターでの価格上昇の結果として便益の増加の恩恵を受けた、いわゆる「超過利潤税（windfall tax）」を導入している（又は導入する計画を発表した）。影響を受ける企業は、税金の性質を評価して、IAS第12号を適用する法人所得税として会計処理するか、IFRIC第21号「賦課金」を適用する賦課金として会計処理するかを決定する必要がある。関連する費用が純損益における法人所得税の科目に表示するか、当該科目より上に表示するかを決定するため、この区別は重要である。IAS第12号が適用される場合、企業は繰延税金資産又は繰延税金負債を認識するかどうかを検討する必要がある。税金が公表されているがまだ発効していない場合、企業は、企業の事業に対する当該税金の予想される影響を開示すべきかどうかを検討する必要がある。

市場へのアクセス制限と事業停止

ロシアのウクライナ侵攻後、多くの企業がロシア市場から撤退する意向を発表する、又はこの地域での事業へのアクセス又は管理を継続する際に実務上又は政治的な問題が発生した。

IAS第36号は、IAS第36号の範囲に含まれる資産が減損している可能性を示す兆候があるかどうかを、内部及び外部の情報源を考慮することによって評価することを企業に要求している。この評価を行うにあたり、企業は、ロシアのウクライナ侵攻の影響（直接的及び間接的）が、1つ又は複数の資産が減損している可能性を示す兆候を構成するかどうかを慎重に検討しなければならない。ウクライナ、ロシア又はベラルーシでの事業の廃止、処分又は一時停止、又は投資の中止の決定は、影響を受ける資産の完全な減損レビューを必要とする減損の兆候を示す可能性がある。

また、事業の処分計画により、売却目的で保有する資

産への分類又は非継続事業としての表示を生じさせる可能性もある。しかし、これは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の厳格な要件を満たす場合にのみ適切であるため、注意が必要である。特に、非流動資産又は処分グループを廃棄する計画は、売却目的保有と分類される結果とはならず、不確実な政治環境において売却の可能性が非常に高いと考えられるかどうかを評価するための判断が要求される場合がある。

企業と在外営業活動体との関係が（選択又はその他の方法で）変化した時点で、支配、共同支配又は重要な影響力を喪失するほど影響力のレベルが低下したかどうかも考慮する必要もある。

デロイトのIFRS in Focus「ロシア・ウクライナ戦争に関する財務報告の検討事項」¹は、ロシア・ウクライナ戦争に関連する財務報告の検討事項を、詳細に解説している。

新 米国と欧州の銀行セクターの事象

2023年上半期は、2008年の金融危機以来、銀行セクターにとって最も困難な時期であり、UBSによるクレディ・スイスの買収に加えて、多くの米国の銀行が破綻した。これらの動向は、上記で解説した現在のマクロ経済及び地政学的環境によってもたらされる継続的な困難と不確実性を背景に発生した。さらに、これらの事象は、すでに観察されていたものを超えて信用条件の引締めをもたらす可能性がある。その結果、企業（特に金融機関）は、破綻した銀行へのエクスポージャーにかかわらず、IFRS第7号で要求されている流動性リスクに関する情報、IAS第1号で要求されている継続企業及び重大な判断に関する情報を適時に開示していることを確認しなければならない。

デロイトのiGAAP in Focus財務報告「不確実性のある時代における報告：銀行セクターにおける最近の事象の影響」²では、さらに、破綻した銀行へのエクスポージャーを有する企業に関連するものを含む、銀行セクターの事象に関連する主要な財務報告事項を取り扱っている。

財務諸表における気候関連リスク

しばらくの間、規制当局は、企業が直面する主要なリスクと不確実性の説明とともに、企業の事業及び状態の進展及び業績、バランスのとれた包括的な分析を提供する際に、気候関連事項とその影響に特に注意を払うよう企業に求めてきた（たとえば、気候関連の問題はESMA（European Securities and Markets Authority）の共通の施行優先事項³が繰返し取り上げている）。

特に、年次報告書の他の箇所でも気候関連事項に重点が置かれている程度が、財務諸表に適用された判断及び見積りに気候問題がどのように反映されているかと一貫しているかどうかを検討しなければならない。財務報告の目的で使用される予測は、報告日における企業の戦略計画及び計画された行動を反映し、報告日における最良の見積りに基づかなければならない（例えば、短期又は中期の行動が、年次報告書に反映されている記載された長期的な脱炭素化コミットメントを達成するために必要な場合）。

気候関連事項に重要性がある場合、IFRS会計基準が当該事項に明示的に言及していなくても、IFRS財務諸表の作成において考慮されることが期待される。投資家又は規制当局は⁴、気候関連事項が、財務諸表にどのように影響するか、どの程度影響するか（又は影響しない）についての説明なしに、（例えば、減損テストで）検討されたことを記述する定型的な開示（boilerplate disclosures）が、財務諸表の理解に目的適合性のある情報を提供するのに十分であると受け入れると仮定することはできない。例えば、投資家は、財務報告に使用される企業の予測がパリ協定の目標と一致しているかどうかを理解することを望んでいる。⁵異なる気候変動の軌道の下で可能性のあるシナリオ及び可能な結果の範囲は複数ある。企業は、使用する仮定を明確にし、感応度分析をより有効に使用することが重要である。

特にエクスポージャーの高いセクターにおいて、気候関連事項が事業及び／又は資産及び負債の測定に重要性のある財務的影響を及ぼすことが見込まれないと結論付けた場合、規制当局は、そのような結論に達するために実施した評価、判断及び使用した期間を開示することを期待している。開示は、個々の企業の特定の状況に合わせて調整する必要がある。

- 1 デロイトトーマツのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/articles/ifrs/ifrs-ifrsinfocus-20220317.html>）
- 2 デロイトトーマツのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/articles/ifrs/ifrs-igaapinfocus-20230414.html>）
- 3 ESMAのウェブサイト参照いただきたい。（https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma32-63-1320_esma_statement_on_european_common_enforcement_priorities_for_2022_annual_reports.pdf）
- 4 例えば、2023年3月にESMAによって公表された最近の報告「第27回 EECSの施行データベースからの抜粋」（項目VIIおよびVIII）（https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/2023-03/ESMA32-63-1465_27th_Extract_from_the_EECS%27s_Database_of_Enforcement.pdf）を参照。
- 5 本誌2022年7月号A Closer Look「気候変動に関するパリ協定に沿ったコーポレート・レポーティングに対する投資家の要求」が、より詳細に解説している。（<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/articles/ifrs/ifrs-igaapinfocus-20220325.html>）

デロイトのA Closer Look「気候変動に関するパリ協定に沿ったコーポレート・レポート・レポーティングに対する投資家の要求」⁶は、気候に関する投資家の期待の背景と、どの要求事項がIFRS財団の公表物である「In Brief: IFRS 基準と気候関連の開示」⁷及びIASB（国際会計基準審議会）の教育的資料「気候関連事項が財務諸表に及ぼす影響」⁸によって強調されているか、及びそれらの要求を実務においてどのように適用する可能性があるかについて提供している。

気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）

2017年に公表されてから、TCFDの環境関連財務開示に関する提言は、多くの法域で、強制又は推奨される報告要求に組み込まれている。

2023年6月にISSB（国際サステナビリティ基準審議会）により公表されたIFRSサステナビリティ開示基準は、TCFD提言を組み込んで基礎としている。欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）も同様である（「サステナビリティ報告の動向」を参照）。

規制当局は、企業が公表した気候変動の影響についての情報の品質に焦点を合わせている。

たとえば、2022年に英国財務報告評議会（FRC）は、TCFDの開示及び財務諸表における気候のテーマ別レビューを実施した。レビューの結果は、ベストプラクティスの例が存在するため、これらの分野での報告及び開示に対してより伝統的な「様子見」アプローチを採用している企業への期待をより明確にしている。FRCは、気候報告は取締役会レベルのトピックとしてしっかりと設定しなければならないことを強調した。

FRCのテーマ別レビューでは、企業が改善できる重要な問題が指摘された。これらの分野は、英国外のTCFD又はサステナビリティ情報についてより広範に報告する企業にとって、有用な考慮事項を提供する可能性がある。

- **粒度と特定性**—企業は、企業全体のリスク及び機会に関する情報を提供し、必要に応じて事業（business）、セクター及び地域別に分解して提供しなければならない。
- **バランス**—気候関連のリスク及び機会に関する議論は、気候関連の機会の可能性を説明する際に、新技術の開発への依存についての議論を含め、予想される規模に比例しなければならない。

- **他のナラティブ開示との相互リンク**—TCFDの開示は、例えば、シナリオ分析の結果をナラティブ・レポート・レポーティング内の企業による全体戦略の説明に組み込むことにより、ナラティブ・レポート・レポーティングの他の要素と統合しなければならない。
- **重要性（マテリアリティ）**—企業は、TCFDの全セクターガイダンス及び補足ガイダンス⁹をどのように組み込むかについての説明を提供しなければならない。開示が行われていない場合は、省略の理由を含めなければならない。特に、企業がこれらの開示を検討し、重要性がないと判断したかどうか、又はこれらの開示の対象となる事項が企業の内部評価で対処されていないかどうかを明確にしなければならない。
- **TCFDと財務諸表開示のつながり**—TCFD報告で識別された気候関連リスクと機会は、財務諸表の裏付けとなる判断及び見積りに適切に統合されなければならない。企業はまた、気候変動と移行計画に対応して、セグメント別報告の表示と分解された収益開示を再評価することを検討しなければならない。
- **ガバナンス**—企業は、気候関連のパフォーマンス目標の検討及び主要な資本的支出、買収及び処分に関する決定に対する気候の影響など、気候関連事項の監督に関する具体的な情報を提供しなければならない。また、気候関連リスクをどのように管理しているか及び気候関連指標が報酬方針に与える影響についても開示を検討しなければならない。
- **戦略**—戦略に関する情報はきめ細かく、シナリオ分析に含まれる詳細レベルは、定量的指標を含め整合していなければならない。リスクと機会に関する企業の議論は、機会に不釣り合いに重み付けしてはならない。
- **リスク管理**—気候関連事項は、全体的なリスク管理プロセスに統合しなければならない。特に、気候関連リスクの優先度及び重要性を評価するプロセスを十分に説明しなければならない。
- **指標と目標**—指標は、スコープ1及び2の排出量のみならず、他の気候関連のリスクと機会の指標も含めなければならない。目標に対する進捗状況の読者の理解をサポートするために、過去データ及び変動の説明を提供しなければならない。
- **保証**—企業は、与えられた保証のレベル及びそれがカバーするものを明確に説明しなければならない。「検証済み（Verified）」などの用語は、実際に取得されたよりも高いレベルの保証を意味する可能性があるため、避けなければならない。気候関連リスクの広範な内容及び重大さ、及び利害関

6 本誌2022年7月号A Closer Look「気候変動に関するパリ協定に沿ったコーポレート・レポート・レポーティングに対する投資家の要求」を参照いただきたい。

7 IASBのウェブサイト参照いただきたい。（<https://cdn.ifrs.org/-/media/feature/news/2019/november/in-brief-climate-change-nick-anderson.pdf?la=en>）

8 IASBのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/supporting-implementation/documents/effects-of-climate-related-matters-on-financial-statements.pdf>）

9 TCFDのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.fsb-tcfid.org/publications/#implementing-guidance>）

係者の期待の高まりと規制当局の注目に鑑み、企業は、自主的又は強制的なTCFD開示を提供するかどうかに関係なく、上記の点を考慮しなければならない。

更新 サステナビリティ報告の動向

企業が時の経過とともにどのように価値を創造、保全、又は毀損するかの理解に関連性のあるサステナビリティ情報に対する投資家及び他の利害関係者の要求により、多くの法域において強制的なサステナビリティ報告の導入に向けた急速な動きが進んでいる。

国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB)

ISSBは、資本市場のサステナビリティ情報ニーズを満たす高品質なサステナビリティ開示基準を開発することを目的として、2021年11月に設立された。

ISSBおよびその目的は、41の法域およびIOSCO (証券監督者国際機構) により、またそのあとにG7およびG20により歓迎されている。英国、カナダ、オーストラリア、およびいくつかのラテンアメリカおよびアフリカ諸国は、ISSBのアドプションを計画している。日本は、そのサステナビリティ基準について、ISSBを基礎とすることを発表している。

公表した基準

2023年6月、ISSBは、最初の2つの基準を公表した。IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」およびIFRS S2号「気候関連開示」である。

IFRS S1号は、一般目的財務報告の主要な利用者が企業に資源を提供することに関連する決定を行う際に有用である、サステナビリティ関連のリスクおよび機会に関する情報を企業が開示するための全般的な要求事項を示している。IFRS S2号は、一般目的財務報告の主要な利用者が企業に資源を提供することに関連する決定を行う際に有用である、気候関連リスクおよび機会に関する情報を識別、測定および開示するための要求事項を示している。

両基準は、2024年1月1日以後開始する事業年度に発効し、作成者にサステナビリティ関連財務開示と財務諸表を合わせるためのさらなる期間を認める実質的な移行の救済措置がある。

デロイトのiGAAP in Focusサステナビリティ報告「ISSBが、最初のIFRSサステナビリティ開示基

準を公表」¹⁰は、両基準の主要な要求事項を解説している。

継続中の協議

2023年5月にISSBは、将来の作業プログラムの戦略的な方向性および全体的なバランス、および今後2年間の作業計画の一部として取り上げる可能性のあるサステナビリティ関連事項についての意見を募集する、情報要請「アジェンダの優先度に関する協議」¹¹を公表した。ISSBは、公開草案「SASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論およびSASBスタンダード・タクソノミのアップデート」¹²も公表した。SASBスタンダードは、ISSB基準をサポートする産業別ガイダンスを提供する。

これらの文書の内容のさらなる情報は、上記のリンクのiGAAP in Focusのニュースレターを参照いただきたい。

重大な域外への広がりを持つ法域の開発

企業サステナビリティ報告指令 (CSRD) 及び欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS)

2022年11月、**欧州連合**のCSRDは、欧州議会にて採択され、欧州理事会によって承認された。CSRDは、投資家、市民社会、その他の利害関係者向けの企業のマネジメント・レポートのサステナビリティ報告を改善し、それによって欧州グリーンディール及び国連の持続可能な開発目標 (SDGs) に沿った完全に持続可能で包括的な経済及び金融システムへの移行に貢献することを目的としている。

CSRDの範囲は非常に広く、EUの規制市場に上場していない一定の非EU企業に拡大する。企業は、EFRAG (欧州財務報告諮問グループ) によって開発されたESRSを使用して、広範なサステナビリティ項目について報告しなければならない。

2023年6月9日欧州委員会 (EC) は、2022年11月にEFRAGから提出された草案を基礎として、ESRSの最初のセットに関する規則についての4週間の協議を開始した。当該協議では、重要性のアプローチ、特定の要求事項の段階的な導入、特定の要求事項の任意のデータポイントへの変換、及び多くの開示要求への柔軟性の導入など、EFRAGが提案した文案に対してECが行った変更を提示している。

フィードバック期間が終了した後、本規制は

10 本誌2023年9月号「iGAAP in Focusサステナビリティ報告：ISSBが、最初のIFRSサステナビリティ開示基準を公表」を参照いただきたい。

11 デロイトトーマツのウェブサイトのiGAAP in Focusサステナビリティ報告「ISSBは、アジェンダの優先度に関するフィードバックを求める」(<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/articles/ifrs/ifrs-igaapinfocus-20230512.html>)を参照いただきたい。

12 デロイトトーマツのウェブサイトのiGAAP in Focusサステナビリティ報告「ISSBは、SASBスタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論を提案する」(<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/articles/ifrs/ifrs-igaapinfocus-20230515.html>)を参照いただきたい。

2023年8月末までにECによって合意される見込みである。その後、ESRSが2024年1月1日から発効できるように、欧州議会と欧州理事会による精査期間が開始され、2か月（2か月延長の可能性あり）続く。

以下のデロイトのニュースレターは、さらなる情報を提供している。

- iGAAP in Focus 欧州サステナビリティ報告「企業サステナビリティ報告指令（CSRD）の世界的な適用 - 官報に掲載された最終条文」¹³は、CSRDの世界的な適用を説明している。
- iGAAP in Focus 欧州サステナビリティ報告「EFRAG、ESRS草案の第一弾を欧州委員会に提出」¹⁴は、ECに提出されたESRS草案の第一弾を要約している。
- iGAAP in Focus 欧州サステナビリティ報告「欧州委員会による欧州サステナビリティ報告基準の委任規則に関する市中協議」¹⁵は、ESRSの条文を規定する規則案に関するECによる協議を解説している。

米国SECの動向

米国SECは2021年3月に気候関連の開示について協議し、2022年3月に規則案「投資家向け気候関連開示の拡大及び標準化」¹⁶を公表した。とりわけ、規則案は、外国登録企業（FPI）が、ISSB基準に基づく報告により、その要求事項を満たすことが可能であるかを検討している。

通貨と超インフレ

高レベルの全般的なインフレ水準による、超インフレ（この用語はIAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」で定義されている）の対象となる法域の数が増加している。したがって、企業は以下の課題にますます直面している。

- 経済がIAS第29号で定義されている超インフレであるかどうかを判断することに、困難な場合がある。当該定義には超インフレのいくつかの特徴が含まれているが、超インフレは3年間の累積インフレ率が100%に近づいているか又は超えるときに、最も多く証拠付けられる。また、財務諸表の金額にどの一般物価指数を

適用するべきかを決定することも難しい可能性がある。

- 企業は、現地通貨と国際通貨の両方が一般的に使用されている状況では、企業の機能通貨を決定する際に困難に直面する可能性がある。これは、現地通貨が超インフレである場合に特に重大になる可能性がある。IAS第29号は、（その経済で活動する企業によってではなく）機能通貨が超インフレ経済の通貨である企業によってのみ適用される。また、IAS第21号「外国為替レート変動の影響」では、「企業は、IAS第29号に従った修正再表示を、例えば、本基準に従って決定される機能通貨以外の通貨（親会社の機能通貨など）を機能通貨として採用することによって、避けることはできない。」と具体的に規定されていることにも留意すべきである。
- 現地通貨とグローバルに取引される通貨間の交換が制限されている場合、単体財務諸表の貨幣性項目を換算し、在外営業活動体の財務諸表を親会社の表示通貨で換算するための適切な為替レートを識別することが困難な場合がある。この問題は超インフレ経済に特有ではないが、「ハード」通貨の不足、したがって為替制限の必要性は、現地通貨が価値を失っている経済の特徴であることが多い。

インフレ又は為替の問題が重大な判断につながる、又は見積りの不確実性の発生要因となる場合、IAS第1号122項及び125項で要求されているように開示を提供しなければならない。

更新 国際通貨基金（IMF）のインフレ予測やIAS第29号で定められた指標を含む、執筆時点における入手可能なデータに基づいて、以下の経済は、2023年6月30日終了報告期間の財務諸表について、IAS第29号を適用する目的及びIAS第21号に従った在外営業活動体の再換算を行う超インフレにあると広く考えられている。

- アルゼンチン
- エチオピア
- イラン
- ハイチ
- レバノン
- 南スーダン
- スーダン
- スリナム
- シリア
- トルコ
- ベネズエラ
- イエメン

¹³ デロイトトーマツのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/audit/articles/crd/igaapinfocus-20230223.html>）

¹⁴ デロイトトーマツのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/audit/articles/crd/igaapinfocus-20221226.html>）

¹⁵ デロイトトーマツのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/audit/articles/crd/igaapinfocus-20230609.html>）

¹⁶ 米国SECのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.sec.gov/rules/proposed/2022/33-11042.pdf>）

●ジンバブエ

2023年6月30日現在、超インフレをモニターすべき通貨である他の国には、アンゴラ、ガーナ、シエラレオネ及びスリランカが含まれる。

企業は、IAS第29号適用の目的のために超インフレと広く考えられる経済のリストが、その報告日までに変更になる可能性があることを、理解しなければならない。

その他の報告に関する検討事項

後発事象

期末以降の新たな問題又は新たな進展の出現は、報告期間の末日に存在した状況についての証拠を提供する修正を要する後発事象と、報告期間後に発生した状況を示す修正を要しない後発事象を区別するために、慎重な検討が要求される場合がある。

この区別は、当該事象自体をどの報告期間に会計処理すべきかを決定するだけでなく、将来の見通しに関する計算及び関連する開示にとっても重要である。例えば、IAS第36号に基づく減損レビュー又はIFRS第9号に基づく予想信用損失計算、及び合理的に考え得る予測の変化に対する感応度の開示は、報告日の状況に基づかなければならず、その後の修正を要しない後発事象の影響を受けない。報告日以降に評価がどのように変化したかについて追加の開示を提供することは有益かもしれないが、これは報告日現在の情報とは異なるものとして明確に識別しなければならない。

重大な判断と見積りの不確実性の主要な発生要因の開示

不確実性のある時代に報告する場合、財務諸表の利用者に、財務情報を作成する際の重要な仮定と行った判断を理解できるようにする十分な情報を提供することが特に重要である。企業の特定の状況に応じて、本稿で解説している領域の多くは、IAS第1号122項から133項によって開示が要求される可能性がある、項目又は取引の特性、又はその測定に関する見積りの不確実性の発生要因に対する重大な判断が生じる可能性がある。

合理的に考え得る結果の範囲に基づく感応度分析を含む、主要な仮定について提供する開示は、報告日における状況を反映しなければならない。主要な仮定又はそれらの仮定に対する合理的に考え得る変化の範囲が、修正を要しない後発事象の結果として重大な影響を受ける場合、財務的影響の見積りを含む、当該変化に関する情報を別個に提供しなければならない。

見積りの不確実性に関しては、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性のある修正の重大なリスクがある（したがってIAS第1号125項に基づく開示が要求される）見積りと、より長い期間にわたって資産及び負債に影響を及ぼす可能性のある（したがって、当該項の

範囲に含まれないが、別個に開示することが有用である可能性がある）見積りとを区別することも重要である。

見積りの不確実性の高品質の開示を行う上では、以下のことも重要である。

- 重要性がある修正のリスクがある特定の量を定量化する。
- 利用者が経営者の最も困難、主観的又は複雑な判断を理解できるようにするために、仮定及び／又は不確実性の説明に十分な粒度を提供する。
- 他の見積りの開示及び関連する感応度を、重大な見積りと明確に区別し、それらの関連性を説明する。
- 重大な見積り（上記の経済的要因により、前報告期間よりも広範になる可能性がある）について、意味のある感応度及び／又は合理的に考え得る結果の範囲を提供する。これらは、特定のIFRS会計基準で要求されるものに限定するべきではない。
- 投資家はその影響を完全に理解するためにこの情報を必要とする場合、重大な見積りの基礎となる仮定を定量化する。
- 不確実性が未解決のままである場合、過去の仮定の変更を説明する。

非GAAP及び代替的業績指標

重大な経済変化又は通例ではない事象は、しばしば、業績への影響又は事象が発生しなかった場合の企業の利益を強調したいという欲求につながる。しかし、このようなアプローチに従う場合には注意が必要である。

このような変化又は事象の影響が広範囲であるという性質は、別個の表示が企業の全体的な財務業績を忠実に表現せず、利用者の財務諸表の理解に誤解を招く可能性があることを意味する。たとえば、「エネルギー価格の上昇の影響を除く」という利益の数値は、2023年には存在しなかった経済環境を反映する。

一般的に、経済的又は地政学的な事象の影響が非GAAP指標又は代替的業績指標（APM）を通じて適切に反映できるかどうかを評価する際には、以下を含むがこれらに限定されない要因を検討しなければならない。

- 調整された指標から除外される項目は、事象又は経済状況に直接関係していることを証明できるか？
- 当該項目は「ニューノーマル」の反映ではなく、通常の営業に増分なものであるか？
- 当該項目は、見積り又は予測とは対照的に、客観的に定量化可能であるか？

このような事象の広範な影響を純損益に別個に表示しようとするのではなく、資産、負債、及び純損益の数値への影響の認識、測定及び表示に適用される重大な影響、判断及び仮定に関する定性的及び定量的情報を注記で開示することが適切である可能性が高い。

そのような影響は、明確かつバイアスのない方法で提供しなければならない。非GAAP指標又はAPMをマネ

ジメント・レポートに含める場合、企業は非GAAP財務指標に関するIOSCO声明¹⁷そして代替的業績に関するESMAのガイドライン¹⁸（2020年に更新）又は法域における同等のものに引き続き関連性がある。

法人所得税及び繰延税金資産の認識

企業は、現在のマクロ経済環境に起因する利益水準の低下又は激しい変動が法人所得税会計にどのように影響するかを検討しなければならない。例えば、当期の収益の減少又は損失の発生は、予想利益の減少と相まって、企業の繰延税金資産の一部又は全部を回収可能である可能性が高いかどうかの再評価につながる可能性がある。利益の減少又は減損により損失を生じる場合、企業は、関連する繰延税金資産の全部又は一部を実現するために、税法で利用可能な繰戻し及び繰越期間内に十分な所得があるかどうかを検討する必要がある。

IAS第12号を適用して、企業は、子会社、支店及び関連会社、及び共同支配の取決めの持分に関連する将来加算一時差異に対する繰延税金負債を認識していない可能性があるが、これは、一時差異を解消する時期をコントロールすることができ、当該一時差異が予測可能な期間内に解消しない可能性が高いとみなされたと結論づけたためである。逆に、企業は、一時差異が予測可能な期間内に解消する可能性が高いと判断した（及び繰延税金資産を回収できる可能性が高いと判断した）ため、そのような投資に関連する将来減算一時差異について繰延税金資産を認識した可能性がある。企業又はその子会社が流動性の問題又は現在のマクロ経済環境に起因する他の課題を有しており、投資先の未分配利益の本国送金に関する意図に変更がある場合、これらの結論を再検討することが適切である可能性がある。

開示は、この分野でも重要である。特に、近年の損失の履歴がある場合の繰延税金資産の認識を裏付ける証拠の内容に関する企業固有の情報、及び関連性のある感応度及び／又は今後12か月で起こりうる結果の範囲を含む、繰延税金の判断及び見積りについてである。

新税源浸食と利益移転に関するOECD/G20の包括的枠組み（BEPS）

2022年3月OECDは、経済のデジタル化から生じる税の課題に対処するためのプロジェクトの第2の「柱」として合意された15%のグローバル・ミニマム課税についてテクニカル・ガイダンス¹⁹を公

表した。このガイダンスは、2021年12月に合意し公表された²⁰グローバル税源侵食防止（GloBE）ルールの適用及び運用について詳しく説明している。これは、収益が7億5,000万ユーロを超える多国籍企業（MNE）が、事業を行う各法域で発生する所得に対して少なくとも15%の税金を支払うことを保証するための調整されたシステムを構築する。135を超える国と法域が、「第2の柱」を税法に組み込むことに同意している。

そのため、第2の柱モデルルールの対象となる可能性のある企業は、営業を行っている法域における法制化のプロセスをモニターし、いずれかの法域において第2の柱の法制が制定（又は実質的に制定）されているかどうかを評価する必要がある。執筆時点において、当該ルールのいくつかの側面を税法に組み込む法制が承認された法域には、韓国、日本及び英国が含まれる。

2023年5月、IASBはIAS第12号の修正を公表し、第2の柱モデルルールの導入から生じる繰延税金の会計処理についての一時的な例外とともに、影響を受ける企業に対する的を絞った開示要求を導入した。例外を適用することにより、企業は、第2の柱の法人所得税に関連する繰延税金資産及び繰延税金負債に関する情報を認識も開示もしない。代わりに、企業は本例外を適用したことを開示することが要求される。企業はまた、第2の柱の法人所得税に関連する当期税金費用（収益）を区分して開示する。さらに、第2の柱の法制が制定又は実質的に制定されているが未発効である期間について、企業は、当該法制から生じる第2の柱の法人所得税に対する企業のエクスポージャーを財務諸表利用者が理解するのに役立つ、既知の又は合理的に見積可能な情報を開示することが要求される。（ただし、企業は2023年12月31日以前に終了する期中報告期間について、この情報を開示することは要求されない）。デロイトのiGAAP in Focus「IASB、OECDの第2の柱モデルルールから生じる繰延税金の会計処理についての一時的な例外を導入するために、IAS第12号を修正する」²¹は、本修正について詳細に解説している。

IFRS会計基準についてのエンドースメント及びアドプションのプロセスがある法域においては、本修正は直ちに利用可能とならない可能性がある。そ

17 IOSCOのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD532.pdf>）

18 ESMAのウェブサイト参照いただきたい。（https://www.esma.europa.eu/sites/default/files/library/esma32-51-370_qas_on_esma_guidelines_on_apms.pdf）

19 OECDのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.oecd.org/tax/beps/oecd-releases-detailed-technical-guidance-on-the-pillar-two-model-rules-for-15-percent-global-minimum-tax.htm>）

20 OECDのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www.oecd.org/tax/beps/tax-challenges-arising-from-the-digitalisation-of-the-economy-global-anti-base-erosion-model-rules-pillar-two.htm>）

21 デロイトトーマツのウェブサイト参照いただきたい。（<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/articles/ifrs/ifrs-igaapinfocus-20230528.html>）

のような場合、本修正が利用可能になる前、企業は、IAS第12号における繰延税金の要求事項が第2の柱モデルルールから生じる法人所得税に適用されないと結論づけることができる。iGAAP in Focus「IASB、OECDの第2の柱モデルルールから生じる繰延税金の会計処理についての一時的な例外を導入するために、IAS第12号を修正する」は、そのような結論が適切である理由を説明している。

IAS第1号の要求事項に従って、企業は、重要性のある会計方針情報、及び経営者が企業の会計方針を適用する過程で行った判断のうち、財務諸表に認識されている金額に最も重大な影響を与えているものの開示を含む、財務諸表において行う開示の内容及び範囲を検討しなければならない。同様に、期中財務諸表についても、企業はIAS第34号「期中財務報告」の要求事項に従って行われる、会計方針及び重要な事象に関連する開示の内容及び範囲も検討しなければならない。

例えば、影響の重要性に応じて、企業は、営業を行っている法域における第2の柱の法制の制定（又は実質的な制定）が開示すべき事象を構成するかどうかを検討する必要がある。

継続企業

経済的圧力又は変化により、ビジネス・モデルが実行不可能になったり、必要な債務による資金調達へのアクセスが制限されたりする可能性がある。このような状況では、報告日から少なくとも12か月間継続企業として存続できないかどうかを評価する必要がある。

経営者が企業を清算もしくは営業停止の意図がある場合、又はそうする以外に現実的な代替案がない場合を除いて、財務諸表は継続企業に基づいて作成される。評価を行う際、継続企業として存続する企業の能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象又は状況に関連する重要性のある不確実性を経営者が認識している場合、企業は、当該不確実性又は重要性のある不確実性は存在しないという結論に達するために取られた重要な判断を開示しなければならない。

IASBは、2021年に継続企業の評価及び関連する開示要求に関する教育的資料を公表した。このガイダンスは、デロイトのIFRS in Focus「IFRS財団は、継続企業の評価に関連するIFRS基準の要求事項に関する教育的資料を公表」²²に要約されている。

新 IFRS第17号「保険契約」の適用

IFRS第17号は、2023年1月1日以後に開始する事業年度に発効する。そのため、多くの企業は、2023年において最初に財務諸表にIFRS第17号の適用を反映する。多くの保険会社にとって、IFRS第9号の要求事項を適用することも初めてである。

それらの基準の適用の影響の重要性により開示される情報のレベルが決定されるが、企業は、開示が明確で、簡潔で、企業固有でかつ重要性のある変更の領域に焦点を当てていることを確認しなければならない。

IFRS第17号は、年次財務諸表における当該基準の適用の影響について必要な情報を規定している。同様に、IFRS第7号は、年次財務諸表におけるIFRS第9号の適用開始に関して開示すべき情報を規定している。要約期中財務諸表の文脈において、IFRS第17号（及びIFRS第9号）の適用開始を報告する際に、企業は、とりわけ、以下に関する情報を提供する必要性を検討しなければならない。

- 会計方針の変更の内容及び影響：適用した新しい会計方針に関する開示には、IFRS第17号（及びIFRS第9号）の要求事項が企業の特定の事実及び状況にどのように適用されているかを説明する、新しい会計方針自体の意味のある説明を含めなければならない。
- 適用した主要な判断及び見積り：IAS第34号を適用して作成された要約期中財務諸表には、主要な判断及び見積りの不確実性の発生要因に関するIAS第1号の要求事項は適用されないが、IFRS第17号（及びIFRS第9号）を適用する際に行った判断及び見積りの開示は、提供する開示の価値を高める。
- 採用した移行方法及び定量的影響：IFRS第17号（及びIFRS第9号）には、従うべき移行方法に関する選択肢（及びIFRS第9号の場合は比較情報の修正再表示に関する選択肢）が含まれており、したがって、企業が適用する選択肢の開示は、財務諸表の利用者に目的適合性がある可能性が高い。

さらに、移行の影響に関するIFRS第17号（及びIFRS第7号）の詳細な開示要求は、IAS第34号を適用して作成された期中財務諸表には適用されないが、IAS第34号16A項(a)に従って、財務諸表の利用者に「変更の影響」の理解を提供するために要求される定量的又は定性的情報を検討しなければならない。適用する新しい基準の影響を利用者が理解するために提供することが必要な適切な開示及び集計のレベルを決定するために、判断が要求される。

要約期中財務諸表には直接適用されないが、年次財務諸表で要求される移行に関する開示は、期中財務諸表に目的適合性のある可能性のある情報を評価するための有用なガイダンスを提供する可能性がある。

- その他の目的適合性のある開示：IFRS第17号（及び

²² 本誌2021年4月号「IFRS in Focus : IFRS財団は、継続企業の評価に関連するIFRS基準の要求事項に関する教育的資料を公表」を参照いただきたい。

IFRS第7号)には、年次財務諸表に対する多くの開示要求が含まれている。企業は、期中財務報告の要求事項に準拠するために提供する情報を評価する際に、直近の年次報告期間の末日以降の企業の財政状態及び財務業績の変化を理解する上で重大な事象及び取引の説明(IAS第34号15項及び15C項)、又は、資産、負債、資本、純利益又はキャッシュ・フローに影響を与える事項のうち、その性質、規模又は頻度から見て通例でない項目の内容及び金額(IAS第34号16A項(c))を提供する開示要求を検討するかもしれない。さらに、IAS第1号17項及び31項(IAS第1号4項に従い、IAS第34号に基づいて作成される要約期中財務諸表に適用される)は、特定の取引、他の事象及び状況の影響について利用者が理解できるようにするために必要な場合、個別の基準で要求される情報に対する追加情報を要求している。

非保険会社について、デロイトのCloser Look「非保険会社にとってのIFRS第17号」²³は、当該企業が発行する契約がIFRS第17号の範囲に含まれるかどうかを評価する際に考慮すべきIFRS第17号の側面についてのガイダンスを提供している。

IFRS第3号「企業結合」

企業結合は非常に重大となる可能性があり、場合によっては、企業の事業の内容及び範囲を根本的に変えることがある。そのため、企業は、年次報告書全体を通じて、企業結合の影響について明確で整合的な説明を行い、情報を理解可能で簡潔に伝える方法について慎重に検討する必要がある。

同様に：

- のれんを生じさせる要因の説明を提供しなければならず、可能であれば、定型的な開示を提供するだけでなく、対象の企業結合に固有の考慮事項を含めなければならない。
- 条件付対価に関連する開示には、取決めに係る企業固有の説明と、支払額の潜在的な変動性を含めなければならない。

企業結合会計の仕組みも複雑になる可能性があり、例えば、取引の要素が会計目的で企業結合の一部を形成するか、代わりに別個の取引として会計処理しなければならないかを決定する際に、重大な判断を適用する必要がある場合がある(例えば、株式に基づく報酬が対価の一部を構成するか、結合後の費用として会計処理されるかを決定する要求事項は複雑である)。この判断の実施には注意が必要であり、IFRS第3号を適用する際に行った判断を明確に開示する、又は(取引が企業結合の定義を満たしているかどうか、又は資産購入として会計処理する必要があるかどうか)が明確ではない場合)IFRS第3号が適用されるかどうかを決定する際に行われた判断を明

確に開示する必要がある。

IAS第33号「1株当たり利益」

基本的1株当たり利益(EPS)及び希薄化後EPSは、多くの場合、企業の業績の重要な指標と考えられているため、多くの場合、ある期間の最初の決算発表及び完全な財務諸表に含まれている。しかし、当該数値の計算は非常に複雑になる可能性があり、利用者が常によく理解できるとは限らない。IAS第33号自体の開示の要求事項はこの点で比較的限定的であるが、財務諸表の作成においてなされた重大な判断を開示するというIAS第1号の一般的な要求事項は、EPSの計算にも適用される可能性があることに留意すべきである(例えば、株式再編の実質を決定する際に判断が必要な場合)。

誤って適用されやすいEPS計算の詳細を、以下に記載する。

- 潜在的な普通株式が希薄化又は逆希薄化であるかどうかの決定は、継続事業からの利益又は損失に基づいて行う必要がある。
- 無償部分を含む株式再編成では、表示するすべての期間の基本EPS及び調整後EPSの計算に使用される普通株式の加重平均数を遡及的に調整することが要求される。
- 優先株式が資本として分類される場合、基本EPS及び調整後EPSの計算に使用される利益は、配当及び償還時に生じるプレミアムを含む、当該優先株式のすべての影響に対して調整される。

上記の非GAAP指標の使用に関するガイダンスは、調整後EPS数値の表示にも適用される。特に、「法定」EPS指標よりも目立たせてはならず、その算定方法(調整項目に対する税金に対して使用する基礎を含む)を明確に開示しなければならない。

新 会計方針の開示

IAS第1号及びIFRS実務記述書第2号の最近の修正「会計方針の開示」は、重要性のある(material)会計方針情報の開示を企業に要求する。これまで、企業は、「重要な(significant)会計方針」を開示することが要求されていた。

本修正により、会計方針情報に重要性があるかどうかを評価するために企業が利用可能なガイダンスが強化されている。例えば、IAS第1号117B項は、会計方針情報が、重要性がある取引、事象又は状況に関連する場合に、会計方針情報に重要性があると考えられる可能性が高い状況を示している。

- 会計方針が期間中に変更され、財務諸表の情報に重要性のある変動が生じた。
- 会計方針を、IFRS会計基準で認められている選択肢から選択した。

²³ デロイトトーマツのウェブサイトを参照いただきたい。(https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/finance/ifrs/jp-ifrs-igaapinfocus-20230414_2.pdf)

- 具体的に当てはまるIFRS会計基準がないため、会計方針が、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って策定された。
- 会計方針が、企業が重大な判断及び仮定が要求される領域に関連する。
- 会計方針が、複雑な会計処理に関連する。

本修正はまた、企業が重要性がない会計方針情報を開示することを選択した場合、その情報が重要性がある会計方針情報を覆い隠してはならないことを強調している(IAS第1号117D項)。当該要求事項は、特に、企業が目的適合性のあるIFRS会計基準の要求事項を繰返し又は要約した定型化された会計方針情報に関する開示の範囲を設定する際に考慮しなければならない。

本修正は、2023年1月1日以後開始する事業年度の財務諸表に適用される。

新 期中財務報告

適時性がありかつ高品質の期中開示は、財務諸表の主要な利用者にとって重要である。2023年の期中財務諸表を作成する際に最も目的適合性がある可能性が高い検討領域について、本稿においてすでに説明されているものに加え、以下で説明する。

重要な事象及び取引

要約期中財務諸表を作成する企業は、IAS第34号15項に従い、「直近の年次報告期間の末日以降の企業の財政状態の変動及び業績を理解する上で重大な事象及び取引の説明」を提供することが要求される。重大である場合に、開示を検討する場合がある事象の網羅的ではないリストは、IAS第34号15B項に示されている。さらに、IAS第34号16A項は、会計方針及び計算方法の変更に含まれるものを含め、期中財務諸表の注記において行うべき開示を規定している(例えば、上記「IFRS第17号「保険契約」の適用」を参照)。

サプライチェーンの混乱、労働力不足、金利の上昇、エネルギー価格の上昇、一般的な生活費の上昇、気候変動、地政学的環境、及びより広範なマクロ経済的要因から生じる継続的な不確実性に企業が対応するため、要約期中財務諸表の注記で開示する必要がある可能性がある他の重要な事象が存在する可能性が高い。

見積り

不確実性の継続的なレベルを考慮すると、企業は期中報告期間中に(例えば、金利の変化の結果として)見積りを修正し、IAS第34号16A項(d)に従って開示を提供する必要があるかもしれない。この場合、開示は、特に資産及び負債について、直近の年度の末日よりも見積り方法の使用が多い場合は、見積りの変更の理由及び使用した見積り方法を明確に説明しなければならない。

資産の減損

減損及び減損の戻入に関するIFRS会計基準の要求事項は、要約期中財務諸表に適用される。

多くの資産(のれん、有形固定資産、使用権資産、無形資産、及び子会社、共同支配企業及び関連会社への投資を含む)については、IAS第36号に従って、報告日に、減損又は以前の減損の戻入の兆候があるかどうかを評価し(禁止されている以前ののれんの減損の戻入を除く)、もしそうである場合、回収可能価額(使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方)を算定することを意味する。企業は、直近の年次報告日に到達した結論に関係なく、期中報告日時点での減損の兆候の存在を評価しなければならない。

さらに、のれんの減損を毎年同時期にテストするという一般的な要求事項があるが、減損の兆候がある場合は、期中レビュー日にものれんをテストしなければならない。

環境の不確実性により、直近の年次報告日における使用価値又は処分コスト控除後の公正価値の計算において、以前に使用された予測キャッシュ・フローは、その後の期中報告日の状況をもはや反映しない可能性がある。この場合、企業は、期中報告日における経営者の改訂した予想と更新した状況を反映した、新しい又は更新した予測を作成する必要がある。

期中報告期間中に重要性のある減損損失が認識された場合、企業はIAS第34号15B項(b)により要求されるように、当該損失に関する追加の開示を検討しなければならない。

継続企業

IAS第1号25項及び26項が定める継続企業の要求事項は、期中財務諸表に適用される。したがって、経営者は、期中報告期間の終了から少なくとも12か月間継続企業として存続する企業の能力に重大な疑義を生じさせるような事象又は状態に関連する重要性のある不確実性があるかどうかを検討する必要がある。この評価を行うにあたり、企業は期中財務諸表の承認日までに入手可能なすべての情報を考慮しなければならない。

さらに、企業は、期中財務諸表に新しい情報又は更新された情報が要求されるかどうかを検討する必要がある。

認識及び測定

期中財務諸表の資産、負債、収益及び費用を認識する原則は、年次財務諸表と同じである。IAS第34号41項は、期中財務諸表で使用される測定の手続が、信頼性のある情報をもたらす、すべての重要性があり目的適合性がある財務情報が、適切に開示されることを要求している。したがって、本稿の他の箇所に記載されている課題、例えば非金融資産の回収可能価額及び金融資産の予想信用損失引当金の測定は、期中財務諸表でも同様に取扱いなければならない。それにもかかわらず、IAS第

34号は、年次財務諸表及び期中財務諸表の両方に合理的な見積りがしばしば使用されるが、期中財務諸表は一般に年次財務諸表よりも見積方法をより多く使用することが必要になることを認めている。

その他の開示

上記で説明したように、IAS第34号の包括的な目的は、期中財務諸表が年次財務諸表に含まれる目的適合性のある情報の説明及び更新を提供することである。上記の具体的な検討事項に加えて、企業は、上記の包括的な目的を達成するために必要となる可能性のある追加の開示を検討する必要がある。現在の不安定で不確実な環境では、期中報告期間の後発事象の結果として生じる重大な影響について追加の開示が要求される場合がある。

IAS第1号は、一般に、IAS第34号に従って作成された要約期中財務諸表の構成及び内容には適用されないが、IAS第1号4項は、IAS第1号15項から35項が期中財務諸表に適用されることを明確にしている。IAS第1号17項及び31項はいずれも、特定の取引、その他の事象及び状況の影響について利用者が理解できるようにするために必要な場合、個別の基準で要求される情報に対する追加情報を要求する。企業の財務状況が直近の年次財務諸表から著しく変化した可能性がある現在の状況では、(年次)財務諸表の完全なセットについてのみに個別のIFRS会計基準によって通常要求される開示の一部は、期中報告期間中に発生した状況の結果に関する目的適合性のある情報を提供するために使用される場合がある。

付録

更新 新しい及び改訂IFRS会計基準及び解釈指針

IAS第8号第30項は、新しい及び改訂IFRS会計基準が公表されたが未発効の場合、その潜在的な影響を検討し、(年次財務諸表において)開示することを企業に要求している。これらの開示の十分性は、現在の規制上の焦点となっている領域である。

以下のリストは、2023年6月30日時点のものを反映している。当該日以後、財務諸表が発行される前に、IASBが公表した新しい及び改訂IFRS会計基準の適用による潜在的な影響についても検討し、開示しなければならない。

下表に記載の新しい及び改訂IFRS会計基準についての解説は、デロイトトーマツのウェブサイト「IFRS基準別の解説」を参照いただきたい。(https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/finance/articles/ifrs/ifrs-kaisetsu-1.html)

以下の表は、さまざまな四半期報告期間について、2023年6月30日現在の基準等の概要を示している。

この表は、すべての事業年度に使用可能である。2023年6月30日に終了する第1四半期は、事業年度が2023年4月1日に開始することを意味する。同様に、2023年6月30日に終了する第2四半期は2023年1月1日に開始する事業年度を指し、2023年6月30日に終了する第3四半期は2022年10月1日に開始する事業年度を指し、2023年6月30日に終了する第4四半期は2022年7月1日に開始する事業年度を指す。

基準等	発効日	2023年6月30日での適用			
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
「概念フレームワークへの参照」(IFRS第3号の修正)	2022年1月1日	前期に適用済	前期に適用済	強制適用	強制適用
「有形固定資産 一意図した使用前の収入」(IAS第16号の修正)	2022年1月1日	前期に適用済	前期に適用済	強制適用	強制適用
「不利な契約—契約履行のコスト」(IAS第37号の修正)	2022年1月1日	前期に適用済	前期に適用済	強制適用	強制適用
IFRS基準の年次改善 2018–2020	2022年1月1日	前期に適用済	前期に適用済	強制適用	強制適用
IFRS第17号「保険契約」(修正後)	2023年1月1日	強制適用	強制適用	早期適用可	早期適用可
「会計上の見積りの定義」(IAS第8号の修正)	2023年1月1日	強制適用	強制適用	早期適用可	早期適用可
「単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金」(IAS第12号の修正)	2023年1月1日	強制適用	強制適用	早期適用可	早期適用可
「会計方針の開示」(IAS第1号及びIFRS実務記述書第2号の修正)	2023年1月1日	強制適用	強制適用	早期適用可	早期適用可
「国際税制改革 — 第2の柱モデルルール」(IAS第12号の修正) – 例外の適用及びその事実の開示	2023年5月23日	強制適用	強制適用	強制適用	強制適用

「国際税制改革 — 第2の柱モデルルール」(IAS第12号の修正) – その他の開示要求	2023年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可
「特約条項付の非流動負債」(IAS第1号の修正) 及び「負債の流動又は非流動への分類」(IAS第1号の修正)	2024年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可
「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債」(IFRS第16号の修正)	2024年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可
「サプライヤー・ファイナンス契約」(IAS第7号及びIFRS第7号の修正)	2024年1月1日	早期適用可	早期適用可	早期適用可	早期適用可

IFRS解釈指針委員会のアジェンダ決定

IFRS会計基準の正式な解釈を開発し、IASBが当該基準を修正することを提案する活動を行うとともに、委員会は、アジェンダに追加しないことを決定した論点の要約を、通常提出された会計上の論点の議論とともに、定期的に公表している。

2020年8月、IFRS財団の評議員会は、更新版IFRS財団デュー・プロセス・ハンドブックを公表し、IFRS解釈指針委員会が公表したアジェンダ決定の説明的資料が、IFRS会計基準自体から権限を得ており、したがって、アジェンダ決定が会計方針の変更をもたらす場合に適用される遡及適用について、IAS第8号の一般的な要求事項により適用が要求されることを確立した。

IFRS財団のデュー・プロセス・ハンドブック及び各IFRIC Updateはまた、企業がその決定を行い、必要な会計方針の変更を決定し実施するための十分な時間（例えば、新たな情報の入手又はそのシステムの適応）を与えられることが期待されていることを指摘している。会計方針の変更を行うために十分な時間がどのくらいであるかの決定は、企業の具体的な事実と状況に応じて決まる判断の問題である。それでも、企業は、どのような変更も適時に実施し、重要性がある場合には、当該変更に関連する開示が、IFRS会計基準で要求されているかどうかを検討することが期待される。

過去12か月間に、以下のアジェンダ決定が委員会によって公表された。²⁴

2022年9月IFRIC Update	IFRS第9号及びIFRS第16号—貸手のリース料免除 IFRS第17号及びIAS第21号—多通貨保険契約グループ 特別買収目的会社（SPAC）：取得時のワラントの会計処理
2023年3月IFRIC Update	IFRS第16号—リースの定義—入替えの権利

Closing Out 2022²⁵からの主な変更点

セクション	変更点
米国と欧州の銀行セクターの事象	新しいセクション
サステナビリティ報告の動向	ISSB（新基準の公表及び進行中の協議）及びEU（ESRSに関するEC協議）の動向に関する更新
通貨と超インフレ	法域のリストの更新
法人所得税及び繰延税金資産の認識	第2の柱の法人所得税の会計上の考慮事項の更新
IFRS第17号「保険契約」の適用	新しいセクション
会計方針の開示	新しいセクション
期中財務報告	新しいセクション
新しい及び改訂IFRS基準及び解釈指針	基準等のリストの更新

以上

²⁴ 一連のアジェンダ決定については、ASBJのウェブサイトの「IFRS関連情報」の「IFRS-IC会議」のページ（<https://www.asb.or.jp/jp/ifrs/ifric.html>）を参照いただきたい。

²⁵ 本誌2023年3月号「iGAAP in Focus：Closing Out 2022」を参照いただきたい。

国の会計と関連制度（4回目） ～国における事業別フルコスト情報開示 の状況～

公認会計士 おさむら やかく
長村 彌角

国は事業別フルコスト情報を、可視化した情報として、またデータベースとして公表している。これらの情報は容易に入手することができる。本稿（第4回目）では、個別事業のフルコスト情報の推移を、入手できるデータベース情報の範囲でマクロ的視点から分析していく。

1. 事業別フルコスト情報の概要

(1) 事業別フルコスト

平成26年度決算分から開示されてきた個別事業のフルコスト情報は、試行的に実施されてきたが、令和3年1月の「事業別フルコスト情報の把握と開示について（財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会）」（fullcost.pdf (mof.go.jp)）」を受けて、令和2年度決算分から本格的な開示がスタートしている。

① 事業別フルコスト情報の意義と期待

「事業別フルコスト情報の把握と開示について」では、国の行政活動が効率的かつ適正に行われているかの検討のためにはコストの適切な把握が必要であるとされている。フルコストについては発生主義の視点を取入れており、単位当たりコスト、自己収入比率、間接コスト率、人件費比率、減価償却費の明示等の各種指標や参考数値も用いることで、資源配分の効率性、受益者負担の適正性という視点で検証が可能となる事業や、減価償却資産を保有する事業、フルコストに占める人件費の割合が高い事業など、事業費のみでは実質的な単位当たりコストの把握が困難である事業を重点的に選定する方針とされている。

事業別フルコスト情報の把握・開示は、行政担当者のみならず研究者を含め多様な利害関係者にとっても、事業費の全体像把握を容易にし、コスト意識の高揚、経年変化や他事業との比較を通じた効率化・適正化への取組み促進に貢献することが期待されている。更には、各省庁が自らの行政活動の効率化・適正化への検討や予算のPDCAサイクルに活用すること、加えて予算編成での活

用や、国民に対する情報開示の一層の充実につなげていくことも期待されている。

なお、開示される事業別フルコスト情報は、行政事業レビューシートの作成単位とされている。

フルコスト＝人件費＋物件費（庁舎等（減価償却費）含む）＋事業費
※なお、「補助金・給付金」などについては、資源配分額そのものではなく、資源配分に要したコスト（間接コスト）をフルコストとしている。

② 開示されている事業別フルコスト情報の事業類型

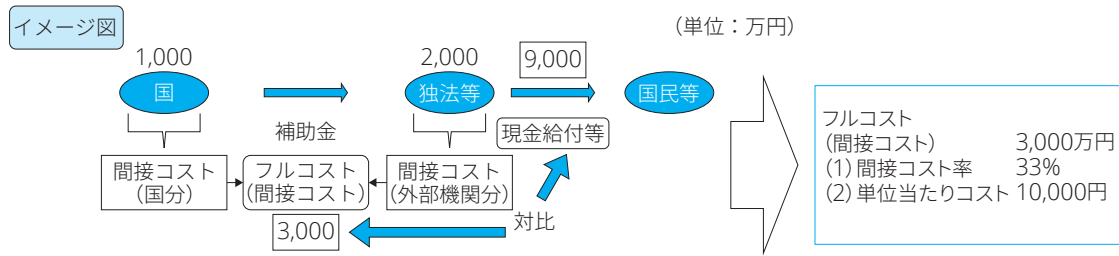
事業別フルコスト情報は、次の3事業類型で作成されている。

【補助金・給付金事業型】

補助金・給付金事業型とは、国が国以外の者に補助金その他の給付金等を交付等する事業であり、「補助金や給付金」などの資金配分額は事業別フルコストには含まずに、交付等の事業に要した間接コストのみをフルコストとしている。

補助金等の交付である資金配分額と間接コストとしてのフルコストの比較は間接コスト率（＝資金配分額／フルコスト）として算定され、これにより補助金等の交付事務の効率性を検証できる。例えば、間接コスト率が経年比較で下落している場合、交付事務は効率化していると推察できる。また、間接コスト（フルコスト）を、各事業の特性に考慮して設定される単位当たり指標で除した単位当たりコスト率でも、経年比較により、単位指標自体の増減の影響か間接コスト（フルコスト）自体の増減かなどの検証のきっかけを得ることが可能となる。類似事業との比較も可能となる。

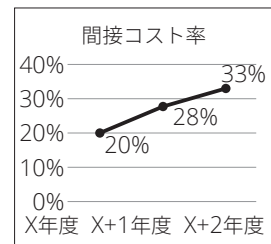
【図表1】 補助金・給付金事業型のイメージ



補助金・給付金事業型の活用イメージ

(単位：万円)

〇〇事業	X年度	X+1年度	X+2年度
①フルコスト (間接コスト)	2,000	2,500	3,000
人にかかるコスト	1,550	1,700	1,900
物にかかるコスト	150	450	750
庁舎等 (減価償却費)	100	100	100
事業コスト	200	250	250
②現金給付額	10,000	9,000	9,000
③単位：給付件数	5,000件	4,000件	3,000件
間接コスト率 (①÷②)	20%	28%	33%
単位当たりコスト (給付1件当たりコスト) (①÷③)	4,000円	6,250円	10,000円



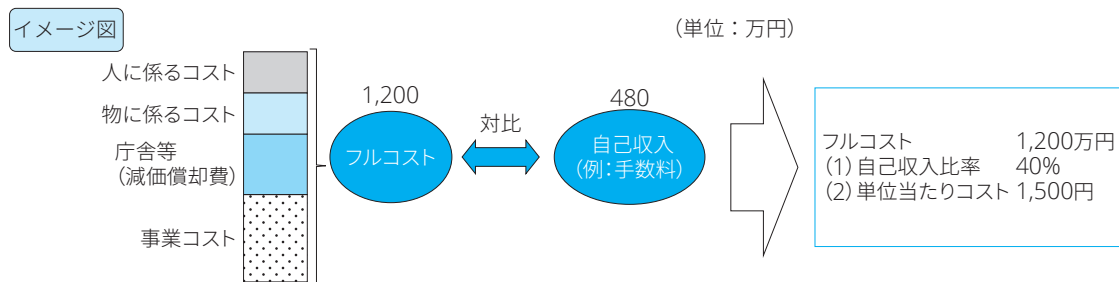
(出所：「国の財務書類」ガイドブック (令和5年3月 財務省主計局) (guidebook.renketu (mof.go.jp)))

【受益者負担事業型】

受益者負担事業型とは、国等が特定の者に提供する公の役務に対する反対給付として手数料等を徴収する事業である。受益者が負担する利用料などを自己収入とし、これとフルコストを比較する自己収入比率 (= 自己収入 / フルコスト) を分析することで受益者負担の適正性を考えることができ、例えば自己収入比率が経年的に低下

している場合、受益者減少が原因であればその原因は何か、フルコストの増加が原因であればその理由は何か、といった検証を可能にする。また、単位当たりコストの経年比較や分析により、事業の効率性・適正性が検証でき、事業内容見直しのタイミングなどについても検証するきっかけを与えるものになる。

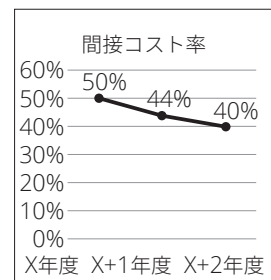
【図表2】 受益者負担事業型のイメージ



受益者負担事業型の活用イメージ

(単位：万円)

〇〇事業	X年度	X+1年度	X+2年度
①フルコスト (間接コスト)	1,000	1,080	1,200
人にかかるコスト	200	200	200
物にかかるコスト	50	50	50
庁舎等 (減価償却費)	200	200	200
事業コスト	550	630	750
②現金給付額	500	480	480
③単位：給付件数	10,000人	9,000人	8,000人
間接コスト率 (①÷②)	50%	44%	40%
単位当たりコスト (給付1件当たりコスト) (①÷③)	1,000円	1,200円	1,500円



(出所：「国の財務書類」ガイドブック (令和5年3月 財務省主計局) (guidebook.renketu (mof.go.jp)) を加工)

【その他事業型】

その他事業型とは、補助金・給付金事業型、受益者負担事業型のいずれにも該当しない事業型であり、行政活動の効率化・適正化の検討や予算のPDCAサイクルへの活用などに有用と考えられる事業等である。

例えば、減価償却資産を保有する事業においては、当資産の利用指標などによる単位当たりコストの比較により資産の有効活用状況を検証するきっかけとなったり、当該事業の特性に応じて設定された指標による単位当たりコストの経年比較などにより、外部委託と国が直接実施するコストの比較検証に役立てられる可能性などもある。

上記3事業類型に加えて、各事業の実施方法に関して「単独型」「外部機関利用型」の事業実施区分も設定されている。当事業類型と事業実施区分の考え方については、「会計情報」の2023年8月号をご参照頂きたい。

2. フルコスト開示の状況

財務省では、国の財務書類の開示の参考資料として、事業別のフルコスト情報をエクセルデータベース、各省の事業別フルコストの説明資料を取りまとめたダイジェスト版を公表している（国の財務書類（令和3年度）：財務省（mof.go.jp））。なお、エクセルデータベースには、「令和元年度までは、試行的な取組としてフルコスト情報の開示を行っていましたが、令和2年度より、本格的な取組としてフルコスト情報を開示しております。その際、算出方法等を一部変更しているため、試行的取組と同一の事業であっても令和元年度の計数と単純な経年比較ができない場合がある旨の記載があるため、留意が必要である。

(1) 省庁別の事業別フルコスト開示額の比較

令和3年度の国の財務書類において公表されている令和元年度以降の事業別フルコスト情報を、令和3年度に開示されているエクセルデータベースから省庁別に集計すると次のような推移となる。

【図表3】 省庁別のフルコスト情報開示状況

(円)

省庁等	令和3年度	令和2年度	令和元年度
内閣府（注1）	60,897,174,817	75,735,831,560	54,669,894,893
対前年比率	80.4%	138.5%	—
開示事業数	18	19	18
デジタル庁（注1）	7,114,044,804	—	—
対前年比率	—	—	—
開示事業数	1	—	—
復興庁	1,283,538,409	1,082,549,967	1,104,165,272
対前年比率	118.6%	98.0%	—
開示事業数	1	1	1
総務省	26,639,329,254	28,353,129,585	22,816,085,860
対前年比率	94.0%	124.3%	—
開示事業数	6	7	6
法務省	332,897,887,936	339,730,498,575	336,438,227,512
対前年比率	98.0%	101.0%	—
開示事業数	7	7	6
外務省	406,315,411	345,294,463	237,061,532
対前年比率	117.7%	145.7%	—
開示事業数	7	7	6
財務省	73,226,324,770	71,188,706,304	54,634,105,026

省庁等	令和3年度	令和2年度	令和元年度
対前年比率	102.9%	130.3%	—
開示事業数	6	6	5
文部科学省	3,996,100,235,289	3,772,935,479,876	3,445,144,946,811
対前年比率	105.9%	109.5%	—
開示事業数	33	35	19
厚生労働省	432,192,653,498	353,969,317,160	161,357,217,674
対前年比率	122.1%	219.4%	—
開示事業数	43	43	26
農林水産省	36,536,697,854	29,748,168,477	91,652,788,002
対前年比率	122.8%	32.5%	—
開示事業数	28	27	19
経済産業省	47,603,401,699	49,424,256,720	6,157,511,260
対前年比率	96.3%	802.7%	—
開示事業数	19	21	18
国土交通省	32,549,908,767	29,358,953,699	27,377,495,756
対前年比率	110.9%	107.2%	—
開示事業数	16	16	13
環境省	5,849,238,273	4,464,813,724	6,058,158,154
対前年比率	131.0%	73.7%	—
開示事業数	12	14	11
防衛省	28,100,909,338	26,535,744,469	14,126,386,845
対前年比率	105.9%	187.8%	—
開示事業数	7	8	5
合計	5,081,397,660,119	4,782,872,744,579	4,221,774,044,597
対前年比率	106.2%	113.3%	—
開示事業数	204	211	153

(注1) 令和3年度のデジタル庁1件は、令和2年度までは内閣府に含まれている。これを内閣府に含めると、令和3年度の対前年比率は80.4%から89.8%となる。

【図表4】 事業類型別のフルコスト情報公表件数

【事業類型別の公表件数】

事業類型	事業実施区分	
	単独型	外部機関利用型
①補助金・給付金事業型 ・国が国民等に補助金等を交付等する事業。 ・単位当たりコストや、間接コスト率（フルコスト÷現金の給付額）に着目することで、補助金等の給付事務が効率的に行われているかを検討するきっかけになる。	令和3年度56件 (令和2年度56件)	令和3年度39件 (令和2年度42件)
②受益者負担事業型 ・国が特定の者に提供する公の役務に対する反対給付として手数料等を徴収することとしている事業。 ・単位当たりコストや、自己収入比率（自己収入÷フルコスト）に着目することで、受益者負担が適正な水準となっているかを検討するきっかけになる。	令和3年度15件 (令和2年度14件)	令和3年度4件 (令和2年度4件)
③その他事業型 ・①②に該当しない事業（減価償却資産を保有する事業、人件費割合の高い事業等）。 ・単位当たりコストや、減価償却資産を保有する事業については減価償却費を含めた実質的なコストに着目すること、また人件費割合が高い事業については人件費割合に着目することで、事業に対するコストを意識するきっかけになる。	令和3年度52件 (令和2年度26件)	令和3年度38件 (令和2年度16件)

(出所：財政制度等審議会・財政制度分科会法制・公会計部会 令和5年3月22日資料)

なお、財政制度等審議会法制・公会計部会の資料では、開示件数は図表4（令和3年度開示数204件、令和2年度開示件数158件）のようになっている。図表3の令和2年度の件数との相違は、令和3年度から新たに作成開示された事業について、令和2年度のフルコストも追加的に令和3年度のエクセルデータベースで公表しているために、令和3年度のエクセルデータベースから集計すると、令和2年度には作成開示されていなかった事業についても集計されたことによるものである。なお、新

たに開示することとなった年度以前のフルコスト情報も開示することは、利用者への十分な配慮がなされている。

図表3では、各省庁とも、令和元年度から令和2年度に向けて、開示件数、開示フルコスト総額共に増加傾向にあり、図表4も加味すると令和3年度においても開示フルコスト総額及び開示件数は増加している。各省庁のうち、開示フルコスト金額に大きな影響を与えている主な事業は次のとおりである。

省 庁	事業名	フルコスト額（百万円）			
		令和3年度	令和2年度	令和元年度	
農林水産省	農業共済事業事務費負担金事業	22	22	65,030	
経済産業省	緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託事業（石油分）	44,230	41,897	—	令和2年度分より開示

ダイジェスト版及びエクセルデータベースによれば、農林水産省の「農業共済事業事務費負担金事業」は、補助金・給付金事業型であり、国の災害対策の基幹である農業共済制度の迅速、適正かつ円滑な実施を確保するため、その実務を行っている農業共済団体に対して事業運営に係る基幹的経費（人件費、旅費、庁費及び委員手当等）を国から直接交付（定額）する事業とある。

令和元年度には約650億円が計上されており、業務費等のうち人件費が約414億円、人件費以外が約231億円となっている。令和2年度にフルコストが大幅に減少し

ているが、これは補助金・給付金事業型の類型に整理したためのフルコストの減少と思われる。

(2) 各省庁における個別事業のフルコスト情報開示状況

以下は、エクセルデータベースを省庁別事業別に筆者が集計加工したものである（集計にあたっては、人件費比率や減価償却費など集計から除いている情報がある）。表の見方は次のとおり。

項 目	内 容
フルコスト	各省庁が集計したフルコスト金額（円）
単位当たり指標名	各省庁が個別事業の効率性等の評価のために設定している指標。指標設定されていない場合や複数指標が設定されている場合がある。

項目	内容
単位当たりフルコスト	「フルコスト」を「単位当たり指標」で除した金額（円） 複数指標が設定されている場合には、表中、直上の単位当たり指標でフルコストを除したものを記載している。
資源配分類	主に、補助金・給付金型事業において、国が国以外の者に対して交付する金額
間接コスト率（％）	事務費などの資源配分に要したコスト（間接コスト）を、資源配分類で除した割合（％）
自己収入	主に、受益者負担事業型において、受益者が負担した手数料等の収入額（円）
自己収入比率（％）	受益者が負担する手数料等の自己収入額をフルコストで除した割合（％）
セル	前年度に比べ30%超、増加しているもの。
セル	前年度に比べ30%超、減少しているもの。

【図表6】 省庁別個別事業別フルコスト情報の開示内容と推移

省庁名	事業・業務名	事業類型	事業実施区分	項目	令和3年度③	令和2年度②	令和元年度①	(③/②)倍率	(②/①)倍率	備考
内閣府	災害救助費等負担金に関する事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	495,487,105	484,054,926	260,809,763	1.02	1.86	
				支給自治体数（件）	32	32	28	1.00	1.14	
				単位当たりフルコスト	15,483,972	15,126,716	9,314,634	1.02	1.62	
				資源配分類	2,945,870,593	16,903,910,283	17,195,567,545	0.17	0.98	
				間接コスト率（％）	16.8	2.8	1.5	6.00	1.87	
	原子力発電施設等緊急時安全対策交付金事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	114,343,177	113,895,276	97,803,661	1.00	1.16	
				交付決定先道府県数（件）	24	24	24	1.00	1.00	
				単位当たりフルコスト	4,764,299	4,745,637	4,075,153	1.00	1.16	
				資源配分類	8,871,257,929	10,338,000,000	11,057,700,000	0.86	0.93	
				間接コスト率（％）	1.2	1.1	0.8	1.09	1.38	
	子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	133,400,373	85,421,457	73,297,011	1.56	1.17	
				事業実施自治体数（件）	127	78	69	1.63	1.13	
				単位当たりフルコスト	1,050,397	1,095,147	1,062,276	0.96	1.03	
				資源配分類	309,177,000	147,205,000	114,657,000	2.10	1.28	
				間接コスト率（％）	43.1	58.0	63.9	0.74	0.91	
	地域女性活躍推進交付金交付業務	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	100,050,280	99,463,168	85,578,203	1.01	1.16	
				交付件数（件）	194	131	130	1.48	1.01	
				単位当たりフルコスト	515,723	759,261	658,294	0.68	1.15	
				資源配分類	804,998,000	236,005,000	278,340,000	3.41	0.85	
				間接コスト率（％）	12.4	42.1	30.7	0.29	1.37	
沖縄科学技術大学院大学学園業務	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	366,851,029	374,905,285	321,937,051	0.98	1.16		
			全掲載論文数に対するHigh quality82誌への掲載論文数の割合（％）	20	20	25	1.00	0.80		
			単位当たりフルコスト	18,342,551	18,745,264	12,877,482	0.98	1.46		
			資源配分類	22,244,802,099	22,432,277,023	25,548,151,946	0.99	0.88		
			間接コスト率（％）	1.6	1.6	1.2	1.00	1.33		
犯罪被害給付金事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	47,215,545	43,728,115	137,650,788	1.08	0.32		
			給付件数（件）	337	353	395	0.95	0.89		
			単位当たりフルコスト	140,105	123,876	348,483	1.13	0.36		
			資源配分類	888,405,523	844,607,214	991,428,398	1.05	0.85		
			間接コスト率（％）	5.3	5.1	13.8	1.04	0.37		
都道府県警察費補助金事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	8,743,619	12,243,872	14,227,219	0.71	0.86		
			都道府県数（都道府県）	47	47	47	1.00	1.00		
			単位当たりフルコスト	186,034	260,508	302,707	0.71	0.86		
			資源配分類	31,385,327,160	31,004,764,396	32,538,619,879	1.01	0.95		
			間接コスト率（％）	0.0	0.0	0.0	0.67	0.75		
地方消費者行政強化交付金事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	30,891,831	29,291,826	29,438,595	1.05	1.00		
			交付件数（件）	47	47	47	1.00	1.00		
			単位当たりフルコスト	657,273	623,230	626,353	1.05	1.00		
			資源配分類	2,716,332,384	2,717,928,862	2,726,209,091	1.00	1.00		
			間接コスト率（％）	1.1	1.0	1.0	1.10	1.00		
地域就職水河期世代支援加速化事業	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	フルコスト	454,634,062	511,037,472	431,966,170	0.89	1.18		
			事業数（件）	142	100	-	1.42	-		
			単位当たりフルコスト	3,201,648	5,110,375	-	0.63	-		
			資源配分類	1,252,769,757	664,364,056	-	1.89	-		
			間接コスト率（％）	36.2	76.9	-	0.47	-		
民間資金等活用事業調査等業務	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	フルコスト	19,057,194	18,982,546	16,300,610	1.00	1.16		
			地方公共団体に対する補助等の実施数（件）	22	25	23	0.88	1.09		
			単位当たりフルコスト	866,236	759,302	708,722	1.14	1.07		
			資源配分類	159,539,842	152,164,700	132,737,000	1.05	1.15		
			間接コスト率（％）	11.9	12.4	12.2	0.96	1.02		
沖縄振興特別推進交付金業務	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	フルコスト	428,786,919	427,107,287	407,515,255	1.00	1.05		
			交付決定事業数（件）	853	864	1,019	0.99	0.85		
			単位当たりフルコスト	502,681	494,337	399,917	1.02	1.24		
			資源配分類	48,635,776,864	51,665,275,817	51,965,896,580	0.94	0.99		
			間接コスト率（％）	0.8	0.8	0.7	1.00	1.14		
赤坂迎賓館参観事業	受益者負担事業型	単独型	フルコスト	738,150,611	521,507,355	952,344,349	1.42	0.55		
			参観者数（人）	90,289	59,222	498,171	1.52	0.12		
			単位当たりフルコスト	8,175	8,806	1,912	0.93	4.61		
			自己収入	108,067,600	73,612,300	697,806,800	1.47	0.11		
			自己収入比率（％）	14.6	14.1	73.3	1.04	0.19		

省庁名	事業・業務名	事業類型	事業実施区分	項目	令和3年度③	令和2年度②	令和元年度①	(③/②)倍率	(②/①)倍率	備考	
東京都	京都迎賓館参観事業	受益者負担事業型	単独型	フルコスト	303,240,241	257,437,508	311,276,694	1.18	0.83		
				参観者数(人)	23,869	24,229	87,323	0.99	0.28		
				単位当たりフルコスト	12,704	10,625	3,565	1.20	2.98		
				自己収入	50,963,600	48,668,200	153,324,900	1.05	0.32		
	自己収入比率(%)	16.8	18.9	49.3	0.89	0.38					
	公認会計士試験事業	受益者負担事業型	単独型	フルコスト	665,506,716	465,869,231	431,019,099	1.43	1.08		
				出願者数(人)	27,677	14,192	19,584	1.95	0.72		
				単位当たりフルコスト	24,045	32,826	22,009	0.73	1.49		
				自己収入	539,701,500	276,744,000	381,888,000	1.95	0.72		
	自己収入比率(%)	81.1	59.4	88.6	1.37	0.67					
	実用準天頂衛星システム事業の推進事業	その他事業型	単独型	フルコスト	38,356,460,179	47,810,154,686	39,075,371,677	0.80	1.22		
				機数(機)	4	4	4	1.00	1.00		
電子計算機運営事業	その他事業型	単独型	フルコスト	15,505,324,170	17,085,860,322	-	0.91	-			
			実質的な稼働率(%)	100.0	100.0	-	1.00	-			
国立公文書館業務	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	2,522,938,070	2,579,717,773	2,373,471,888	0.98	1.09			
			ホームページアクセス数(件)	255,424	255,920	276,563	1.00	0.93			
			単位当たりフルコスト	9,877	10,080	8,582	0.98	1.17			
			自己収入	23,417,461	21,491,344	31,208,984	1.09	0.69			
自己収入比率(%)	0.9	0.8	1.3	1.13	0.61						
国民生活センター相談事業	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	606,093,696	567,597,735	503,734,322	1.07	1.13			
			相談件数(件)	20,593	20,959	25,781	0.98	0.81			
			単位当たりフルコスト	29,432	27,081	19,539	1.09	1.39			
デジタル庁	社会保障・税番号システム整備等業務	その他事業型	単独型	フルコスト	7,114,044,804	4,247,555,720	9,146,152,538	1.67	0.46	※1	
				マイナポータルトップページアクセス数(件)	113,697,321	107,013,488	4,665,865	1.06	22.94		
				単位当たりフルコスト	63	40	1,960	1.58	0.02		
復興庁	福島生活環境整備・帰還再生活加速事業(防犯・防災委託事業)	その他事業型	単独型	フルコスト	1,283,538,409	1,082,549,967	1,104,165,272	1.19	0.98		
				単位当たりフルコスト	-	-	-	-	-		
総務省	電波進め対策事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	-	49,691,065	4,287,774,108	-	0.01	-	
				新幹線トンネル対策距離(km)	-	250	250	-	1.00	-	
				単位当たりフルコスト	-	198,764	14,301,128	-	0.01	※6	
				高速道路及び直轄国道トンネル対策距離(km)	-	35	35	-	1.00	-	
				単位当たりフルコスト	-	1,395,816	11,481,624	-	0.12	※6	
				在来線トンネル対策距離(km)	-	7	7	-	1.00	-	
				単位当たりフルコスト	-	6,370,649	38,941,812	-	0.16	※6	
				資源配分額	-	2,264,000,000	4,230,242,000	-	0.54	-	
	間接コスト率(%)	-	2.1	1.1	-	1.91	-				
	無線システム普及支援事業(高度無線環境整備推進事業)	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	73,955,833	71,988,351	71,401,274	1.03	1.01		
				高度無線環境整備推進事業による整備世帯数(世帯)	259	1,472	1,977	0.18	0.74		
				単位当たりフルコスト	285,544	48,905	36,116	5.84	1.35		
資源配分額				4,778,300,000	4,778,300,000	2,540,000,000	1.00	1.88			
間接コスト率(%)	1.5	1.5	2.8	1.00	0.54						
認知症対策事業	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	フルコスト	790,219,936	1,070,785,360	1,907,637,749	0.74	0.56			
			受給者数(人)	173,779	212,050	254,090	0.82	0.83			
			単位当たりフルコスト	4,547	5,050	7,508	0.90	0.67			
			資源配分額	130,351,301,306	230,087,110,312	230,057,110,621	0.57	1.00			
間接コスト率(%)	0.6	0.4	0.4	1.50	1.00						
電波資源拡大のための研究開発事業	その他事業型	単独型	フルコスト	11,440,724,889	12,769,092,162	-	0.90	-			
			研究開発の実施件数(件)	53	51	-	1.04	-			
			単位当たりフルコスト	215,862,734	250,374,356	-	0.86	-			
消防庁危機管理機能の充実・確保事業	その他事業型	単独型	フルコスト	1,030,075,966	1,096,508,342	2,180,754,452	0.94	0.50			
			一元化システム数(システム)	18	18	18	1.00	1.00			
			単位当たりフルコスト	57,226,443	60,917,130	121,153,025	0.94	0.50			
統計調査の実施等事業(経常調査等)	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	13,186,184,000	13,171,614,926	14,241,549,048	1.00	0.92			
			調査数(調査)	8	8	8	1.00	1.00			
			単位当たりフルコスト	1,648,273,000	1,646,451,866	1,780,193,631	1.00	0.92			
地方への移住・交流の推進事業	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	118,168,630	123,449,379	126,969,229	0.96	0.97			
			自治体への斡旋件数(件)	617	914	981	0.68	0.09			
			単位当たりフルコスト	191,521	135,065	12,942	1.42	10.44			
			来場者数(人)	2,894	3,192	10,841	0.91	0.29			
単位当たりフルコスト	40,832	38,675	11,712	1.06	3.30						
更生保護施設整備事業への補助業務	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	フルコスト	78,952,432	80,527,446	161,008,268	0.98	0.50			
			実施事業数(事業)	16	18	42	0.89	0.43			
			単位当たりフルコスト	4,934,527	4,473,747	3,833,530	1.10	1.17			
			資源配分額	437,030,000	345,780,000	419,650,000	1.26	0.82			
間接コスト率(%)	18.1	23.2	38.3	0.78	0.61						
司法書士試験業務	受益者負担事業型	単独型	フルコスト	120,350,561	146,752,078	164,831,140	0.82	0.89			
			出願者数(人)	14,988	14,431	16,811	1.04	0.86			
			単位当たりフルコスト	8,030	10,169	9,805	0.79	1.04			
			自己収入	119,904,000	115,448,000	134,488,000	1.04	0.86			
			自己収入比率(%)	99.6	78.6	81.6	1.27	0.96			
供託業務	その他事業型	単独型	フルコスト	3,365,847,550	3,483,861,498	-	0.97	-			
			事件数(件)	546,072	514,416	-	1.06	-			
			単位当たりフルコスト	6,164	6,772	-	0.91	-			
矯正業務	その他事業型	単独型	フルコスト	252,995,065,701	256,010,029,913	262,185,118,146	0.99	0.98			
			被収容者1日当たりコスト(365*被収容者数)	17,073,240	17,797,400	18,717,240	0.96	0.95			
			単位当たりフルコスト	14,818	14,385	14,008	1.03	1.03			
			自己収入	2,662,949,338	2,800,445,993	3,530,152,526	0.95	0.79			
			自己収入比率(%)	1.0	1.0	1.4	1.00	0.74			
人権相談業務	その他事業型	単独型	フルコスト	981,954,302	978,482,668	833,072,083	1.00	1.17			
			人権相談件数(件)	166,457	173,634	203,570	0.96	0.85			
			単位当たりフルコスト	5,899	5,635	4,092	1.05	1.38			

省庁名	事業・業務名	事業類型	事業実施区分	項目	令和3年度③	令和2年度②	令和元年度①	(③/②)倍率	(②/①)倍率	備考	
外務省	私務業務	その他事業型	単独型	フルコスト	5,519,683,235	5,315,162,676	5,148,301,600	1.04	1.03		
				処理件数 (件)	5,433	4,882	5,613	1.11	0.87		
				単位当たりフルコスト	1,015,955	1,088,726	917,210	0.93	1.19		
	出入国在留管理業務	その他事業型	単独型	フルコスト	69,836,034,156	73,715,682,296	67,945,896,275	0.95	1.08		
				業務件数 (件)	8,147	3,085	571	2.64	5.40		
				単位当たりフルコスト	8,571,994	23,894,873	118,994,564	0.36	0.20		
				自己収入	5,447,018,800	5,711,113,600	4,731,204,800	0.95	1.21		
					自己収入比率 (%)	7.8	7.7	7.0	1.01	1.11	
	アジア友好促進補助金事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	15,082,305	15,601,459	16,609,719	0.97	0.94		
				台湾からの訪日者数 (人)	5,016	694,476	4,890,602	0.01	0.14		
				単位当たりフルコスト	3,007	22	3	133.85	6.61		
				資源配分額	1,604,595,084	1,475,705,816	1,595,556,947	1.09	0.92		
					間接コスト率 (%)	0.9	1.0	0.93	1.00		
	「北方領土復帰期成同盟」補助金事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	2,155,019	4,458,367	4,747,933	0.48	0.94		
				対象人数 (人)	149,363	161,696	141,661	0.92	1.14		
				単位当たりフルコスト	14	28	34	0.52	0.82		
				資源配分額	24,582,090	27,754,914	35,791,830	0.89	0.78		
					間接コスト率 (%)	8.7	16.0	13.2	0.54	1.21	
	外交・安全保障調査研究事業費補助金事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	47,388,662	46,793,049	54,587,402	1.01	0.86		
				研究成果数 (報告書作成件数、研究会開催数等) (件)	874	710	878	1.23	0.81		
単位当たりフルコスト				54,220	65,906	62,172	0.82	1.06			
資源配分額				502,693,070	527,944,685	505,460,528	0.95	1.04			
				間接コスト率 (%)	9.4	8.8	10.7	1.07	0.82		
外国報道関係者招へい事業	その他事業型	単独型	フルコスト	107,173,092	47,950,823	113,036,556	2.24	0.42			
			招へい者数 (人)	275	15	42	18.33	0.36			
			単位当たりフルコスト	389,720	3,196,722	2,691,347	0.12	1.19			
			報道件数 (件)	164	23	159	7.13	0.14			
				単位当たりフルコスト	653,494	2,084,818	710,922	0.31	2.93		
外国メディア向けプレスツアー事業	その他事業型	単独型	フルコスト	19,503,338	15,433,826	35,218,745	1.26	0.44			
			プレスツアー参加人数 (人)	29	35	57	0.83	0.61			
			単位当たりフルコスト	672,529	440,966	617,873	1.53	0.71			
			回数 (回)	5	5	6	1.00	0.83			
			単位当たりフルコスト	3,900,668	3,086,765	5,869,791	1.26	0.53			
			報道件数 (件)	47	52	62	0.90	0.84			
				単位当たりフルコスト	414,965	296,804	568,044	1.40	0.52		
日本特集番組制作支援事業	その他事業型	単独型	フルコスト	12,352,015	21,089,752	12,861,177	0.59	1.64			
			招へい者数 (人)	3	1	4	3.00	0.25			
			単位当たりフルコスト	4,117,338	21,089,752	3,215,294	0.20	6.56			
			番組制作数 (番組)	3	3	2	1.00	1.50			
				単位当たりフルコスト	4,117,338	7,029,917	6,430,589	0.59	1.09		
政府開発援助政策の調査及び企画立案等業務	その他事業型	単独型	フルコスト	202,660,980	193,967,187	-	1.04	-			
			非常勤職員 (経済協力専門員・期間業務職員) 採用人数 (人)	51	48	-	1.06	-			
			単位当たりフルコスト	3,973,745	4,040,983	-	0.98	-			
財務省	税理士試験業務	受益者負担事業型	単独型	フルコスト	271,642,159	303,124,760	190,572,307	0.90	1.59		
				受験申込者数 (人)	35,774	35,135	36,701	1.02	0.96		
				単位当たりフルコスト	7,593	8,627	5,193	0.88	1.66		
				受験者数 (人)	27,299	26,673	29,779	1.02	0.90		
				単位当たりフルコスト	9,951	11,364	6,400	0.88	1.78		
				自己収入	170,639,200	169,793,500	176,435,400	1.00	0.96		
				自己収入比率 (%)	62.8	56.0	92.5	1.12	0.61		
	国税局電話相談センター運営事業	その他事業型	単独型	フルコスト	5,008,735,772	5,118,417,934	5,059,172,205	0.98	1.01		
				電話相談件数 (件)	898	879	990	1.02	0.89		
				単位当たりフルコスト	5,577,657	5,823,001	5,110,275	0.96	1.14		
通関業務	その他事業型	単独型	フルコスト	38,794,592,267	36,729,954,213	34,289,259,494	1.06	1.07			
			出入国者数 (人)	2,252,659	1,405,301	91,616,093	1.60	0.02			
			単位当たりフルコスト	17,222	26,137	374	0.66	69.83			
輸出入通関業務	その他事業型	単独型	フルコスト	16,178,679,365	15,735,079,219	15,035,604,283	1.03	1.05			
			輸出入許可件数 (件)	125	155	222	0.81	0.70			
			単位当たりフルコスト	129,429,435	101,516,640	67,727,947	1.27	1.50			
国の財務書類作成業務 (省庁別財務書類等を基礎として作成)	その他事業型	単独型	フルコスト	60,582,710	58,626,907	59,496,737	1.03	0.99			
			ホームページアクセス件数 (件)	37,087	50,099	47,799	0.74	1.05			
			単位当たりフルコスト	1,634	1,170	1,245	1.40	0.94			
普通財産管理処分業務	その他事業型	単独型	フルコスト	12,912,092,497	13,243,503,271	-	0.97	-			
			年間日数 (日)	365	-	-	-	-			
			単位当たりフルコスト	35,375,596	-	-	-	-			
			自己収入	63,651,159,296	58,149,411,330	-	1.09	-			
				自己収入比率 (%)	492.9	439.0	-	1.12	-		
放送大学学園補助事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	10,679,149	11,010,239	-	0.97	-			
			放送大学学生数 (人)	87,053	88,922	-	0.98	-			
			単位当たりフルコスト	123	124	-	0.99	-			
			資源配分額	7,449,934,786	7,565,758,748	-	0.98	-			
				間接コスト率 (%)	0.1	0.1	-	1.00	-		
日本学校保健会補助事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	1,941,662	2,001,861	26,579,402	0.97	0.08	※2		
			事業実施数 (件)	3	3	1	1.00	3.00			
			単位当たりフルコスト	647,221	667,287	26,579,402	0.97	0.03			
			資源配分額	267,948,000	44,748,000	-	5.99	-			
				間接コスト率 (%)	0.7	4.4	-	0.16	-		
日本私立学校振興・共済事業団補助事業 (基礎年金等)	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	28,154,122	23,021,411	29,046,793	1.22	0.79			
			年金受給者数 (人)	580,523	554,763	535,709	1.05	1.04			
			単位当たりフルコスト	48	41	54	1.17	0.77			
			加入者数 (人)	611,502	605,267	595,208	1.01	1.02			
			単位当たりフルコスト	46	38	49	1.21	0.78			
			資源配分額	135,925,397,146	134,544,489,496	134,402,045,323	1.01	1.00			
				間接コスト率 (%)	0.0	0.0	0.0	2.00	0.50		

省庁名	事業・業務名	事業類型	事業実施区分	項目	令和3年度③	令和2年度②	令和元年度①	(③/②)倍率	(②/①)倍率	備考
文部科学省	大型放射光施設 (Spring-8) 及びX線自由電子レーザー施設 (SACLA) の整備・共用事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	1,941,662	2,001,861	14,755,321,957	0.97	0.00	
				利用者数 (人・Spring-8及びSACLA)	10,223	6,367	17,841	1.61	0.36	※6
				単位当たりフルコスト	190	314	5,413,146	0.60	0.00	
				稼働時間数 (時間・Spring-8及びSACLA)	11,084	11,003	11,415	1.01	0.96	
				単位当たりフルコスト	175	182	2,638,885	0.96	0.00	※6
				資源配分額	14,682,303,000	13,925,164,000	-	1.05	-	
				間接コスト率 (%)	0.0	0.0	-	1.00	-	
				自己収入	-	-	398,209,875	-	-	
				自己収入比率 (%)	-	-	0.0	-	-	
				フルコスト	-	11,010,240	13,891,944	-	0.79	
	単位当たりフルコスト	-	-	-	-	-				
	資源配分額	-	38,602,800,000	24,251,800,000	-	1.59				
	間接コスト率 (%)	-	0.0	0.1	-	0.40				
	フルコスト	10,679,149	11,010,239	-	0.97	-				
	利用者数 (人)	2,321	-	-	-	-				
	単位当たりフルコスト	4,601	-	-	-	-				
	稼働時間 (時間)	8,431	-	-	-	-				
	単位当たりフルコスト	1,267	-	-	-	-				
	資源配分額	13,423,269,480	10,835,511,520	-	1.24	-				
	間接コスト率 (%)	0.1	0.1	-	0.70	-				
	フルコスト	18,445,802	19,017,687	23,995,176	0.97	0.79				
	競争的資金獲得数 (件)	32	33	25	0.97	1.32				
	単位当たりフルコスト	576,431	576,294	959,807	1.00	0.60				
	資源配分額	36,921,582,936	39,142,516,000	33,698,271,465	0.94	1.16				
	間接コスト率 (%)	0.0	0.0	0.1	1.00	0.57				
フルコスト	1,563,025	1,551,405	2,059,806	1.01	0.75					
事業数 (件)	5	4	3	1.25	1.33					
単位当たりフルコスト	312,605	387,851	686,602	0.81	0.56					
資源配分額	921,436,000	840,331,000	494,871,000	1.10	1.70					
間接コスト率 (%)	0.1	0.1	0.4	1.00	0.25					
フルコスト	63,943,012	70,320,465	120,610,599	0.91	0.58					
交付決定件数 (件)	190	288	240	0.66	1.20					
単位当たりフルコスト	336,542	244,168	502,544	1.38	0.49					
資源配分額	8,977,423,000	11,078,259,720	11,177,561,465	0.81	0.99					
間接コスト率 (%)	0.7	0.6	1.0	1.17	0.60					
フルコスト	17,400,280	17,710,500	-	0.98	-					
給与人数 (人)	262	280	-	0.94	-					
単位当たりフルコスト	66,413	63,252	-	1.05	-					
資源配分額	52,916,302	56,560,540	-	0.94	-					
間接コスト率 (%)	32.8	31.3	-	1.05	-					
フルコスト	-	192,606,447	-	-	-					
間接補助事業者数 (件)	-	1,745	-	-	-					
単位当たりフルコスト	-	110,376	-	-	-					
資源配分額	-	18,242,456,000	-	-	-					
間接コスト率 (%)	-	1.0	-	-	-					
フルコスト	124,370,384,648	68,924,146,328	68,255,663,203	1.80	1.01					
貸与人数 (人)	6,217,114	6,166,724	6,056,550	1.01	1.02					
単位当たりフルコスト	20,005	11,177	11,270	1.79	0.99					
自己収入	27,558,840,423	32,056,226,557	33,950,134,428	0.86	0.94					
自己収入比率 (%)	22.1	46.5	49.7	0.48	0.94					
資源配分額	1,762,600,613,678	1,785,415,696,209	1,814,867,569,653	0.99	0.98					
間接コスト率 (%)	7.0	3.8	3.7	1.84	1.03					
フルコスト	139,785,607	8,285,132	-	16.87	-					
支援人数 (人)	5,563	-	-	-	-					
単位当たりフルコスト	25,128	-	-	-	-					
採択件数 (件)	59	-	-	-	-					
単位当たりフルコスト	2,369,248	-	-	-	-					
資源配分額	34,720,000,000	17,360,000,000	-	2.00	-					
間接コスト率 (%)	0.4	0.0	-	10.00	-					
フルコスト	3,295,943,757	2,565,547,390	2,672,610,171	1.28	0.96					
科学研究費助成件数 (件)	171,470	169,010	162,647	1.01	1.04					
単位当たりフルコスト	19,222	15,180	16,432	1.27	0.92					
資源配分額	236,571,000,000	240,159,000,000	237,513,000,000	0.99	1.01					
間接コスト率 (%)	1.3	1.0	1.1	1.30	0.91					
フルコスト	20,387,467	14,013,032	17,680,656	1.45	0.79					
交付先件数 (件)	10	10	10	1.00	1.00					
単位当たりフルコスト	2,038,747	1,401,303	1,768,066	1.45	0.79					
資源配分額	8,198,433,000	8,030,851,732	8,019,526,565	1.02	1.00					
間接コスト率 (%)	0.2	0.1	0.2	2.00	0.50					
フルコスト	1,601,777,534	1,803,152,582	2,680,358,431	0.89	0.67					
入場者数 (人)	1,228,554	1,333,604	3,700,442	0.92	0.36					
単位当たりフルコスト	1,304	1,352	724	0.96	1.87					
開催日数 (日)	2,300	2,239	3,143	1.03	0.71					
単位当たりフルコスト	696,425	805,338	852,803	0.86	0.94					
自己収入	718,792,028	788,884,981	1,377,185,390	0.91	0.57					
自己収入比率 (%)	44.8	43.7	51.3	1.03	0.85					
フルコスト	3,842,676,234	4,028,750,085	4,482,799,294	0.95	0.90					
入場者数 (人)	1,483,715	858,177	4,358,044	1.73	0.20					
単位当たりフルコスト	2,590	4,695	1,029	0.55	4.56					
業務日数 (日)	331	268	282	1.24	0.95					
単位当たりフルコスト	11,609,294	15,032,650	15,896,451	0.77	0.95					
自己収入	741,627,343	523,293,092	1,582,764,216	1.42	0.33					
自己収入比率 (%)	19.2	12.9	35.3	1.49	0.37					
フルコスト	882,123,167	505,693,073	-	1.74	-					
オンライン調査システム利用件数 (件)	130,440	73,691	-	1.77	-					
単位当たりフルコスト	6,763	6,862	-	0.99	-					

省庁名	事業・業務名	事業類型	事業実施区分	項目	令和3年度③	令和2年度②	令和元年度①	(③/②) 倍率	(②/①) 倍率	備考
	教科書無償給与業務	その他事業型	単独型	フルコスト	46,140,448,236	45,741,902,400	-	1.01	-	
				義務教育諸学校の教科書給与冊数(冊)	100,637,989	104,078,250	-	0.97	-	
				単位当たりフルコスト	458	439	-	1.04	-	
	外国政府派遣留学生の予備教育等留学生受入促進事業	その他事業型	単独型	フルコスト	107,777,789	125,832,282	-	0.86	-	
				中国赴日本国留学生予備学校(吉林省長春市東北師範大学内)及びマラヤ大学予備教育から日本への留学人数(人)	232	187	-	1.24	-	
				単位当たりフルコスト	464,559	672,900	-	0.69	-	
				中国赴日本国留学生予備学校(吉林省長春市東北師範大学内)及びマラヤ大学予備教育部派遣教員数(人)	36	36	-	1.00	-	
				単位当たりフルコスト	2,993,827	3,495,341	-	0.86	-	
				我が国が受け入れる外国人留学生数(人)	242,444	279,597	-	0.87	-	
	研究交流促進事業	その他事業型	単独型	フルコスト	70,598,898	87,945,887	-	0.80	-	
				国際会議場等の利用回数(回)	406	263	-	1.54	-	
				単位当たりフルコスト	173,889	334,395	-	0.52	-	
				自己収入	1,973,876	1,863,248	-	1.06	-	
				自己収入比率(%)	2.7	2.1	-	1.29	-	
	原子力損害賠償紛争審査会等業務	その他事業型	単独型	フルコスト	1,775,861,897	1,953,508,839	-	0.91	-	
				取扱い事業(件)	1,859	1,802	-	1.03	-	
				単位当たりフルコスト	955,278	1,084,078	-	0.88	-	
	国宝重要文化財等の買上げ事業	その他事業型	単独型	フルコスト	1,014,123,405	994,949,054	-	1.02	-	
				買取物件数(件)	22	8	-	2.75	-	
				単位当たりフルコスト	46,096,518	124,368,632	-	0.37	-	
				国有品活用の平均回転率(国有文化財の活用回数/国有文化財の件数)(%)	132	158	-	0.84	-	
単位当たりフルコスト				7,682,753	6,297,146	-	1.22	-		
独立行政法人教職員支援機構研修事業	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	536,469,193	296,212,709	332,456,935	1.81	0.89		
			研修参加者数(人)	10,170	7,555	13,101	1.31	1.03		
			単位当たりフルコスト	52,750	38,172	44,005	1.38	0.87		
			研修開催数(人)	45	35	63	1.29	0.56		
			単位当たりフルコスト	11,921,538	8,463,220	5,277,094	1.41	1.60		
			自己収入	1,343,272	1,591,921	110,868,385	0.84	0.01		
教員資格認定試験事業	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	162,075,038	204,902,940	284,671,534	0.79	0.72		
			出願者数(人)	1,461	1,019	1,165	1.43	0.87		
			単位当たりフルコスト	110,934	201,082	244,353	0.55	0.82		
			受験者数(人)	948	926	1,006	1.02	0.92		
			単位当たりフルコスト	170,965	221,277	282,974	0.77	0.78		
			自己収入	34,707,000	23,514,600	27,205,500	1.48	0.86		
独立行政法人国立青少年教育振興機構教育事業及び研修支援業務	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	6,705,908,863	6,634,863,714	7,440,860,055	1.01	0.89		
			総利用者数(人)	1,372,217	921,720	4,652,358	1.49	0.20		
			単位当たりフルコスト	4,887	7,198	1,599	0.68	4.50		
			営業日数(日)	297	282	309	1.05	0.91		
			単位当たりフルコスト	22,578,818	23,527,886	24,080,453	0.96	0.98		
			自己収入	819,032,528	435,019,568	1,850,600,129	1.88	0.24		
独立行政法人国立女性教育会館研修事業	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	104,971,558	103,075,136	114,176,255	1.02	0.90		
			研修参加者数(人)	4,768	3,094	1,908	1.54	1.62		
			単位当たりフルコスト	22,016	33,315	59,841	0.66	0.56		
			研修開催数(件)	7	9	9	0.78	1.00		
			単位当たりフルコスト	14,995,937	11,452,793	12,686,251	1.31	0.90		
			自己収入	355,835	70,000	1,869,496	5.08	0.04		
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究事業	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	386,843,722	354,049,491	238,065,782	1.09	1.49		
			研究課題数(件)	6	8	11	0.75	0.73		
			単位当たりフルコスト	64,473,954	44,256,186	21,642,344	1.46	2.04		
			自己収入	2,490,733	2,259,303	4,403,589	1.10	0.51		
			自己収入比率(%)	0.6	0.6	1.8	1.00	0.33		
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研修事業	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	294,168,605	358,332,348	251,290,132	0.82	1.43		
			研修実施件数(件)	11	11	6	1.00	1.83		
			単位当たりフルコスト	26,742,600	32,575,668	41,881,689	0.82	0.78		
			自己収入	2,108,514	2,802,815	-	0.75	-		
			自己収入比率(%)	0.7	0.7	-	1.00	-		
国立大学法人等業務	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	3,493,674,264,617	3,331,016,237,821	3,343,402,808,686	1.05	1.00		
			法人数(法人)	89	89	-	1.00	-		
			単位当たりフルコスト	39,254,767,018	37,427,148,740	-	1.05	-		
			自己収入	2,081,957,990,485	1,959,452,033,512	1,995,232,454,257	1.06	0.98		
			自己収入比率(%)	59.5	58.8	59.6	1.01	0.99		
国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金事業	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	116,028,573,494	107,043,915,030	-	1.08	-		
			実施事業数(件)	18	18	-	1.00	-		
			単位当たりフルコスト	6,446,031,861	5,946,884,168	-	1.08	-		
			自己収入	1,744,899,130	1,775,605,429	-	0.98	-		
			自己収入比率(%)	1.5	1.6	-	0.94	-		
国立研究開発法人理化学研究所運営費交付金事業	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	64,826,540,173	64,265,938,387	-	1.01	-		
			センター等研究事業数(件)	21	19	-	1.11	-		
			単位当たりフルコスト	3,086,978,103	3,382,417,810	-	0.91	-		
			自己収入	1,371,068,509	546,853,531	-	2.51	-		
			自己収入比率(%)	2.1	0.8	-	2.63	-		
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費交付金事業	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	97,354,223,340	107,100,715,382	-	0.91	-		
			プロジェクトの件数(件)	32	29	-	1.10	-		
			単位当たりフルコスト	3,042,319,479	3,693,128,117	-	0.82	-		
			自己収入	918,184,514	1,212,776,645	-	0.76	-		
			自己収入比率(%)	0.9	1.1	-	0.82	-		

省庁名	事業・業務名	事業類型	事業実施区分	項目	令和3年度③	令和2年度②	令和元年度①	(③/②) 倍率	(②/①) 倍率	備考
厚生労働省	独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興助成事業	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	23,775,763,839	20,361,744,596	-	1.17	-	
				助成件数(件)	2,028	1,798	-	1.13	-	
				単位当たりフルコスト	11,723,749	11,324,663	-	1.04	-	
				自己収入	14,926,459,590	14,378,681,542	-	1.04	-	
				自己収入比率(%)	62.7	70.6	-	0.89	-	
	新進芸術家等の人材育成事業	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	8,833,796,345	8,080,503,883	-	1.09	-	
				実施校数(校)	5,384	5,295	-	1.02	-	
				単位当たりフルコスト	1,640,750	1,526,063	-	1.08	-	
				フルコスト	49,605,045	46,014,557	23,254,960	1.08	1.98	
	骨髄移植対策事業	補助金・給付金事業型	単独型	新規ドナー登録者数(人)	32,375	27,218	-	1.19	-	
				単位当たりフルコスト	1,532	1,691	-	0.91	-	
				非血縁者間骨髄等移植実施数(件)	1,173	1,096	1,232	1.07	0.89	
				単位当たりフルコスト	42,289	41,984	18,876	1.01	2.22	
				資源配分額	498,553,000	498,927,000	461,579,000	1.00	1.08	
				間接コスト率(%)	9.9	9.2	5.0	1.08	1.84	
				フルコスト	45,347,727,352	51,728,601,096	48,620,504,435	0.88	1.06	
	労災保険給付業務	補助金・給付金事業型	単独型	保険給付支払件数(件)	5,698,913	5,733,418	5,755,150	0.99	1.00	
				単位当たりフルコスト	7,957	9,022	8,448	0.88	1.07	
				資源配分額	722,978,180,288	727,522,134,562	757,929,163,281	0.99	0.96	
				間接コスト率(%)	6.2	7.1	6.4	0.87	1.11	
	失業等給付関係業務	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	45,071,041,476	67,012,205,160	61,814,303,523	0.67	1.08	
				被保険者数(人)	44,632,257	44,351,503	44,131,438	1.01	1.00	
				単位当たりフルコスト	1,010	1,511	1,401	0.67	1.08	
				資源配分額	1,294,996,428,549	1,411,935,200,930	1,671,052,214,021	0.92	0.84	
	人材開発支援助成金事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	2,071,887,638	1,767,121,819	2,197,816,640	1.17	0.80	
				支給決定件数(件)	31,137	33,914	57,019	0.92	0.59	
				単位当たりフルコスト	66,541	52,106	38,545	1.28	1.35	
				資源配分額	19,095,445,299	20,480,034,721	28,786,953,475	0.93	0.71	
	児童保護費等負担金事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	52,517,633	48,811,896	20,423,942	1.08	2.39	
				措置児童数(人)	47,359	47,359	43,650	1.00	1.08	
				単位当たりフルコスト	1,109	1,031	468	1.08	2.20	
				資源配分額	129,606,084,331	127,287,054,498	121,996,104,308	1.02	1.04	
	非正規雇用の労働者のキャリアアップ事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	4,285,349,348	3,601,123,060	3,786,081,842	1.19	0.95	
				支給決定件数(件)	76,955	69,161	77,291	1.11	0.89	
				単位当たりフルコスト	55,686	52,069	48,985	1.07	1.06	
				資源配分額	61,255,441,397	57,042,070,286	66,779,037,924	1.07	0.85	
	自殺防止対策事業(SNS相談)	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	19,028,546	17,226,861	23,413,107	1.10	0.74	
				相談件数(件)	259,814	71,290	45,106	3.64	1.58	
				単位当たりフルコスト	73	242	519	0.30	0.47	
				資源配分額	871,739,000	707,471,000	421,105,000	1.23	1.68	
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行業務	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	232,728,549	227,571,670	308,603,262	1.02	0.74		
			給付件数(件)	12,078	14,303	16,889	0.84	0.85		
			単位当たりフルコスト	19,269	15,911	18,272	1.21	0.87		
			令和3年度末支給者数(人)	2,641	3,144	3,684	0.84	0.85		
特別児童扶養手当給付事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	115,260,900	110,338,119	68,488,610	1.04	1.61		
			受給者(延べ)数(人)	3,009,957	2,948,865	2,889,784	1.02	1.02		
			単位当たりフルコスト	38	37	24	1.02	1.58		
			資源配分額	134,001,245,044	130,941,549,814	126,787,912,676	1.02	1.03		
全国健康福祉祭事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	40,158,196	37,327,597	56,176,983	1.08	0.66		
			参加延べ人数(参考値)(人)	559,600	559,600	559,600	1.00	1.00		
			単位当たりフルコスト	72	67	100	1.08	0.66		
			資源配分額	100,000,000	65,770,000	97,000,000	1.52	0.68		
国保保険者標準事務処理システム事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	30,943,565	28,770,365	40,685,773	1.08	0.71		
			国保被保険者数(人)	25,969,085	27,107,497	28,241,004	0.96	0.96		
			単位当たりフルコスト	1	1	1	1.12	0.74		
			資源配分額	2,771,000,000	2,629,297,000	2,460,041,000	1.05	1.07		
医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	フルコスト	3,084,148	-	-	-	-		
			実績施設数(施設)	30	-	-	-	-		
			単位当たりフルコスト	102,805	-	-	-	-		
			申請のあった都道府県の数(都道府県)	12	-	-	-	-		
独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費補助金事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	-	5,741,133	1,516,170	-	3.79		
			補助件数(件)	-	1	1	-	1.00		
			単位当たりフルコスト	-	5,741,133	1,516,170	-	3.79		
			資源配分額	-	135,770,400	246,787,200	-	0.55		
医薬品副作用等被害救済事業費等補助事業	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	フルコスト	865,731,059	1,092,046,243	901,305,180	0.79	1.21		
			審査件数(件)	1,451	1,595	1,541	0.91	1.04		
			単位当たりフルコスト	596,644	684,668	584,883	0.87	1.17		
			資源配分額	2,375,812,133	2,420,980,774	2,461,447,671	0.98	0.98		
間接コスト率(%)	36.4	45.1	36.6	0.81	1.23					

省庁名	事業・業務名	事業類型	事業実施区分	項目	令和3年度③	令和2年度②	令和元年度①	(③/②)倍率	(②/①)倍率	備考
	水道施設等整備事業	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	フルコスト	178,793,018	180,404,826	52,152,925	0.99	3.46	
				補助件数(件)	292	364	—	0.80	—	
				単位当たりフルコスト	612,305	495,618	—	1.24	—	
	未払賃金立替払事業	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	資源配分額	49,755,991,041	50,391,277,520	48,185,900,062	0.99	1.05	
				間接コスト率(%)	0.3	0.3	0.1	1.00	3.00	
				フルコスト	1,249,685,832	1,060,888,285	697,586,996	1.18	1.52	
	65歳超雇用推進助成金関係業務	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	労働者数(人)	60,130,000	59,730,000	60,040,000	1.01	0.99	
				単位当たりフルコスト	21	18	12	1.17	1.53	
				資源配分額	1,604,319,108	5,995,499,003	6,813,276,269	0.27	0.88	
	職業転換訓練費負担金事業	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	間接コスト率(%)	77.8	17.6	10.2	4.42	1.73	
				フルコスト	474,661,168	441,950,226	446,623,141	1.07	0.99	
				雇用保険適用事業所数(所)	2,340,950	2,303,427	2,267,253	1.02	1.02	
	中小企業退職金共済等事業	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	単位当たりフルコスト	203	192	197	1.06	0.97	
				資源配分額	7,090,614,000	1,745,791,000	1,879,408,000	4.06	0.93	
				間接コスト率(%)	6.6	25.3	23.7	0.26	1.07	
	精神障害者医療保護入院費補助金事業	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	フルコスト	18,568,928	17,260,381	6,743,276	1.08	2.56	
				訓練手当支給者数(人)	2,420	2,226	2,316	1.09	0.96	
				単位当たりフルコスト	7,673	7,754	2,912	0.99	2.66	
	後期高齢者医療給付費等負担金事業	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	資源配分額	866,347,751	852,359,543	855,384,361	1.02	1.00	
				間接コスト率(%)	2.1	2.0	0.7	1.05	2.86	
				フルコスト	28,778,935	26,277,097	23,402,079	1.10	1.12	
	年金生活者支援給付金事業	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	中退共被共済者数(人)	3,581,005	3,536,953	3,487,966	1.01	1.01	
				単位当たりフルコスト	8	7	7	1.08	1.11	
				特退共被共済者数(人)	2,181,767	2,195,540	2,213,201	0.99	0.99	
	後期高齢者医療給付費等負担金事業	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	単位当たりフルコスト	13	12	11	1.10	1.13	
				資源配分額	7,565,965,000	8,436,821,000	8,672,574,000	0.90	0.97	
				間接コスト率(%)	0.3	0.3	0.2	1.00	1.50	
	精神障害者医療保護入院費補助金事業	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	フルコスト	6,170,127	5,732,948	7,168,997	1.08	0.80	
				受給者数(人)	261	301	330	0.87	0.91	
				単位当たりフルコスト	23,640	19,046	21,724	1.24	0.88	
	後期高齢者医療給付費等負担金事業	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	資源配分額	259,600,000	276,081,000	313,451,000	0.94	0.88	
				間接コスト率(%)	2.3	2.0	2.2	1.15	0.91	
				フルコスト	188,141,320	175,494,484	174,907,066	1.07	1.00	
	年金生活者支援給付金事業	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	後期高齢者被保険者数(人)	18,188,000	18,067,653	17,897,860	1.01	1.01	
				単位当たりフルコスト	10	10	10	1.06	0.99	
				資源配分額	4,020,991,854,000	4,045,425,019,000	3,944,063,452,000	0.99	1.03	
	入国者に対する検疫業務	その他事業型	単独型	間接コスト率(%)	0.0	0.0	0.0	1.00	1.00	
				フルコスト	6,099,400,242	6,528,869,909	10,785,471,185	0.93	0.61	
				支払件数(件)	46,414,839	45,456,628	14,867,293	1.02	3.06	
	生活保護受給者等就労自立促進事業	その他事業型	単独型	単位当たりフルコスト	131	144	725	0.91	0.20	
				資源配分額	383,619,618,025	380,918,911,799	124,439,421,732	1.01	3.06	
				間接コスト率(%)	1.5	1.7	8.6	0.88	0.20	
	遺骨収集等事業派遣実施数(件)	その他事業型	単独型	フルコスト	366,368,690	392,789,898	153,311,171	0.93	2.56	
				出願者数(人)	15,609	15,785	15,785	1.00	0.99	
				単位当たりフルコスト	23,472	25,050	9,712	0.94	2.58	
	生活保護受給者等就労自立促進事業	その他事業型	単独型	受験者数(人)	14,124	14,031	14,311	1.01	0.98	
				単位当たりフルコスト	25,939	27,994	10,713	0.93	2.61	
				自己収入	106,141,200	106,624,000	107,338,000	1.00	0.99	
	生活保護受給者等就労自立促進事業	その他事業型	単独型	自己収入比率(%)	28.9	27.1	70.0	1.07	0.39	
				フルコスト	159,877,682,384	49,434,575,474	6,019,912,769	3.23	8.21	
				検疫実施者数(人)	2,689,830	10,637,854	58,523,285	0.25	0.18	
	遺骨収集等事業派遣実施数(件)	その他事業型	単独型	単位当たりフルコスト	59,438	4,647	103	12.79	45.18	
				自己収入	73,833,600	92,392,475	170,119,550	0.80	0.54	
				自己収入比率(%)	0.0	0.1	2.8	0.40	0.04	
	生活保護受給者等就労自立促進事業	その他事業型	単独型	フルコスト	26,939,703,158	27,228,776,059	24,547,556,436	0.99	1.11	
				労働保険100円当たりの徴収コスト(円)	26,082,809,691	25,650,675,081	25,265,848,757	1.02	1.02	※7
				単位当たりフルコスト	1	1	1	0.97	1.09	
	生活保護受給者等就労自立促進事業	その他事業型	単独型	フルコスト	9,832,191,835	9,724,346,350	—	1.01	—	
				就職件数(件)	68,039	64,858	—	1.05	—	
				単位当たりフルコスト	144,508	149,933	—	0.96	—	
	生活保護受給者等就労自立促進事業	その他事業型	単独型	フルコスト	14,684,330,036	14,310,287,561	—	1.03	—	
				就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職者数(人)	163,165	158,615	—	1.03	—	
				単位当たりフルコスト	89,997	90,220	—	1.00	—	
	生活保護受給者等就労自立促進事業	その他事業型	単独型	フルコスト	3,900,746,215	3,884,610,610	—	1.00	—	
				総合労働相談件数(件)	1,242,579	1,290,782	—	0.96	—	
				単位当たりフルコスト	3,139	3,010	—	1.04	—	
	生活保護受給者等就労自立促進事業	その他事業型	単独型	労働局長による助言・指導の処理件数(件)	8,466	9,057	—	0.93	—	
				単位当たりフルコスト	460,754	428,907	—	1.07	—	
				紛争調整委員会によるあっせんの処理件数(件)	3,819	4,289	—	0.89	—	
	生活保護受給者等就労自立促進事業	その他事業型	単独型	単位当たりフルコスト	1,021,405	905,715	—	1.13	—	
				フルコスト	135,909,084	131,801,121	—	1.03	—	
				研修受講者数(人)	1,677	1,766	—	0.95	—	
	生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業	その他事業型	単独型	単位当たりフルコスト	41,714	39,015	—	1.07	—	※6
				訪問箇所数(箇所)	38	40	—	0.95	—	
				単位当たりフルコスト	1,735,645	1,572,514	—	1.10	—	※6
	遺骨収集等事業	その他事業型	単独型	フルコスト	2,789,625,840	2,731,768,555	—	1.02	—	
				遺骨収集等事業派遣実施数(件)	31	24	—	1.29	—	
				単位当たりフルコスト	89,987,930	113,823,690	—	0.79	—	
	データヘルス分析関連サービス事業	その他事業型	単独型	フルコスト	888,641,985	1,196,278,510	—	0.74	—	
				医療・介護データ等の解析基盤構築に係る事業者数(事業者)	1	1	—	1.00	—	
				単位当たりフルコスト	888,641,985	1,196,278,510	—	0.74	—	
	データヘルス分析関連サービス事業	その他事業型	単独型	NDB抽出・集計データ件数(件)	292	267	—	1.09	—	
				単位当たりフルコスト	3,043,294	4,480,444	—	0.68	—	
				自己収入	2,063,765	—	—	—	—	
	データヘルス分析関連サービス事業	その他事業型	単独型	自己収入比率(%)	0.2	—	—	—	—	

省庁名	事業・業務名	事業類型	事業実施区分	項目	令和3年度③	令和2年度②	令和元年度①	(③/②)倍率	(②/①)倍率	備考
農林水産省	公的年金制度等の適正な運営に必要な経費（保険料納付手数料等）に関する事業	その他事業型	単独型	フルコスト	2,331,439,894	2,225,690,862	-	1.05	-	
				被保険者数（人）	54,957,227	54,966,718	-	1.00	-	
				単位当たりフルコスト	42	40	-	1.05	-	
	EBPM推進検討事業	その他事業型	単独型	フルコスト	132,751,419	124,478,976	-	1.07	-	
				委託件数（件）	64	64	-	1.00	-	
				単位当たりフルコスト	2,074,241	1,944,984	-	1.07	-	
	労災特別介護支援事業	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	1,722,051,437	1,737,414,251	-	0.99	-	
				入居者数(人)	637	639	-	1.00	-	
				単位当たりフルコスト	2,703,377	2,718,958	-	0.99	-	
	ハローワークシステム運営費関係業務	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	65,619,209,184	68,955,284,142	-	0.95	-	
データ処理件数（件）				4,215,454,944	4,035,360,338	-	1.04	-		
単位当たりフルコスト				16	17	-	0.91	-		
離職者等の再就職に資する総合的な能力開発プログラムの推進事業	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	20,439,282,508	19,510,201,673	-	1.05	-		
			訓練受講者数(人)	76,315	71,756	-	1.06	-		
			単位当たりフルコスト	267,828	271,896	-	0.99	-		
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	6,154,823,326	7,970,525,650	-	0.77	-		
			相談件数（件）	69,142	66,743	-	1.04	-		
			単位当たりフルコスト	89,017	119,421	-	0.75	-		
養育費等相談支援センター事業	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	72,084,832	60,420,658	56,447,378	1.19	1.07		
			養育費等相談支援センターで受けた相談件数（件）	4,785	5,537	7,082	0.86	0.78		
			単位当たりフルコスト	15,065	10,912	7,971	1.38	1.37		
社会福祉施設職員等退職手当共済事業	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	652,397,765	651,226,054	-	1.00	-		
			加入職員数（人）	885,688	874,997	-	1.01	-		
			単位当たりフルコスト	737	744	-	0.99	-		
			自己収入	69,328	78,553	-	0.88	-		
昭和館運営事業	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	531,186,289	595,674,411	523,359,828	0.89	1.14		
			来館者数(人)	82,463	71,114	346,060	1.16	0.21		
			単位当たりフルコスト	6,442	8,376	1,512	0.77	5.54		
			自己収入	0.0	0.0	-	1.00	-		
介護保険指導監督等職員等研修事業	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	69,527,926	73,926,851	-	0.94	-		
			受講者数（人）	2,220	1,931	-	1.15	-		
			単位当たりフルコスト	31,319	38,284	-	0.82	-		
医療保険における費用対効果評価事業	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	1,014,423,108	920,616,145	-	1.10	-		
			令和3年度に評価対象へ指定された医薬品等の1年間の予測使用者数（人）	321,298	1,143,125	-	0.28	-		
			単位当たりフルコスト	3,157	805	-	3.92	-		
ねんきん定期便事業	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	5,066,034,242	5,332,377,896	-	0.95	-		
			送付件数（件）	63,730,984	63,089,314	-	1.01	-		
			単位当たりフルコスト	79	85	-	0.94	-		
独立行政法人労働政策研究・研修機構運営事業	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	2,542,979,316	2,616,467,721	-	0.97	-		
			法人数（法人）	1	1	-	1.00	-		
			単位当たりフルコスト	2,542,979,316	2,616,467,721	-	0.97	-		
			自己収入	55,496,197	49,909,580	-	1.11	-		
農林水産省	獣医療提供体制整備推進総合対策事業（獣医師養成確保修学資金給付事業）	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	10,643,126	9,627,195	9,756,837	1.11	0.99	
				交付件数（件）	23	21	21	1.10	1.00	
				単位当たりフルコスト	462,745	458,438	464,611	1.01	0.99	
				資源配分額	152,858,431	137,205,621	128,232,813	1.11	1.07	
	農業知的財産保護・活用支援事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	2,326,468	2,128,375	-	1.09	-	
				交付件数（件）	1	1	-	1.00	-	
				単位当たりフルコスト	2,326,468	2,128,375	-	1.09	-	
				資源配分額	66,990,408	62,777,938	-	1.07	-	
	戦略的輸出拡大サポート事業（商談会及び見本市への出展等サポート）	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	3,489,587	3,192,563	786,362,175	1.09	0.00	
				交付件数（件）	2	2	15,142	1.00	0.00	
単位当たりフルコスト				1,744,794	1,596,282	51,933	1.09	30.74		
商談会・見本市件数（回）				41	48	1,748	0.85	0.03		
単位当たりフルコスト				85,112	66,512	449,864	1.28	0.15		
自己収入				-	-	82,319,000	-	-		
緊急食糧支援事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	4,653,005	4,266,543	4,294,644	1.09	0.99		
			交付件数（件）	1	1	1	1.00	1.00		
			単位当たりフルコスト	4,653,005	4,266,543	4,294,644	1.09	0.99		
			資源配分額	8,248,155,024	8,454,596,215	8,513,577,364	0.98	0.99		
飼料穀物備蓄対策事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	13,959,287	12,767,715	12,827,143	1.09	1.00		
			交付件数（件）	18	32	18	0.56	1.78		
			単位当たりフルコスト	775,516	398,991	712,619	1.94	0.56		
			資源配分額	1,458,719,409	1,840,045,450	1,117,585,375	0.79	1.65		
			間接コスト率（%）	0.9	0.6	1.1	1.50	0.55		
農業共済組合連合会等交付金事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	64,353,986	63,134,975	65,054,088	1.02	0.97		
			交付件数（件）	1,267	668	1,048	1.90	0.64		
			単位当たりフルコスト	50,792	94,513	62,075	0.54	1.52		
			資源配分額	38,097,754,995	38,211,456,471	37,608,550,701	1.00	1.02		
農業共済事業事務費負担金事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	22,191,030	22,282,932	65,030,117,672	1.00	0.00		
			交付件数（件）	56	68	1,335,000	0.82	0.00		
			単位当たりフルコスト	396,268	327,690	48,712	1.21	6.73		
			自己収入	-	-	29,210,207,000	-	-		
			資源配分額	33,359,708,000	33,679,708,000	-	0.99	-		
間接コスト率（%）	0.1	0.1	-	1.00	-					

省庁名	事業・業務名	事業類型	事業実施区分	項目	令和3年度③	令和2年度②	令和元年度①	(③/②)倍率	(②/①)倍率	備考
農林水産省	農村地域防災減災事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	181,114,979	163,529,933	167,142,138	1.11	0.98	
				交付件数(件)	486	455	356	1.07	1.28	
				単位当たりフルコスト	372,665	359,406	469,500	1.04	0.77	
				資源配分額	90,456,293,507	84,257,424,973	70,425,078,966	1.07	1.20	
				間接コスト率(%)	0.2	0.1	0.2	2.00	0.50	
	治山事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	66,060,677	60,996,586	65,875,406	1.08	0.93	
				交付件数(件)	478	552	442	0.87	1.25	
				単位当たりフルコスト	138,202	110,501	149,039	1.25	0.74	
				資源配分額	44,908,681,883	39,450,283,802	35,043,554,324	1.14	1.13	
				間接コスト率(%)	0.1	0.1	0.1	1.40	1.00	
	水産業改良普及事業交付金事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	7,576,606	7,567,287	8,113,838	1.00	0.93	
				交付件数(件)	36	36	36	1.00	1.00	
				単位当たりフルコスト	210,461	210,202	225,384	1.00	0.93	
				普及指導員数(人)	433	433	432	1.00	1.00	
				単位当たりフルコスト	17,498	17,476	18,782	1.00	0.93	
	輸出環境整備推進事業(自治体や民間検査機関等による証明書発給等の体制強化支援事業)	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	フルコスト	22,850,396	16,843,113	-	1.36	-	※3
				採択機関数(機関)	10	14	-	0.71	-	
				単位当たりフルコスト	2,285,040	1,203,080	-	1.90	-	
				資源配分額	97,228,818	128,263,944	-	0.76	-	
				間接コスト率(%)	23.5	13.1	-	1.79	-	
	野菜価格安定対策事業(指定野菜価格安定対策事業)	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	フルコスト	311,673,466	308,194,709	365,386,991	1.01	0.84	
				指定野菜価格安定対策事業予約数量(トン)	2,652,652	2,714,398	2,773,939	0.98	0.98	
				単位当たりフルコスト	117	114	132	1.03	0.86	
				自己収入	66,797,665	88,121,571	171,910,995	0.76	0.51	
				自己収入比率(%)	21.4	28.5	47.0	0.75	0.61	
	加工原料乳生産者補給金等事業	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	フルコスト	147,481,404	150,010,885	173,255,123	0.98	0.87	
				対象事業者数(件)	89	90	92	0.99	0.98	
				単位当たりフルコスト	1,657,094	1,666,788	1,883,208	0.99	0.89	
				自己収入	4,003	247,706	56,777	0.02	4.36	
				自己収入比率(%)	0.0	0.1	0.0	0.00	3.33	
農業者年金事業	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	フルコスト	2,348,993,441	2,491,712,290	2,620,609,818	0.94	0.95		
			受給権者等数(人)	404,132	428,374	451,642	0.94	0.95		
			単位当たりフルコスト	5,812	5,817	5,802	1.00	1.00		
			資源配分額	77,226,087,644	82,358,668,016	87,457,702,653	0.94	0.94		
			間接コスト率(%)	3.0	3.0	2.9	1.01	1.03		
多面的機能支払交付金事業	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	フルコスト	1,826,170,287	1,774,531,580	1,838,145,772	1.03	0.97		
			本事業に取り組む活動組織数(組織)	26,258	26,233	26,618	1.00	0.99		
			単位当たりフルコスト	69,547	67,645	69,056	1.03	0.98		
			活動組織により保安全管理している農用地面積(ha)	2,311,040	2,290,820	2,274,027	1.01	1.01		
			単位当たりフルコスト	790	775	808	1.02	0.96		
			活動組織により保安全管理している水路延長(km)	429,169	428,929	418,984	1.00	1.02		
			単位当たりフルコスト	4,255	4,137	4,387	1.03	0.94		
			活動組織により保安全管理しているため池の数(箇所)	46,489	46,076	45,983	1.01	1.00		
			単位当たりフルコスト	39,282	38,513	39,974	1.02	0.96		
			資源配分額	47,050,000,000	47,050,000,000	47,050,000,000	1.00	1.00		
「緑の雇用」新規就業者育成推進事業	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	フルコスト	316,344,327	313,833,381	298,073,426	1.01	1.05		
			研修実施者数(人)	1,997	1,937	2,400	1.03	0.81		
			単位当たりフルコスト	158,410	162,020	124,197	0.98	1.30		
			資源配分額	2,806,596,813	2,811,460,459	2,968,980,769	1.00	0.95		
			間接コスト率(%)	11.2	11.1	10.0	1.01	1.11		
離島漁業再生支援等交付金事業	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	フルコスト	67,035,924	72,264,724	79,362,772	0.93	0.91		
			対象漁業集落が行った取組数(件)	1,225	1,251	1,355	0.98	0.92		
			単位当たりフルコスト	54,723	57,766	58,570	0.95	0.99		
			離島漁業就業者数(人)	15,311	16,262	-	0.94	-		
			単位当たりフルコスト	4,378	4,444	-	0.99	-		
獣医師国家試験業務	受益者負担事業型	単独型	フルコスト	39,227,475	34,596,623	32,614,794	1.13	1.06		
			申込者数(人)	1,234	1,176	1,225	1.05	0.96		
			単位当たりフルコスト	31,789	29,419	26,624	1.08	1.10		
			自己収入	17,027,500	17,028,000	17,152,600	1.00	0.99		
			自己収入比率(%)	52.2	49.2	43.7	1.06	1.13		
輸出入植物検疫業務	その他事業型	単独型	フルコスト	8,747,361,487	8,704,470,835	10,101,246,735	1.00	0.86		
			輸出入植物検疫件数(件)	983,632	909,284	1,207,698	1.08	0.75		
			単位当たりフルコスト	8,893	9,573	8,364	0.93	1.14		
輸出入動産物検疫業務	その他事業型	単独型	フルコスト	4,804,683,760	4,338,514,280	4,400,054,555	1.11	0.99		
			動産物輸出入検査件数(件)	453,220	388,917	674,702	1.17	0.58		
			単位当たりフルコスト	10,601	11,155	6,521	0.95	1.71		
水産基盤整備事業(直轄)	その他事業型	単独型	フルコスト	2,746,871,921	3,612,943,322	-	0.76	-		
			フロンティア漁場整備事業1整備地区数(地区)	3	4	-	0.75	-		
			単位当たりフルコスト	915,623,974	903,235,831	-	1.01	-		
牛肉トレーサビリティ業務委託事業	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	286,936,084	299,837,964	-	0.96	-		
			DNA鑑定照合用サンプル採取点数(点)	1,055,155	1,051,748	-	1.00	-		
			単位当たりフルコスト	272	285	-	0.95	-		
			DNA鑑定分析点数(点)	15,004	15,001	-	1.00	-		
			単位当たりフルコスト	1,055,155	1,051,748	-	1.00	-		
輸出環境整備推進事業(輸出先国の主要輸出障壁実態調査、データ収集等事業)	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	286,811,472	238,005,354	-	1.21	-	※4	
			研究課題数(件)	13	13	-	1.00	-		
			単位当たりフルコスト	22,062,421	18,308,104	-	1.21	-		

省庁名	事業・業務名	事業類型	事業実施区分	項目	令和3年度③	令和2年度②	令和元年度①	(③/②)倍率	(②/①)倍率	備考	
経済産業省	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業機械化促進業務	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	1,760,309,900	1,880,298,038	—	0.94	—		
				研究課題数(件)	49	51	—	0.96	—		
				単位当たりフルコスト	35,924,692	36,868,589	—	0.97	—		
				自己収入	41,043,651	56,967,000	—	0.72	—		
				自己収入比率(%)	2.3	3.0	—	0.77	—		
	独立行政法人家畜改良センター運営業務(全国的な家畜改良の推進に係る業務)	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	6,721,343,225	—	—	—	—	—	
				単位当たりフルコスト	—	—	—	—	—	—	
				自己収入	1,226,663,114	—	—	—	—	—	
				自己収入比率(%)	18.2	—	—	—	—	—	
				フルコスト	115,110,728	71,070,090	—	1.62	—		
	海外農業開発協力問題調査等事業	その他事業型	外部機関利用型	国際会議等での情報発信(件)	33	25	—	1.32	—		
				単位当たりフルコスト	3,488,204	2,842,804	—	1.23	—		
				フルコスト	262,916,596	270,732,542	—	0.97	—		
	森林病害虫等被害対策事業(森林害虫駆除事業委託)	その他事業型	外部機関利用型	市町村・事業体件数(件)	34	35	—	0.97	—		
				単位当たりフルコスト	7,732,841	7,735,215	—	1.00	—		
				フルコスト	5,348,207,210	4,820,814,643	5,594,494,075	1.11	0.86		
	水産資源調査・評価に係る業務	その他事業型	外部機関利用型	資源評価対象魚種数(種)	271	192	135	1.41	1.42		
				単位当たりフルコスト	19,735,082	25,108,410	41,440,697	0.79	0.61		
				フルコスト	10,701,235	6,922,770	8,782,522	1.55	0.79		
	工業用水道事業	補助金・給付金事業型	単独型	補助事業数(件)	51	120	118	0.43	1.02		
単位当たりフルコスト				209,828	57,690	74,428	3.64	0.78			
資源配分額				2,413,000,000	3,451,000,000	4,165,000,000	0.70	0.83			
間接コスト率(%)				0.4	0.2	0.2	2.00	1.00			
フルコスト				15,368,362	14,496,086	16,599,455	1.06	0.87			
石油天然ガス権益・安定供給の確保に向けた資源国との関係強化支援事業	補助金・給付金事業型	単独型	産油・産ガス国への企業進出数(中東・アフリカ、中央アジア・コーカサス地域)(件)	1,005	1,141	1,220	0.88	0.94			
			単位当たりフルコスト	15,292	12,705	13,606	1.20	0.93			
			資源配分額	895,700,407	877,502,045	1,047,805,338	1.02	0.84			
			間接コスト率(%)	1.7	1.6	1.5	1.06	1.07			
			フルコスト	—	—	8,868,242	—	—			
技術協力活用型・新興国市場開拓事業(研修・専門家派遣事業)	補助金・給付金事業型	単独型	受入研修人数(人)	—	—	766	—	—			
			単位当たりフルコスト	—	—	11,577	—	—			
			資源配分額	—	—	1,039,000,000	—	—			
			間接コスト率(%)	—	—	0.8	—	—			
			フルコスト	17,732,727	14,496,086	16,599,455	1.22	0.87			
伝統的工芸品産業振興補助事業	補助金・給付金事業型	単独型	単位当たりフルコスト	—	—	—	—	—			
			資源配分額	699,754,191	683,877,531	702,660,285	1.02	0.97			
			間接コスト率(%)	2.5	2.1	2.3	1.19	0.91			
			フルコスト	80,696,117	77,654,495	76,900,166	1.04	1.01			
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助事業	補助金・給付金事業型	単独型	補助事業数(件)	87	95	79	0.92	1.20			
			単位当たりフルコスト	927,542	817,416	973,420	1.13	0.84			
			資源配分額	2,429,592,665	2,748,522,233	2,268,862,000	0.88	1.21			
			間接コスト率(%)	3.3	2.8	3.3	1.18	0.85			
石油製品品質確保事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	65,286,099	68,583,474	72,626,646	0.95	0.94			
			試買件数(件)	108,314	116,077	119,297	0.93	0.97			
			単位当たりフルコスト	603	591	609	1.02	0.97			
			資源配分額	952,988,186	1,031,503,118	987,742,696	0.92	1.04			
日本政策金融公庫補給事業(中小企業経営力強化資金融資補給除く)	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	8,995,565	10,214,003	10,647,788	0.88	0.96			
			中小企業等向け貸出件数(件)	3,381	3,254	3,314	1.04	0.39			
			単位当たりフルコスト	2,661	3,139	1,281	0.85	2.45			
			資源配分額	12,737,248,325	14,179,380,443	14,390,322,221	0.90	0.99			
技術協力活用型・新興国市場開拓事業(社会課題解決型共同開発事業)	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	フルコスト	63,659,138	73,597,630	78,018,142	0.86	0.94			
			共同開発実施件数(件)	10	14	13	0.71	1.08			
			単位当たりフルコスト	6,365,914	5,256,974	6,001,396	1.21	0.88			
			資源配分額	177,251,564	178,338,352	171,175,812	0.99	1.04			
研究開発型スタートアップ支援事業	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	フルコスト	27,590,400	23,233,948	—	1.19	—			
			PCA採択件数(件)	15	10	—	1.50	—			
			単位当たりフルコスト	1,839,360	2,323,395	—	0.79	—			
			資源配分額	844,241,375	1,121,238,555	—	0.75	—			
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助事業	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	フルコスト	—	162,607,419	287,106,850	—	0.57			
			補助事業数(件)	—	166	159	—	1.04			
			単位当たりフルコスト	—	979,563	1,805,703	—	0.54			
			資源配分額	—	282,663,000	758,558,000	—	0.37			
宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	フルコスト	34,616,369	17,269,132	11,786,112	2.00	1.47			
			補助事業数(件)	8	7	4	1.14	1.75			
			単位当たりフルコスト	4,327,046	2,467,019	2,946,528	1.75	0.84			
			資源配分額	189,333,115	172,820,228	33,762,214	1.10	5.12			
燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	フルコスト	—	533,558,664	650,616,650	—	0.82			
			補助事業数(件)	—	26,687	26,758	—	1.00			
			単位当たりフルコスト	—	19,993	24,315	—	0.82			
			資源配分額	—	1,674,480,333	2,219,438,000	—	0.75			
省エネルギー投資促進に向けた支援等補助事業	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	フルコスト	38,323,164	3,636,496,946	3,775,669,275	0.01	0.96			
			補助事業数(件)	59	4,313	2,839	0.01	1.52			
			単位当たりフルコスト	649,545	843,148	1,329,929	0.77	0.63			
			資源配分額	1,573,866,398	36,942,376,913	36,537,733,813	0.04	1.01			
間接コスト率(%)	2.4	9.8	10.3	0.24	0.95						

省庁名	事業・業務名	事業類型	事業実施区分	項目	令和3年度③	令和2年度②	令和元年度①	(③/②)倍率	(②/①)倍率	備考
環境省	燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	フルコスト	378,459,266	365,404,612	322,413,049	1.04	1.13	
				補助事業数(件)	166	152	117	1.09	1.30	
				単位当たりフルコスト	2,279,875	2,403,978	2,755,667	0.95	0.87	
				資源配分額	4,449,545,678	6,032,761,321	5,601,007,822	0.74	1.08	
				間接コスト率(%)	8.5	6.0	5.7	1.42	1.05	
	中小企業知的財産活動支援補助事業(海外知財訴訟保険事業)	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	フルコスト	11,932,093	12,594,423	24,493,027	0.95	0.51	
				補助事業数(件)	37	32	26	1.16	1.23	
				単位当たりフルコスト	322,489	393,576	942,040	0.82	0.42	
				資源配分額	4,775,013	4,237,656	4,897,582	1.13	0.87	
				間接コスト率(%)	249.8	297.2	500.1	0.84	0.59	
	事業承継・世代交代集中支援事業	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	フルコスト	357,005,151	369,113,509	406,243,071	0.97	0.91	
				補助事業数(件)	311	436	732	0.71	0.60	
				単位当たりフルコスト	1,147,927	846,591	554,977	1.36	1.53	
				資源配分額	382,440,729	1,302,400,267	1,707,970,745	0.29	0.76	
				間接コスト率(%)	93.3	28.3	23.7	3.30	1.19	
	小規模事業対策推進事業	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	フルコスト	191,767,509	241,613,739	222,899,434	0.79	1.08	
				補助事業数(件)	1,464	1,429	1,730	1.02	0.83	
				単位当たりフルコスト	130,989	169,079	128,844	0.77	1.31	
				資源配分額	2,541,724,538	2,290,520,912	2,953,474,701	1.11	0.78	
				間接コスト率(%)	7.5	10.5	7.5	0.71	1.40	
	計量士国家試験業務	受益者負担事業型	単独型	フルコスト	53,877,074	49,965,848	49,248,256	1.08	1.01	
				出願者数(人)	4,903	4,923	5,768	1.00	0.85	
				単位当たりフルコスト	10,989	10,149	8,538	1.08	1.19	
				自己収入	41,675,500	41,845,500	49,028,000	1.00	0.85	
				自己収入比率(%)	77.3	83.7	99.5	0.92	0.84	
	弁理士試験業務	受益者負担事業型	単独型	フルコスト	118,012,007	98,507,338	117,993,120	1.20	0.83	
				志願者数(人)	3,859	3,563	3,862	1.08	0.92	
				単位当たりフルコスト	30,581	27,647	30,552	1.11	0.90	
				自己収入	46,308,000	42,756,000	46,344,000	1.08	0.92	
				自己収入比率(%)	39.2	43.4	39.2	0.90	1.11	
	国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費交付金事業(イノベーションスクール事業)	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	123,970,479	111,078,568	-	1.12	-	
				スクール生徒人数(人)	49	38	-	1.29	-	
				単位当たりフルコスト	2,530,010	2,923,120	-	0.87	-	
	緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託事業(石油分)	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	44,230,248,821	41,897,562,902	-	1.06	-	
				石油の備蓄の確保等に関する法律に基づき定める国家備蓄目標の最低確保日数(日)	90	90	-	1.00	-	
				単位当たりフルコスト	491,447,209	465,528,477	-	1.06	-	
	独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費交付金事業(中小企業倒産防止共済制度)	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	1,775,160,123	1,639,285,128	-	1.08	-	
				在籍件数(件)	591,024	544,563	-	1.09	-	
				単位当たりフルコスト	3,004	3,010	-	1.00	-	
				新規加入件数(件)	74,768	64,470	-	1.16	-	
				単位当たりフルコスト	591,024	544,563	-	1.09	-	
	地域公共交通確保維持改善事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	1,099,150,483	2,862,620,521	2,737,386,923	0.38	1.05	
				事業を執行した協議会数(機関)	1,053	957	957	1.10	1.00	
				単位当たりフルコスト	1,043,828	2,991,244	2,860,383	0.35	1.05	
				補助対象事業者数(機関)	2,376	2,875	1,543	0.83	1.86	
				単位当たりフルコスト	439	1,040	1,854	0.42	0.56	
	船舶の建造・通航における生産性向上事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	36,468,703,761	42,307,535,222	24,302,561,358	0.86	1.74	
				資源配分額	3,004	64,470	-	1.16	-	
間接コスト率(%)				3.0	6.7	11.2	0.45	0.60		
フルコスト				7,857,677	15,659,969	16,503,590	0.50	0.95		
補助事業実施件数(件)				3	25	26	1.12	0.96		
国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業(国際観光旅客税財源)	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	4,671,958	5,251,208	-	0.89	-		
			支援対象地域数(地域)	18	18	-	1.00	-		
			単位当たりフルコスト	259,553	291,734	-	0.89	-		
			資源配分額	1,259,040,312	955,135,323	-	1.32	-		
			間接コスト率(%)	0.3	0.5	-	0.60	-		
地域型住宅グリーン化事業	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	フルコスト	501,865,037	422,512,033	380,055,193	1.19	1.11		
			補助対象住宅・建築物の完了実績件数(件)	10,724	9,984	7,226	1.07	1.38		
			単位当たりフルコスト	46,798	42,319	52,596	1.11	0.80		
			資源配分額	13,159,550,000	11,546,000,000	8,506,000,000	1.14	1.35		
			間接コスト率(%)	3.8	3.6	4.4	1.06	0.82		
独立行政法人自動車事故対策機構介護料支給業務	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	フルコスト	462,353,591	460,225,040	477,580,167	1.00	0.96		
			介護料延べ受給者数(人)	18,679	18,646	18,550	1.00	1.01		
			単位当たりフルコスト	24,753	24,682	25,746	1.00	0.96		
			資源配分額	3,944,716,989	3,925,739,277	3,747,599,208	1.00	1.05		
			間接コスト率(%)	11.7	11.7	12.7	1.00	0.92		
不動産鑑定士試験事業	受益者負担事業型	単独型	フルコスト	70,356,170	63,859,368	60,383,310	1.10	1.06		
			申込者数(人)	3,041	2,802	2,965	1.09	0.95		
			単位当たりフルコスト	23,136	22,791	20,365	1.02	1.12		
			自己収入	39,276,800	36,169,800	204,464,747	1.09	0.18		
			自己収入比率(%)	55.8	56.6	20.2	0.99	2.80		
国営公園等維持管理事業	受益者負担事業型	単独型	フルコスト	21,352,163,720	16,016,477,760	14,815,888,258	1.33	1.08		
			年間入園者数(人)	22,405,200	20,078,883	32,164,286	1.12	0.62		
			単位当たりフルコスト	953	798	461	1.19	1.73		
			自己収入	1,666,148,250	1,336,717,792	-	1.25	-		
			自己収入比率(%)	7.8	8.3	-	0.94	-		
海技資格制度運用事業	受益者負担事業型	単独型	フルコスト	822,756,705	821,704,493	836,312,283	1.00	0.98		
			海技免状等資格受有者数(人)	4,191,835	4,127,026	4,066,058	1.02	1.01		
			単位当たりフルコスト	196	199	206	0.99	0.97		
			自己収入	408,027,440	386,308,490	444,446,640	1.06	0.87		
			自己収入比率(%)	49.5	47.0	53.1	1.05	0.89		

省庁名	事業・業務名	事業類型	事業実施区分	項目	令和3年度③	令和2年度②	令和元年度①	(③/②)倍率	(②/①)倍率	備考
環境省	航空従事者技能証明業務	受益者負担事業型	単独型	フルコスト	331,800,852	320,499,845	310,384,641	1.04	1.03	
				申請者数(人)	6,960	7,015	7,242	0.99	0.97	
				単位当たりフルコスト	47,673	45,688	42,859	1.04	1.07	
				自己収入	118,883,900	121,633,200	142,336,950	0.98	0.85	
				自己収入比率(%)	35.8	37.9	45.8	0.94	0.83	
	独立行政法人自動車事故対策機構適性診断業務	受益者負担事業型	外部機関利用型	フルコスト	1,771,038,626	1,865,571,052	1,804,371,487	0.95	1.03	
				受診者数(人)	418,490	411,473	477,307	1.02	0.86	
				単位当たりフルコスト	4,232	4,534	3,780	0.93	1.20	
				自己収入	1,587,815,530	1,562,204,600	1,798,348,450	1.02	0.87	
				自己収入比率(%)	89.6	83.7	99.6	1.07	0.84	
	航空機操縦士養成事業	受益者負担事業型	外部機関利用型	フルコスト	4,106,202,317	4,178,349,419	4,341,889,771	0.98	0.96	
				年間教育人数(人)	216	216	216	1.00	1.00	
				単位当たりフルコスト	19,010,196	19,344,210	20,101,342	0.98	0.96	
				年間教育日数(日)	251	224	245	1.12	0.91	
				単位当たりフルコスト	16,359,372	18,653,346	17,721,999	0.88	1.05	
				自己収入	1,351,985,512	1,340,918,936	1,434,492,683	1.01	0.93	
				自己収入比率(%)	32.9	32.0	33.0	1.03	0.97	
	地籍基本調査事業	その他事業型	単独型	フルコスト	286,427,799	480,818,433	-	0.60	-	
				面積(m ²)	37,180,000	67,330,000	-	0.55	-	
				単位当たりフルコスト	8	7	-	1.08	-	
	車両の環境対策事業	その他事業型	単独型	フルコスト	246,188,993	210,576,329	-	1.17	-	
				車両の環境対策に係る調査件数(件)	35,169,856	26,322,041	-	1.34	-	
				単位当たりフルコスト	7	8	-	0.87	-	
	地殻変動等調査業務(水準測量業務)	その他事業型	単独型	フルコスト	201,255,516	274,064,346	237,003,984	0.73	1.16	
				水準測量延長(km)	1,278	1,608	1,506	0.79	1.07	
				単位当たりフルコスト	157,477	170,438	157,373	0.92	1.08	
	防災情報提供センター業務	その他事業型	単独型	フルコスト	410,834,099	465,428,971	349,779,177	0.88	1.33	
				ホームページアクセス数(件)	8,300,000,000	6,300,000,000	8,329,952,609	1.32	0.76	
				単位当たりフルコスト	0	0	0	0.67	1.76	
				提供データ量(GB)	751	655	597	1.15	1.10	
	海技教育機構海技大高校運営事業	その他事業型	外部機関利用型	フルコスト	874,985,224	895,334,912	1,009,956,972	0.98	0.89	
				学生・受講生数(人)	1,707	1,519	2,087	1.12	0.73	
				単位当たりフルコスト	512,587	589,424	483,928	0.87	1.22	
				授業・講座開設日数(日)	269	215	256	1.25	0.84	
				単位当たりフルコスト	3,252,733	4,164,348	3,945,144	0.78	1.06	
				自己収入	167,631,162	160,006,091	204,464,747	1.05	0.78	
				自己収入比率(%)	19.1	17.8	20.2	1.07	0.88	
	海洋プラスチックごみ総合対策事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	3,858,326	3,888,581	-	0.99	-	
				搬出件数(件)	1	1	-	1.00	-	
				単位当たりフルコスト	3,858,326	3,888,581	-	0.99	-	
				資源配分額	20,000,000	20,000,000	-	1.00	-	
				間接コスト率(%)	19.2	19.4	-	0.99	-	
指定管理鳥獣捕獲等事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	16,719,417	14,059,250	14,323,601	1.19	0.98		
			交付件数(件)	44	43	42	1.02	1.02		
			単位当たりフルコスト	379,987	326,959	341,038	1.16	0.96		
			資源配分額	1,840,334,000	2,056,523,000	1,550,874,000	0.89	1.33		
			間接コスト率(%)	0.9	0.6	0.9	1.50	0.67		
循環型社会形成推進事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	42,441,600	35,688,865	36,359,910	1.19	0.98		
			交付件数(件)	1,312	1,230	1,197	1.07	1.03		
			単位当たりフルコスト	32,349	29,015	30,376	1.11	0.96		
			資源配分額	81,841,439,000	84,217,683,000	80,198,020,000	0.97	1.05		
			間接コスト率(%)	0.1	0.0	0.1	1.25	0.80		
原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	3,858,326	3,244,442	3,305,446	1.19	0.98		
			放射線モニタリングの調査地点数(地点)	33,038	34,015	15,300	0.97	2.22		
			単位当たりフルコスト	117	95	216	1.22	0.44		
			資源配分額	800,000,000	800,000,000	800,000,000	1.00	1.00		
			間接コスト率(%)	0.4	0.4	0.4	1.00	1.00		
エコリソース促進事業	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	フルコスト	-	66,572,409	63,902,635	-	1.04	-	
			補助件数(件)	-	1,127	1,673	-	0.67	-	
			単位当たりフルコスト	-	59,070	38,196	-	1.55	-	
			資源配分額	-	769,942,479	1,454,915,932	-	0.53	-	
			間接コスト率(%)	-	8.6	4.3	-	2.00	-	
環境研究総合推進費業務	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	フルコスト	438,610,884	392,612,608	493,963,180	1.12	0.79		
			助成件数(件)	190	191	178	0.99	1.07		
			単位当たりフルコスト	2,308,478	2,055,563	2,775,074	1.12	0.74		
			資源配分額	4,841,492,717	5,046,443,154	5,026,141,094	0.96	1.00		
			間接コスト率(%)	9.0	7.7	9.8	1.17	0.79		
集合住宅の省CO ₂ 化促進事業	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	フルコスト	-	396,062,698	385,929,108	-	1.03	-	
			補助件数(件)	-	162	154	-	1.05	-	
			単位当たりフルコスト	-	2,444,831	2,506,033	-	0.98	-	
			資源配分額	-	3,218,592,000	2,753,844,823	-	1.17	-	
			間接コスト率(%)	-	12.3	14.0	-	0.88	-	
環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業	補助金・給付金事業型	外部機関利用型	フルコスト	39,264,899	29,753,054	38,197,926	1.32	0.78		
			補助件数(件)	139	92	70	1.51	1.31	※5	
			単位当たりフルコスト	282,481	323,403	545,685	0.87	0.59		
			資源配分額	-	567,181,000	779,210,000	-	0.73	-	
			間接コスト率(%)	-	5.2	4.9	-	1.06	-	
土壌汚染調査技術管理者試験業務	受益者負担事業型	単独型	フルコスト	77,577,170	69,664,807	65,518,246	1.11	1.06		
			申込者数(人)	1,012	1,033	1,153	0.98	0.90		
			単位当たりフルコスト	76,657	67,439	56,824	1.14	1.19		
			自己収入	6,476,800	6,611,200	7,379,200	0.98	0.90		
			自己収入比率(%)	8.3	9.4	11.2	0.89	0.84		

省庁名	事業・業務名	事業類型	事業実施区分	項目	令和3年度③	令和2年度②	令和元年度①	(③/②)倍率	(②/①)倍率	備考		
防衛省	核燃料取扱主任者試験業務	受益者負担事業型	単独型	フルコスト	11,812,087	10,238,822	9,001,855	1.15	1.14			
				受験者数(人)	65	51	65	1.27	0.78			
				単位当たりフルコスト	181,724	200,761	138,490	0.91	1.45			
				自己収入	3,100,500	2,432,700	3,100,500	1.27	0.78			
				自己収入比率(%)	26.2	23.7	34.4	1.11	0.69			
	個人被ばく線量把握事業	その他事業型	単独型	フルコスト	142,633,472	100,978,285	-	1.41	-			
				線量把握事業(内部被ばく)ホールボディ・カウンタ利用人数(人)	760	524	-	1.45	-			
				単位当たりフルコスト	187,676	192,707	-	0.97	-			
	CO2削減対策強化誘導型技術開発・実証事業	その他事業型	単独型	フルコスト	4,923,590,103	3,228,187,006	4,843,980,274	1.53	0.67			
				委託件数(件)	29	29	36	1.00	0.81			
				単位当たりフルコスト	169,778,969	111,316,793	134,555,008	1.53	0.83			
				補助件数(件)	9	7	10	1.29	0.70			
				単位当たりフルコスト	1,353,799	1,201,645	769,991	1.13	1.56	※6		
				資源配分額	276,965,000	663,233,000	639,748,000	0.42	1.04			
	地球環境保全試験研究事業	その他事業型	単独型	フルコスト	112,603,682	104,113,418	103,675,973	1.08	1.00			
				研究課題数(件)	6	5	5	1.20	1.00			
				単位当たりフルコスト	18,767,280	20,822,684	20,735,195	0.90	1.00			
	生物多様性センター整備業務	その他事業型	単独型	フルコスト	36,268,307	9,749,479	-	3.72	-			
				生物多様性センター来館者数(人)	12,986	10,030	-	1.29	-			
				単位当たりフルコスト	2,793	972	-	2.87	-			
	退職予定自衛官就職支援業務補助金事業	補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	31,895,428	31,266,655	29,870,707	1.02	1.05			
				退職者数(人)	7,800	5,300	7,870	1.47	0.67			
				単位当たりフルコスト	4,089	5,899	3,796	0.69	1.55			
				求人受理件数(件)	24,041	24,671	20,141	0.97	1.22			
				単位当たりフルコスト	1,327	1,267	1,483	1.05	0.85			
				就職決定者数(人)	4,438	2,668	5,248	1.66	0.51			
				単位当たりフルコスト	7,187	11,719	5,692	0.61	2.06			
援護希望者数(人)				4,526	2,709	5,281	1.67	0.51				
単位当たりフルコスト				7,047	11,542	5,656	0.61	2.04				
資源配分額				361,921,310	369,302,000	365,356,000	0.98	1.01				
間接コスト率(%)				8.8	8.4	8.1	1.05	1.04				
騒音防止事業(住宅防音)				補助金・給付金事業型	単独型	フルコスト	3,011,012,652	3,070,498,400	2,902,521,187	0.98	1.06	
						当該年度実績世帯数(世帯)	26,631	25,538	25,637	1.04	1.00	
	単位当たりフルコスト	113,064	120,233			113,216	0.94	1.06				
	資源配分額	52,720,568,964	55,971,960,497			50,755,116,992	0.94	1.10				
能力構築支援事業	その他事業型	単独型	フルコスト	375,318,485	193,669,878	-	1.94	-				
			実施事業数(事業)	16	3	-	5.33	-				
			単位当たりフルコスト	23,457,405	64,556,626	-	0.36	-				
自衛官等募集活動事業	その他事業型	単独型	フルコスト	7,459,823,392	6,905,220,278	-	1.08	-				
			当該年度実績志願者数(人)	84,825	87,872	-	0.97	-				
			単位当たりフルコスト	87,944	78,583	-	1.12	-				
防衛大学の維持事業	その他事業型	単独型	フルコスト	4,788,384,479	4,828,569,925	6,262,382,925	0.99	0.77				
			学生数(人)	2,120	2,120	2,120	1.00	1.00				
			単位当たりフルコスト	2,258,672	2,277,627	2,953,954	0.99	0.77				
防衛医科大学校の維持事業	その他事業型	単独型	フルコスト	2,960,742,914	3,006,178,279	4,893,046,326	0.98	0.61				
			学生数(人)	960	960	960	1.00	1.00				
			単位当たりフルコスト	3,084,107	3,131,436	5,096,923	0.98	0.61				
安全保障技術研究推進制度事業	その他事業型	単独型	フルコスト	9,473,731,988	8,494,121,355	-	1.12	-				
			委託研究の契約件数(件)	75	66	-	1.14	-				
			単位当たりフルコスト	126,316,427	128,698,808	-	0.98	-				
防衛問題セミナー業務	その他事業型	単独型	フルコスト	-	6,219,699	38,565,700	-	0.16				
			防衛問題セミナー来場者数(人)	-	1,357	2,634	-	0.52				
			単位当たりフルコスト	-	4,583	14,641	-	0.31				

(※1) 令和元年度、令和2年度は内閣府の事業として、令和3年度はデジタル庁の事業として開示されている。表の上ではデジタル庁にデータを統合表示している。

(※2) エクセルデータベースでは、令和元年度の「日本学校保健会補助事業(調査研究事業)」が令和2年度以降の「日本学校保健会補助事業」と同一事業とされているため、データを統合表示している。

(※3) エクセルデータベースでは、令和2年度の「輸出環境整備推進事業(証明書発給等の体制強化支援事業)」が令和3年度の「輸出環境整備推進事業(自治体や民間検査機関等による証明書発給等の体制強化支援事業)」と同一事業とされているため、データを統合表示している。

(※4) エクセルデータベースでは、令和2年度の「輸出環境整備推進事業(輸出先国が求めるデータ収集や課題対応のための調査等)」が令和3年度の「輸出環境整備推進事業(輸出先国の主要輸出障壁実態調査、データ収集等事業)」と同一事業とされているため、データを統合表示している。

(※5) エクセルデータベースでは、令和元年度、令和2年度の「電動化対応トラック・バス導入加速事業」が令和3年度の「環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業」と同一事業とされているため、データを統合表示している。

(※6) エクセルデータベースの値がフルコストを単位当たり指標で除した値となっていないが、上記表ではエクセルデータベースの値を用いている。

(※7) 単位当たり指標が「労働保険100円当たりの徴収コスト(円)」であるが、算定されている金額が各年度とも25億円を超えている。

(3) 事業別の特徴的な推移

① 2年度連続して単位当たりフルコストが30%超増加している事業は次のとおり。

(指標：単位当たりフルコスト)

省 庁	事 業	単位名	(上段：単位当たりフルコスト (円)) (下段：対前年比 (倍))		
			令和3年度	令和2年度	令和1年度
総務省	無線システム普及支援事業 (高度無線環境整備推進事業)	高度無線環境整備推進事業による整備世帯数	285,544円	48,905円	36,116円
			5.84倍	1.35倍	—
	地方への移住・交流の推進事業	自治体への斡旋件数	191,521円	135,065円	12,942円
			1.42倍	10.44倍	—
外務省	アジア友好促進補助金事業	台湾からの訪日者数	3,007円	22円	3円
			133.85倍	6.61倍	—
文部科学省	独立行政法人教職員支援機構研修事業	研修開催数 (人)	11,921,538円	8,463,220円	5,277,094円
			1.41倍	1.60倍	—
	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究事業	研究課題数	64,473,954円	44,256,186円	21,642,344円
			1.46倍	2.04倍	—
厚生労働省	入国者に対する検疫業務	検疫実施者数	59,438円	4,647円	103円
			12.79倍	45.18倍	—
	養育費等相談支援センター事業	養育費等相談支援センターで受けた相談件数	15,065円	10,912円	7,971円
			1.38倍	1.37倍	—
経済産業省	養育費等相談支援センターで受けた相談件数 (件)	補助事業数	1,147,927円	846,591円	554,977円
			1.36倍	1.53倍	—

② 2年連続して間接コスト率が30%超増加している事業は次のとおり。

(指標：間接コスト率)

省 庁	事 業	(上段：間接コスト率 (%)) (下段：対前年比 (倍))		
		令和3年度	令和2年度	令和1年度
内閣府	災害救助費等負担金に関する事業	16.8%	2.8%	1.5%
		6.00倍	1.87倍	—
厚生労働省	児童保護費等負担金事業	0.0%	0.0%	0.0%
		1.33倍	1.50倍	—
	未払賃金立替払事業	77.8%	17.6%	10.2%
		4.42倍	1.73倍	—

③ 2年連続して自己収入比率が30%超増加している事業は次のとおり。

(指標：自己収入比率)

該当事業なし

④ 2年度連続して単位当たりフルコストが30%超下落している事業は次のとおり。

(指標：単位当たりフルコスト)

省 庁	事 業	単位名	(上段：単位当たりフルコスト (円)) (下段：対前年比 (倍))		
			令和3年度	令和2年度	令和1年度
法務省	出入国在留管理業務	業務件数	8,571,994円	23,894,873円	118,994,564円
			0.36倍	0.20倍	—
文部科学省	大型放射光施設 (SPring-8) 及びX線自由電子レーザー施設 (SACLA) の整備・共用事業	利用者数 (SPring-8及びSACLA)	190円	314円	5,413,146円 (注1)
			0.60倍	0.00倍	—
	独立行政法人国立女性教育会館研修事業	研修参加者数	22,016円	33,315円	59,841円
			0.66倍	0.56倍	—
厚生労働省	自殺防止対策事業 (SNS相談)	相談件数	73円	242円	519円
			0.30倍	0.47倍	—
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業	補助対象事業者数	439円	1,040円	1,854円
			0.42倍	0.56倍	—

(注1) 令和元年度は、フルコストは14,755百万円 (資源配分額ゼロ) であったが、令和2年度には、フルコストは2百万円 (資源配分額13,925百万円) となっていることが、大きく影響している。

⑤ 2年連続して間接コスト率が30%超下落している事業は次のとおり。

(指標：間接コスト率)

省 庁	事 業	(上段：間接コスト率 (%)) (下段：対前年比 (倍))		
		令和3年度	令和2年度	令和1年度
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業	3.0%	6.7%	11.2%
		0.45倍	0.60倍	—

⑥ 2年連続して自己収入比率が30%超下落している事業は次のとおり。

(指標：自己収入比率)

省 庁	事 業	(上段：間接コスト率 (%)) (下段：対前年比 (倍))		
		令和3年度	令和2年度	令和1年度
文部科学省	独立行政法人教職員支援機構研修事業	0.2%	0.5%	33.3%
		0.40倍	0.02倍	—
厚生労働省	入国者に対する検疫業務	0.0%	0.1%	2.8%
		0.40倍	0.04倍	—

3. 今後の事業別フルコスト情報の開示方針について

事業別フルコスト情報は平成26年度分より各省庁において試行的に作成公表され、またダイジェスト版は平成30年度分より公表されてきた。令和2年度分からは、

「事業別フルコスト情報の把握と開示について」により、フルコスト情報が本格的に作成され公表されている。単位当たりコスト、自己収入比率、間接コスト率などの指標も用いることで、資源配分の効率性、受益者負担の適正性などに加えて、経年変化や他事業との比較分析を通じた効率化・適正化への取組み促進が期待されている。

一方で、平成29年度までは、各省庁のホームページの事業別フルコスト情報開示資料において過年度からのフルコストや単位当たりコストの推移、フルコストの性質別割合、財務分析、単位当たりコスト分析が実施され開示されていたが、平成30年度以降、これらの分析開示

が途切れている。

令和5年3月開催の財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会の資料では、改めて、エクセルデータベースの更なる活用やフルコスト分析内容の開示などを求めている。

事業別フルコスト情報の開示について（今後の方針）

今後の方針

- 今後も引き続き、**ダイジェスト版等を通じて、各事業にかかるコストの全体像を国民にわかりやすく情報提供していくことで、個々の事業に対する国民の理解促進につながる**よう、努めていく。
- また、経年比較や各事業の横断的な比較を通じた効率化・適正化への取組を促すという観点から、**各省等に対してデータベースの活用を促していく**。
- その他、**事業の性質に応じて、各事業の担当者に対して、単位当たりコストや成果指標を踏まえたマネジメント意識を促していく**（例えば、受益者負担事業型であれば、成果指標としている利用者等の増加によって、利用者1人当たり等の単位当たりコストは低減する）。
- なお、国会において、昨年公表した**令和2年度決算分の事業別フルコスト情報を活用し、税理士試験（財務省）と司法書士試験（法務省）といった国家試験間のフルコストや自己収入比率の比較等について質疑**された中で、これまでのフルコスト情報の取組状況の確認や、今後のフルコスト情報において、併せて補足情報（事業の背景等）を開示することによる丁寧な説明を求めるといった意見もあったことを踏まえ、今後の取組の中で対応していく。

（出所：財政制度等審議会・財政制度分科会法制・公会計部会令和5年3月22日資料）

4. 最後に

上述のように、事業別フルコスト情報はその開示や経年変化、他事業との比較分析等を通じて資金配分や受益者負担、更には事業自体の効率化・適正化への期待、予算のPDCAサイクルへの活用、予算編成での活用が期待されている。また、事業別フルコスト情報のダイジェスト版では、作成単位となっている行政事業レビューのシ

ート番号も記載されており、行政事業レビューと合わせた効果も期待される。

そのために、各省庁は、事業別フルコスト情報の作成、開示の趣旨を念頭に、積極的に分析情報と開示の充実に努めていくことが期待される。

以上

会計基準等開発動向

2023年8月4日時点

【企業会計基準委員会 ASBJ】

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
リースに関する会計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手のすべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われている。 合わせて、リースの貸手の収益認識に関する会計処理（リース業における割賦販売取引の会計処理を含む。）について検討が行われている。	2023年5月2日に、企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準（案）」等が公表され、2023年8月4日にコメントが締め切られた。
資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い	2022年8月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、資金決済法上の「電子決済手段」の発行及び保有等に係る会計上の取扱いについて、検討が行われている。	2023年5月31日に、実務対応報告公開草案第66号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」等が公表され、2023年8月4日にコメントが締め切られた。

■専門委員会で審議中

項目	内容	ステータス
金融商品に関する会計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に向けて、検討が行われている。 なお、金融資産及び金融負債の分類及び測定については、今後、会計基準の開発に着手するか否かについて判断する予定とされている。	2022年4月に、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発において、IFRS第9号「金融資産」の相対的アプローチを採用したモデル（ECLモデル）と米国会計基準におけるモデル（CECLモデル）のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択の方向性について審議が行われ、ECLモデルを開発の基礎として検討が進められている。 現在、国際的な比較可能性を確保することを重視し、IFRS第9号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準の開発を目的として審議が行われている。
パーシャルスピンの会計処理	2023年3月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、事業を分離・独立させる手段であるスピンオフに関して、スピンオフ実施会社に一部の持分を残すスピンオフの会計処理について、検討が行われている。	2023年4月より検討が開始されている。
四半期報告書制度の見直しへの対応	金融商品取引法上の四半期報告書制度の見直しへの対応として、四半期財務諸表に関する会計基準等の改正又は修正について、検討を行うことが予定されている。	今後、検討を開始することが予定されている。
金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討が行われている。	資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」が公表された。 2022年6月8日にコメントが締め切られ、現在、論点整理に寄せられたコメントへの対応が検討されている。 このうち、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて、2022年11月7日の第490回企業会計基準委員会において審議が行われ、ASBJにおける議論の内容を周知するために、議事概要別紙（ https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/2022/11/107_490g_02.pdf ）が公表された。

項目	内容	ステータス
グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応	グローバル・ミニマム課税に関する法人税法の改正への対応については、企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の会計基準等の改正の要否の検討が行われている。	2023年7月より検討が開始されている。
子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係	JICPAから公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討が行われている。	2017年10月より検討が開始されている。

■基準諮問会議でテーマアップの要否を審議中

項目	内容	ステータス
株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について	(1)いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発 (2)現金決済型の株式報酬取引に関する会計基準の開発 (3)インセンティブ報酬に関する包括的な会計基準の開発	第43回基準諮問会議（2021年11月29日開催）においてテーマ提言がなされた。 (1)について、実務対応レベルとして、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼するとされ、(2)(3)について、会計基準レベルとして事務局において論点整理を行うとされた。 第44回基準諮問会議（2022年3月2日開催）では検討状況の報告を行うとともに、(1)から(3)のテーマのうち、(1)のテーマ評価を優先させて進めることとした。 第45回基準諮問会議（2022年7月20日）では、(1)に係る現状のテーマ評価の検討状況について説明がなされた。現在、(1)のテーマ評価を優先しており、(2)及び(3)の検討には至っていない。
1人私募投信の会計処理の明確化	昨今、いわゆる1人私募投信として、受益者単数の投資信託が散見されるが、会計基準等では、投資信託は受益者複数を前提とした会計処理しか示されていないため、1人私募投信の会計処理の明確化を検討するもの。	第47回基準諮問会議（2023年3月1日開催）において、実務対応レベルとして、金融商品専門委員会にテーマ評価を依頼するとされた。 第48回基準諮問会議（2023年7月3日開催）では、テーマ評価の内容を踏まえて、テーマ提案に至らなかったテーマとして取り扱うこと、提案された内容については、今後予定されている金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発に着手するか否かの議論をする際に考慮する事項の1つとして取り扱うこととされた。
「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」の改正	「当面の取扱い」であるにもかかわらず、15年以上抜本的な検討がなされていないため、一部の繰延資産についての取扱いの見直しを検討するもの。	第48回基準諮問会議（2023年7月3日開催）において、会計基準レベル/実務対応レベルとして、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼するとされた。
上場企業等が保有するVCファンドの出資持分に係る会計上の取扱い	(1)上場企業等のVCファンドへの投資について、時価をもって貸借対照表価額とすることを検討すること。 (2)上場企業等が投資するVCファンドの構成資産である市場価格のない株式について、時価で評価することを検討すること。	第48回基準諮問会議（2023年7月3日開催）において、会計基準レベルとして、金融商品専門委員会にテーマ評価を依頼するとされた。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
該当なし		

■その他の日本基準の開発に関する事項

項目	内容	ステータス
日本公認会計士協会 (JICPA) が公表した実務指針等の移管	JICPAが公表した実務指針等をASBJに移管するに当たり、移管のアプローチ等について検討を行う。あわせて、会計基準等の利用者における利便性を向上させることを目的として、会計基準等を体系化するための取組みについて検討を行うこととされている。	JICPAが公表した実務指針等の移管に着手する前の段階において、移管のアプローチ等に関する意見募集文書が、2023年6月20日に公表されている（コメント期限：2023年8月25日）。
適用後レビューの実施	ASBJが開発する会計基準の適正手続（デュー・プロセス）は、公益財団法人財務会計基準機構の理事会が定める「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）に規定されており、適正手続規則では、適用後レビューの実施が定められている。	「開示に関する適用後レビューの実施計画」が作成され、2017年12月26日に適正手続監督委員会に報告されている。 現在、「開示に関する適用後レビューの実施計画」に基づき適用後レビューの作業が実施されている。

【サステナビリティ基準委員会 SSBJ】

■委員会で審議中

項目	内容	ステータス
日本版S1プロジェクト	SSBJが開発する基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、ISSBのIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的な要求事項」に相当する基準の開発を行う。	2023年1月に、ISSBのIFRS S1号に相当するサステナビリティ開示基準の開発に着手することが決定された。 2023年度中（遅くとも2024年3月31日まで）の公開草案の公表を目標として審議が行われる予定である。 なお、論点リストが2023年8月3日付で更新されている。
日本版S2プロジェクト	SSBJが開発する基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、ISSBのIFRS S2号「気候関連開示」に相当する基準の開発を行う。	2023年1月に、ISSBのIFRS S2号に相当するサステナビリティ開示基準の開発に着手することが決定された。 2023年度中（遅くとも2024年3月31日まで）の公開草案の公表を目標として、審議が行われる予定である。 なお、論点リストが2023年8月3日付で更新されている。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
産業別の基準	IFRS S2号とあわせてISSBから公表された「IFRS S2号『気候関連開示』を適用するための産業別ガイダンス」に関しては、当初は例示扱いとし、規範性がない（基準に準拠した旨を表明する上で従うことが要求されない）ものとされている。	日本版S2プロジェクトにおいても、当初はISSBの産業別ガイダンスに相当する産業別の基準を開発することはせず、ISSBにおいて規範性があるものとして位置付けられることになった場合に、改めてSSBJとしてISSBの産業別ガイダンスを踏まえた産業別の基準を開発するかどうかを個別に検討することとされている。

【日本公認会計士協会 JICPA】

会計制度委員会実務指針、監査・保証基準委員会実務指針及び業種別委員会実務指針のうち会計処理の原則及び手続を定めたもの

■確定公表済

項目	内容	ステータス
該当なし		

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準(案)」等の公表に伴う実務指針等の改正及び廃止	ASBJから2023年5月2日に公表された企業会計基準公開草案第73号「リースに関する会計基準(案)」等に対応するため、会計制度委員会報告第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」等の実務指針等について見直しを行うもの。	2023年5月2日付で、左記実務指針等の改廃に関する公開草案が公表され、2023年8月4日にコメントが締め切られた。
会計制度委員会報告第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」の改正	ASBJから2023年5月31日に公表された実務対応報告公開草案第66号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い(案)」及び企業会計基準公開草案第79号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正(そのX)(案)」(以下合わせて「実務対応報告案等」という。)に対応するため、キャッシュ・フロー実務指針について見直しを行うもの。	2023年5月31日付で、左記実務対応報告等の改正に関する公開草案が公表され、2023年8月4日にコメントが締め切られた。
会計制度委員会研究報告「環境価値取引の会計処理に関する研究報告 - 気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応 -」(公開草案)の公表	近時の世界的な脱炭素、低炭素化によるサステナブルな社会の実現に向けた動きを踏まえて種々の環境関連取引が行われるようになってきているものの、現行の会計基準等において、新たな環境関連取引に関し、会計処理が明らかにされていないものがあることを踏まえ、JICPAでは2022年10月に環境関連取引検討専門委員会を設置し、環境価値を直接取引対象とする環境関連取引(環境価値取引)に関する会計処理の考え方について研究を重ねてきた。その結果をとりまとめ公表したものである。	2023年6月26日付で、左記研究報告に関する公開草案が公表され、2023年7月26日にコメントが締め切られた。

【金融庁】

項目	内容	ステータス
四半期報告書制度の廃止を含む金融庁関連法律案等	<p>・四半期報告書制度廃止</p> <p>(1)上場会社に対する期中の業績等の開示について、現在の3ヶ月ごとの開示から6ヶ月ごとの開示に頻度を落とし(四半期報告書制度の廃止)、上場会社に対して、四半期報告書に代わり半期報告書の提出を義務付けることとし、四半期報告書の提出に関する規定を削除する。</p> <p>(2)参照方式の届出書、発行登録書類及び発行登録追補書類、半期報告書及び半期報告書の確認書並びに臨時報告書(これらの訂正書類も含む。)の公衆縦覧期間を5年に延長する。</p>	<p>2023年3月14日に左記内容を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が第211回国会に提出され、参議院で審議中の2023年6月21日に閉会し、現在参議院で閉会中審査が続いている。</p> <p>施行期日は、原則として、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。</p> <p>ただし、四半期報告書制度の廃止に関連する規定は、2024年4月1日から施行し(附則第1条第3号)、この施行の日より前に開始した四半期については従前の例による(附則第2条第1号)とされている。</p>

項目	内容	ステータス
「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正（案） （「重要な契約」の開示にかかる改正）	<p>2022年6月に公表された「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」において、個別分野における「重要な契約」について、開示すべき契約の種類や求められる開示内容を具体的に明らかにすることで、適切な開示を促すことが考えられるとされたことを踏まえ、有価証券報告書及び有価証券届出書（以下「有価証券報告書等」）及び臨時報告書の記載事項について、以下の改正を行うものである。</p> <p>【1】 企業・株主間のガバナンスに関する合意 【2】 企業・株主間の株主保有株式の処分・買増し等に関する合意 【3】 ローン契約と社債に付される財務上の特約 (1) 臨時報告書の提出 (2) 有価証券報告書等への記載</p>	<p>2023年6月30日付で左記改正案が公表され、2023年8月10日まで意見募集が行われている。改正後の規定は公布の日から施行される予定である。</p> <p>なお、改正後の規定は、以下の適用が予定されている。</p> <p>① 「重要な契約」の有価証券報告書等への記載（左記【3】(1)以外） 2025年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用 ② 財務上の特約に係る臨時報告書の提出（左記【3】(1)） 2025年4月1日以後に提出される臨時報告書から適用</p>

【法務省】

項目	内容	ステータス
該当なし		

デロイト トーマツ グループ公式アプリのご案内

AI音声による“聴くコンテンツ”も配信中！会計情報や国内外の調査レポート、セミナー情報をお届けしています。
ぜひお手元のスマートフォンにインストールしてご活用ください。

iOS版はこちら



[https://apps.apple.com/
jp/app/id1521403230](https://apps.apple.com/jp/app/id1521403230)

Android OS版はこちら



[https://play.google.com/
store/apps/details?id=li.yapp.
app34AAF9B6](https://play.google.com/store/apps/details?id=li.yapp.app34AAF9B6)

お問い合わせ先
デロイト トーマツ グループ公式アプリ事務局
app-support@tohmatu.co.jp

会計情報

発行日 令和5年8月20日(毎月20日発行)
第565 9月号
発行所 有限責任監査法人トーマツ
テクニカルセンター
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-2 丸の内二重橋ビルディング
Tel.03-6213-1070
Fax.03-6213-1145
MailAddress:trc_mailing@tohatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ <http://www.deloitte.com/jp/audit>
トーマツ会計情報 <http://www.deloitte.com/jp/atc>

本誌掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市約1万7千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを提供し、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの約415,000名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本冊子は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイト・ネットワーク")が本冊子をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本冊子における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本冊子に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001